

平成29年第3回

甲佐町議会9月定例会会議録

平成29年9月8日～平成29年9月12日

熊本県甲佐町議会

平成29年第3回甲佐町議会（定例会）目次

○9月8日（第1号）

応招議員	1
不応招議員	1
出席議員	1
欠席議員	1
本会議に職務のために出席した者の職氏名	1
地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名	1
開会・開議	3
日程第1 会議録署名議員の指名について	3
日程第2 会期の決定について	3
日程第3 議長の諸般の報告について	4
日程第4 町長の提案理由の説明について	4
日程第5 監査委員の報告について	8
散会	10

○9月11日（第2号）

応招議員	11
不応招議員	11
出席議員	11
欠席議員	11
本会議に職務のために出席した者の職氏名	11
地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名	11
開議	13
日程第1 一般質問	13
4番 宮本修治議員	13
2番 佐野安春議員	18
6番 西坂和洋議員	33
3番 荒田 博議員	42
日程第2 同意第1号 甲佐町教育委員会委員の任命に付き同意を求めることについて	46
日程第3 認定第1号 平成28年度甲佐町一般会計歳入歳出決算の認定について	47
日程第4 認定第2号 平成28年度甲佐町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について	67
日程第5 認定第3号 平成28年度甲佐町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について	71

日程第6	認定第4号	平成28年度甲佐町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算 の認定について……………	73
日程第7	認定第5号	平成28年度甲佐町水道事業会計決算の認定について……………	75
	散会	……………	78

○9月12日（第3号）

	応招議員	……………	79
	不応招議員	……………	79
	出席議員	……………	79
	欠席議員	……………	79
	本会議に職務のために出席した者の職氏名……………	79	
	地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名……………	79	
	開議	……………	81
日程第1	承認第6号	専決処分の報告及び承認について……………	81
日程第2	報告第3号	財政健全化判断比率等の報告について……………	83
日程第3	議案第26号	熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及 び規約の一部変更について……………	86
日程第4	議案第27号	業務委託に関する協定の締結について……………	88
日程第5	議案第28号	業務委託に関する協定の締結について……………	88
日程第6	議案第29号	工事請負契約の締結について……………	91
日程第7	議案第30号	平成29年度甲佐町一般会計補正予算（第3号）……………	93
日程第8	議案第31号	平成29年度甲佐町国民健康保険特別会計補正予算（第2 号）……………	107
日程第9	議案第32号	平成29年度甲佐町介護保険特別会計補正予算（第1号）……………	109
日程第10	議案第33号	平成29年度甲佐町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1号）……………	110
日程第11	要望第1号	田代・大谷公民館建設に対する町の支援要望……………	112
日程第12	議員派遣について……………	115	
日程第13	議会広報編集特別委員会の研修報告について……………	115	
日程第14	総務文教常任委員会からの閉会中の継続審査の申し出について……………	116	
日程第15	産業厚生常任委員会からの閉会中の継続審査の申し出について……………	116	
日程第16	議会運営委員会からの閉会中の継続審査の申し出について……………	116	
	閉会	……………	117

9月8日（金曜日）

平成29年第3回甲佐町議会（定例会）議事日程

（第1号）

1. 招集年月日 平成29年9月8日

1. 招集の場所 甲佐町議会議場

1. 開会 9月8日 午前10時00分 議長宣告

1. 散会 9月8日 午前10時34分 議長宣告

1. 応招議員

1番 山内 亮一	2番 佐野 安春	3番 荒田 博
4番 宮本 修治	5番 福田 謙二	6番 西坂 和洋
7番 宮川 安明	8番 緒方 哲哉	9番 本郷 昭宣
10番 渡邊 俊一	11番 本田 新	12番 中村 幸男

1. 不応招議員

なし

1. 出席議員

1番 山内 亮一	2番 佐野 安春	3番 荒田 博
4番 宮本 修治	5番 福田 謙二	6番 西坂 和洋
7番 宮川 安明	8番 緒方 哲哉	9番 本郷 昭宣
10番 渡邊 俊一	11番 本田 新	12番 中村 幸男

1. 欠席議員

なし

1. 本会議に職務のために出席した者の職氏名

議会事務局長 福島 明広 議会事務局事務長 山本 洋子

1. 地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名

町長	奥名 克美	副町長	師富 省三
会計管理者	古閑 敦	総務課長	西坂 直
企画課長	北畑 公孝	くらし安全推進室長	佐々木 善平
税務課長	井上 幸介	住民生活課長	本田 克典
総合保健福祉センター所長	井上 美穂	福祉課長	北野 太
農政課長	岡本 幹春	建設課長	志戸岡 弘
環境衛生課長	橋本 良一	会計課長	古閑 敦

町民センター所長	中 林 健 次	教 育 長	蔵 田 勇 治
学 校 教 育 課 長	荒 田 慎 一	社 会 教 育 課 長	吉 岡 英 二
農 業 委 員 会 事 務 局 長	岡 本 幹 春	選 挙 管 理 委 員 会 書 記 長	西 坂 直
代 表 監 査 委 員	本 田 進		

1. 会議録署名議員の指名について

議長は会議録署名議員に次の2名を指名した。

9番 本郷 昭 宣 10番 渡邊 俊 一

1. 議事日程

議長は本日の議事日程を別紙のとおり報告した。

1. 会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 議長の諸般の報告について

日程第4 町長の提案理由の説明について

日程第5 監査委員の報告について

1. 議事の経過

開議 午前10時00分

○議長（緒方哲哉君） おはようございます。

ただいまの出席議員は12名です。定足数に達しますので、これより平成29年第3回甲佐町議会定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程を報告します。

本日の議事日程は議席に配付のとおりですので、朗読を省略いたします。

日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（緒方哲哉君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

今期定例会の会議録署名議員は、会議規則第117条の規定により、9番、本郷昭宣議員、10番、渡邊俊一議員を指名いたします。

日程第2 会期の決定について

○議長（緒方哲哉君） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。

本件は、議会運営委員会に付託してありますので、委員長の報告を求めます。

宮川議会運営委員会委員長。

○議会運営委員会委員長（宮川安明君） 皆さん、改めてまして、おはようございます。それでは、報告をいたします。

さきの定例会において付託を受けておりました、平成29年第3回定例会の会期及び日程について、議会運営委員会より報告いたします。

去る8月29日に議会運営委員会を開催し、執行部から町長、副町長、総務課長、総務係長、財政係長の出席を求め、正副議長を交え、執行部からの提出案件及び一般質問、その他の案件を勘案し、お手元に配付のとおり、会期を本日9月8日から12日までの5日間と決定いたしました。

本日は、会期の決定、議長の諸般の報告、町長の提案理由の説明、監査委員の報告。9日、10日は、議案調査のため休会。11日は、一般質問、人事案件、平成28年度一般会計、各特別会計歳入歳出決算の認定及び水道事業会計決算の認定。12日は、専決処分、報告案件、規約等変更、業務委託協定の締結、工事請負契約の締結、平成29年度一般会計補正予算、平成29年度各特別会計補正予算、その他、議会提出案件についての審議をいたします。

以上のとおり、議会運営委員会では決定いたしましたので、賢明なる議員各位におかれましては、よろしくご審議の上、ご決定いただきますようお願い申し上げます、報告といたします。

○議長（緒方哲哉君） 会期及び日程については、ただいまの宮川委員長の報告のとおり、決定したいと思います。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は、ただいまの宮川委員長の報告のとおり、本日9月8日から12日までの5日間と決定いたしました。

提出案件は、同意第2号、甲佐町教育委員会委員の任命に付き同意を求めることについて。認定第1号から認定第5号までの平成28年度一般会計及び特別会計歳入歳出決算並びに水道事業会計決算の認定について。承認第6号、専決処分の報告及び承認について。報告第3号、財政健全化判断比率等の報告について。議案第26号、熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について。議案第27号及び28号、業務委託に関する協定の締結について。議案第29号、工事請負契約の締結について。議案第30号から議案第33号までの平成29年度甲佐町一般会計及び特別会計補正予算について。その他、議会提出案件を一括上程いたします。

日程第3 議長の諸般の報告について

○議長（緒方哲哉君） 日程第3、議長の諸般の報告を行います。

議長の諸般の報告については、議席に配付のとおりですので、説明を省略いたします。

以上で、議長の諸般の報告を終わります。

日程第4 町長の提案理由の説明について

○議長（緒方哲哉君） 日程第4、町長の提案理由の説明を求めます。

奥名町長。

○町長（奥名克美君） 皆さん、おはようございます。

本日は、平成29年第3回甲佐町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には、ご多忙中、ご参集をいただきまして、まことにありがとうございます。

それでは、早速ではございますが、今期定例会に提案をいたしております各議案につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

今期定例会に提案いたしております案件は、同意案件が1件、平成28年度甲佐町一般会計及び各特別会計並びに水道事業会計決算の認定についての案件5件、承認案件1件、報告案件1件、同文議決案件1件、協定の締結案件2件、工事請負契約の締結案件1件、平成29年度甲佐町一般会計及び特別会計補正予算案件4件の合計16件でございます。

以下、各議案について、順次ご説明を申し上げます。

まず、同意第2号、甲佐町教育委員会委員の任命に付き同意を求めることについて、ご説明申し上げます。

本件は、現委員の渡邊眞彰氏が、平成29年10月17日で任期満了となるため、同氏を教育委員会委員に再任したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

次に、認定第1号から認定第5号までの各案件は、平成28年度甲佐町一般会計及び各特別会計並びに水道事業会計の歳入歳出決算の認定でございます。

この決算の認定は、地方自治法第233条第1項の規定により、会計管理者から各決算書の提出があり、同条第2項の規定により、監査委員の審査に付しましたところ、別紙のとおり意見書の提出がありましたので、同条第3項の規定により、議会の認定を求めるものであります。

各会計の決算の状況をご説明申し上げます。

まず、認定第1号、平成28年度甲佐町一般会計歳入歳出決算の認定につきましては、歳入歳出差引額9億4,045万6,022円でございます。翌年度へ繰り越すべき財源が3億8,915万4,000円であり、実質収支額は、5億5,130万2,022円でございます。このうち2億8,000万円を財政調整基金に積み立てることといたしております。

次に、認定第2号、平成28年度甲佐町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定につきましては、歳入歳出差引額及び実質収支額とも、1億8,088万5,555円でございます。このうち1,900万円を財政調整基金に積み立てることといたしております。

次に、認定第3号、平成28年度甲佐町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定につきましては、歳入歳出差引額及び実質収支額ともに、5,620万1,139円でございます。

次に、認定第4号、平成28年度甲佐町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定につきましては、歳入歳出差引額及び実質収支額ともに、237万9,631円でございます。

次に、認定第5号、平成28年度甲佐町水道事業会計決算の認定について、ご説明申し上げます。

この決算の認定につきましては、地方公営企業法第30条第1項の規定により決算書を調整しましたので、同条第2項の規定により、監査委員の審査に付しましたところ、別紙のとおり意見書の提出がありましたので、同条第4項の規定により、議会の認定を求めるものでございます。

水道事業会計におきましては、収益的収入及び支出で、収入支出差引額が653万7,516円でございます。

資本的収入及び支出では、収入額が支出額に不足する額が6,082万418円となり、この不足額は、当年度分消費税資本的収支調整額535万2,993円、過年度分損益勘定留保資金5,546万7,425円で補填をいたしております。

なお、当年度純利益が118万1,907円であり、前年度繰越利益剰余金1億651万6,323円と合わせて、当年度未処分利益剰余金が1億769万8,230円となっております。

次に、承認第6号、専決処分の報告及び承認について、ご説明申し上げます。

この専決処分は、平成29年度甲佐町一般会計補正予算第2号でございます。

この補正予算は、7月6日に発生をいたしました梅雨前線豪雨及び落雷による復旧費について、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ、1億1,915万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億9,788万2,000円といたしております。

今回の補正は、歳出では、防災行政無線の基地局設備などにおける被害に対し、8,935

万円、役場庁舎関係設備などにおける被害に対し、1,968万円、林道本坂谷線災害復旧測量設計委託料480万円などを追加し、財源は繰入金、町債に求めております。

次に、報告第3号、財政健全化判断比率等の報告について、ご説明申し上げます。

この報告は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、健全化判断比率並びに資金不足比率を算定し、監査委員の意見を付して、議会にご報告するものであります。健全化判断比率及び資金不足比率は、いずれも基準以内であります。

次に、議案第26号、熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について、ご説明申し上げます。

本件は、熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務及び規約について変更の必要が生じたので、地方自治法第290条の規定により議会のご議決をお願いするものであります。

次に、議案第27号、業務委託に関する協定の締結について、ご説明申し上げます。

本件は、乙女地区災害公営住宅の建設を熊本県へ委託により行うため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により議会のご議決をお願いするものであります。

次に、議案第28号、業務委託に関する協定の締結について、ご説明申し上げます。

本件は、白旗地区災害公営住宅の建設を熊本県へ委託により行うため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により議会のご議決をお願いするものであります。

次に議案第29号、工事請負契約の締結について、ご説明申し上げます。

本件は、町道西小川島線道路災害復旧工事（その2）について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により議会のご議決をお願いするものであります。

次に、議案第30号、平成29年度甲佐町一般会計補正予算（第3号）について、ご説明申し上げます。

この補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ7億9,525万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ119億9,314万1,000円といたしております。

補正の主な内容について、まずは歳出からご説明申し上げます。

総務費では、総務管理費に災害公営住宅整備事業として2億3,622万円、国県過年度清算返還金などとして3,230万1,000円などを追加しております。

民生費では、住宅応急修理費として1,152万円、仮設住宅やみなし仮設住宅等から自宅再建や民間賃貸住宅へ移転される際の費用として助成する転居費用助成金として1,600万円などを追加しております。

衛生費では、保健衛生費に浄化槽設置整備補助金として1,501万2,000円、清掃費に災害廃棄物処理仮置場復旧工事として1,650万円などを追加し、災害廃棄物収集運搬処理業務

委託料1,491万7,000円を減額しております。

農林水産業費では、農業費に台風被害生産施設等復旧対策事業補助金として1,536万円、震災復旧緊急対策経営体育成支援事業補助金に5,827万4,000円などを追加しております。

商工費では、復興支援プレミアム付商品券発行事業補助金として1,000万円などを追加しております。

土木費では、住宅費に町営住宅建替工事として1億2,685万円、宅地復旧補助金として8,000万円などを追加しております。

消防費では、防災公園整備事業として2,860万円などを追加しています。

教育費では、社会教育費に地域コミュニティ施設等再建支援事業補助金として3,919万9,000円などを追加しております。

災害復旧費では、文教施設災害復旧費に宮内地区社会教育センター災害復旧事業として3,500万8,000円などを追加しております。

そのほか、人事異動に伴います人件費の調整を行っております。

歳入では、地方交付税に8,252万2,000円、国庫支出金で災害公営住宅整備事業費補助金2億176万5,000円、社会教育費委託金3,080万5,000円などを追加し、県支出金では平成28年熊本地震復興基金交付金1億4,863万9,000円、震災復旧緊急対策経営体育成支援事業補助金4,474万2,000円などを追加しております。

繰入金では、財政調整基金繰入金2億7,632万9,000円を減額し、介護保険特別会計繰入金760万8,000円などを追加しております。

繰越金では、前年度からの繰越金2億2,130万2,000円を、町債では総務債に災害公営住宅建設事業債3,450万円、土木債で過疎対策事業債4,920万円、公営住宅等建設事業債6,280万円、教育債で過疎対策事業債8,230万円、災害復旧債5,010万円などを追加し、臨時財政対策債1,005万8,000円を減額しております。

次に、議案第31号、平成29年度甲佐町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、ご説明申し上げます。

この補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1億6,104万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ21億3,085万4,000円といたしております。

歳入では、療養給付費等交付金1,903万6,000円、繰越金に1億4,188万5,000円を追加しております。

歳出では、総務費で一般会計繰出金112万円などを追加し、保険給付費で一般被保険者療養費254万2,000円などを追加しております。

介護納付金では、1,523万9,000円を減額し、諸支出金で償還金2,070万5,000円、予備費に1億5,194万4,000円を追加しております。

次に、議案第32号、平成29年度甲佐町介護保険特別会計補正予算（第1号）について、ご説明申し上げます。

この補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ5,854万円を追加し、

歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15億1,086万4,000円といたしております。

歳入では、支払基金交付金で保険給付費交付金151万9,000円、繰越金に5,620万円などを追加しております。

歳出では、基金積立金に2,000万円、諸支出金で支払基金、国、県過年度返還金1,004万円、予備費に1,933万6,000円などを追加しております。

次に、議案第33号、平成29年度甲佐町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、ご説明申し上げます。

この補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ237万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億4,539万5,000円といたしております。

歳入では繰越金237万8,000円を追加しております。

歳出では、予備費に236万3,000円などを追加しております。

以上、ご提案いたしました各議案につきまして、提案理由のご説明を申し上げましたが、ご審議の節は、各担当課長に説明いたさせますので、適切なご議決をいただきますようお願い申し上げます、ご審議の節は、各担当課長に説明いたさせますので、適切なご議決をいただきますようお願い申し上げます、ご審議の節は、各担当課長に説明いたさせますので、適切なご議決をいただきますようお願い申し上げます。よろしくお願いたします。

○議長（緒方哲哉君） 以上で、町長の提案理由の説明を終わります。

日程第5 監査委員の報告について

○議長（緒方哲哉君） 日程第5、監査委員の報告についてを議題とします。

本田代表監査委員より、決算審査意見書の報告を求めます。

本田代表監査委員。

○代表監査委員（本田 進君） 皆さん、おはようございます。代表監査委員の本田でございます。これより監査委員の報告を行います。どうぞよろしくお願いたします。

町長から、地方自治法第233条第2項及び同法第241条第5項の規定により、平成28年度各会計の歳入歳出決算等、並びに各基金の運用状況について審査に付されましたので、各会計の決算について中村監査委員とともに審査を実施し、その審査結果について町長へ報告を行ったところでございます。

審査の期間は、平成29年7月27日から8月15日まで、実質、延べ6日間実施しております。

審査の結果といたしましては、審査に付されました一般会計及び特別会計歳入歳出決算並びに水道事業会計決算、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書の計数は、誤りのないものと認められました。

審査内容の詳細につきましては、皆様に配付しております決算審査意見書のとおりでございますが、最後に意見書の「むすび」について朗読をし、報告とさせていただきます。

意見書の21ページをお願いいたします。

第9「むすび」、平成28年度一般会計・特別会計及び水道事業会計の歳入歳出決算及び実質収支に関する調書、財産に関する調書を審査の結果、各会計決算関係については、法令に準拠して適正に会計経理が処理されていることを認めた。

下表は財政構造指標の推移である。経常収支比率は81.7%から87.7%に増加している。その要因としては、経常経費である公債費及び扶助費の増加及び経常一般財源である町税及び普通交付税の減少によるものと考えられる。

また、財政力指数は、1に近いほど財源に余裕があるとされているが、ここ数年0.29%前後となっているので、自主財源確保に向けた取り組みを行う必要がある。

第28表の表は、省略させていただきます。

現年分の町税等の徴収状況については、国民健康保険税を除く町税・水道使用料・住宅使用料・介護保険料・給食費とも97.5%以上の高い水準を維持しており、関係部署の努力は評価できる。しかしながら、滞納繰越分についての徴収率は4.9%から14.8%の低い水準で推移しており、熊本地震の影響により平成28年度徴収業務が停滞したのはいたし方ないところもあるが、特段の工夫と努力が必要である。特に、国民健康保険税の滞納額は、1億2,047万4,000円と多額であり、国保会計の運営にも支障を来すことが危惧されるので、徹底した取り組みを期待する。

本年度は、数百年に一度あるかないかという4月に発生した熊本地震で多くの被災者が困難に直面したものである。その上、6月の時間雨量150ミリという、これまた記録的大雨が追い打ちをかけてしまい、全町民が何らかの被害を受けたものと考えられる。

こうした中、執行部職員が一丸となって、通常業務に加えて、この災害の被災者支援と復旧・復興に迅速かつ真剣に取り組まれ、大きな成果を上げられたことは大いに評価できる。

本町においては、仮設住宅、公費解体も県内トップで開始したり、復興住宅等の構想も他町に対しても先手先手の対応をされている。仮設住宅では、地域包括支援センター及び地域支え合いセンターが中心となり、入居者の都合に合わせ、手すりの設置や段差解消に取り組んだり、不自由な生活の中にも心身のケアを図られている。

このたびの災害における町内外からのボランティアによる支援、さらには他市町村からの中長期的に職員の派遣による支援、また支援物資、義援金等は決して忘れることのできないことであった。

本町の財政規模は、熊本地震等の災害復旧事業により、前年度決算額58億円から103億円へと2倍近くに膨らんでいる。激甚法による特例国庫負担により補助金、交付税等の支援も通常より大きいものがある。とはいえ、本町の一般財源での負担も高額になっていて、今後も継続すると思われるので、財政の健全化対策により一層の努力をされたい。

以上で、平成28年度決算審査に係る報告を終わります。

○議長（緒方哲哉君） 以上で、本田代表監査委員による平成28年度一般会計及び特別会計歳入歳出決算並びに水道事業会計決算審査意見書の報告が終わりました。

何か質問ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） ありませんということでございます。

監査委員さんにおかれましては、長期間の監査、大変お疲れさまでございました。議会

を代表して、両監査委員へ深い敬意を表しますとともに、心からの謝意を申し上げます。

以上をもって、本日の日程は終了いたしました。

来週の月曜日、11日は、午前10時から本議場において会議を開きます。

本日は、これをもって散会いたします。お疲れさまでございました。

散会 午前10時34分

9月11日（月曜日）

平成29年第3回甲佐町議会（定例会）議事日程

（第2号）

1. 招集年月日 平成29年9月8日

1. 招集の場所 甲佐町議会議場

1. 開会 9月11日 午前10時00分 議長宣告

1. 閉会 9月11日 午後4時22分 議長宣告

1. 応招議員

1番 山内 亮一	2番 佐野 安春	3番 荒田 博
4番 宮本 修治	5番 福田 謙二	6番 西坂 和洋
7番 宮川 安明	8番 緒方 哲哉	9番 本郷 昭宣
10番 渡邊 俊一	11番 本田 新	12番 中村 幸男

1. 不応招議員

なし

1. 出席議員

1番 山内 亮一	2番 佐野 安春	3番 荒田 博
4番 宮本 修治	5番 福田 謙二	6番 西坂 和洋
7番 宮川 安明	8番 緒方 哲哉	9番 本郷 昭宣
10番 渡邊 俊一	11番 本田 新	12番 中村 幸男

1. 欠席議員

なし

1. 本会議に職務のために出席した者の職氏名

議会事務局長 福島 明広 議会事務局事務長 山本 洋子

1. 地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名

町長	奥名 克美	副町長	師富 省三
会計管理者	古閑 敦	総務課長	西坂 直
企画課長	北畑 公孝	くらし安全推進室長	佐々木 善平
税務課長	井上 幸介	住民生活課長	本田 克典
総合保健福祉センター所長	井上 美穂	福祉課長	北野 太
農政課長	岡本 幹春	建設課長	志戸岡 弘
環境衛生課長	橋本 良一	会計課長	古閑 敦

町民センター所長	中 林 健 次	教 育 長	蔵 田 勇 治
学 校 教 育 課 長	荒 田 慎 一	社 会 教 育 課 長	吉 岡 英 二
農 業 委 員 会 事 務 局 長	岡 本 幹 春	選 挙 管 理 委 員 会 書 記 長	西 坂 直
代 表 監 査 委 員	本 田 進		

1. 議事日程

議長は本日の議事日程を別紙のとおり報告した。

1. 会議に付した事件

日程第1 一般質問

日程第2 同意第2号 甲佐町教育委員会委員の任命に付き同意を求めることについて

日程第3 認定第1号 平成28年度甲佐町一般会計歳入歳出決算の認定について

日程第4 認定第2号 平成28年度甲佐町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第5 認定第3号 平成28年度甲佐町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第6 認定第4号 平成28年度甲佐町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第7 認定第5号 平成28年度甲佐町水道事業会計決算の認定について

1. 議事の経過

開議 午前10時00分

○議長（緒方哲哉君） おはようございます。

ただいまの出席議員は12名です。定足に達しますので、これより本日の会議を開きます。
本日の議事日程を報告します。

本日の議事日程は議席に配付のとおりですので、朗読を省略いたします。

日程第1 一般質問

○議長（緒方哲哉君） 日程第1、一般質問を行います。

今期定例会の文書による一般質問の通告は4名です。

順次、質問を許します。

なお、議事の進行上、かねてからの申し合わせのとおり、1議員当たりの質問時間をおおむね1時間とし議事運営させていただきますので、質問者並びに答弁者の的確な対応をお願いいたします。

最初に、4番、宮本修治議員の質問を許します。

4番、宮本議員。

○4番（宮本修治君） おはようございます。4番、宮本でございます。よろしくお願いいたします。

質問事項に沿って質問したいと思いますけれども、1項目めの復興住宅等の整備についてということではありますけれども、金曜日の全員協議会の中で質問等含めて説明がありました。その中で2項目しか出しておりませんけれども、とにかく5項目ほど聞きたいと思いましたが、10項目ほど説明がありましたので、ありがた迷惑というか、さらに聞きたいことがなかなか聞けないようになりましたので、この1項目めは省略したいと思います。

2項目めの人口増対策についてということでお聞きしたいと思います。27年度作成された甲佐町総合戦略、甲佐町人口ビジョンということで、人口増対策についてということで、将来の方向性と展望についてということで質問をしたいと思えます。

まず1点目に、まち・ひと・しごと創生人口ビジョンには平成27年度までの人口の将来展望が示されているが、5年後、10年後、20年後の人口目標を改めて説明をお願いしたいと思います。

○議長（緒方哲哉君） 企画課長。

○企画課長（北畑公孝君） それでは、まち・ひと・しごと創生人口ビジョンの人口目標を改めて説明ということですので、ご説明させていただきます。

まち・ひと・しごと創生人口ビジョンでは、実績値であります平成22年を起点とし、5年ごとの人口推計値、目標値を平成27年度まで示しております。同ビジョンの策定時の平成27年からの5年後、10年後、20年後の推計値、目標値でご説明させていただきます。

5年後に当たります平成32年度では推計値1万116人、これに対しまして目標値を1万

257人、10年後の平成37年度では、推計値9,551人に対しまして目標値9,821人、20年後の平成47年度では、推計値8,419人に対しまして目標値9,121人としております。

以上でございます。

○議長（緒方哲哉君） 宮本議員。

○4番（宮本修治君） 推計値、目標値ということではなっておりますけども、以前に説明を受けたときには、何十年後か、ちょっと記憶にございませんけども、7,000人程度になるということでありましたけども、現在の人口は何人になっておりますでしょうか。

○議長（緒方哲哉君） 企画課長。

○企画課長（北畑公孝君） 現在の人口ということですが、平成27年度に国勢調査が実施されております。平成27年度の国勢調査の人口で1万717人となっております。

以上でございます。

○議長（緒方哲哉君） 宮本議員。

○4番（宮本修治君） 今、1万717人となっていることで、その27年度ということでありまして、20年後の平成47年度の推計値では、今の人口から約2,300人の減少を7,000人圧縮して、約1,600人の減と目標を定めておられますが、その目標達成の具体策はいかがですか。

○議長（緒方哲哉君） 企画課長。

○企画課長（北畑公孝君） 目標達成の具体策というご質問でございますけれども、今回、まち・ひと・しごと創生人口ビジョンを策定に当たりまして、まち・ひと・しごと創生総合戦略を作成しております。その総合戦略におきまして四つの政策目標で、まず政策目標1として、甲佐町ならではの「しごと」を生み出す。政策目標2として、新しい「ひと」の流れによる交流人口の拡大と定住促進、政策目標3として、若い人の結婚・出産・子育てのライフステージに合わせた支援を行う、政策目標4として、安心安全な暮らしのできるずっと住み続けたい「まち」を実現するとしております。また、これらの政策目標に対しまして基本的方向と基本戦略を掲げており、これらを実行することにより目標を達成したいと考えております。

以上でございます。

○議長（緒方哲哉君） 宮本議員。

○4番（宮本修治君） 四つの政策目標として掲げておられますけども、なかなか人口減ということで考えておられるかもしれませんが、そこで、住民生活課長にお願いしたいと思っておりますけども、9月7日の熊日新聞のほうに、熊本市も人口減突入ということで新聞のほうに掲載されておりましたけども、この記事によると、少子高齢化が進んでいく中で、死亡者数が出生者数を上回って自然減と転じたことが理由ということでありましたけども、甲佐町では、熊本市よりさらに少子高齢化が進展している状況であることから、今後の自然減の加速が心配になるわけですが、ここ5年間の自然増減の推移をお聞かせをお願いします。

○議長（緒方哲哉君） 住民生活課長。

○住民生活課長（本田克典君） それでは、平成24年度から平成28年度までの5年間に つきましての出生、それから死亡の数につきまして、ご報告いたします。

24年度、出生90、死亡178。25年度、出生90、死亡158。26年度、出生74、死亡144。27 年度、出生88、死亡185。28年度、出生78、死亡190でございます。合計いたしますと、 出生が420、死亡が855。

以上でございます。

○議長（緒方哲哉君） 宮本議員。

○4番（宮本修治君） 今、説明がありましたように、出生が420と死亡が855と倍近く の自然減ということになっておりますけれども、そのような中で、企画課長からさっき答弁 があった人口の将来展望について、いかに人口の減少率を抑えていくか、緩やかに人口減 少を推移させていくかということであったが、そのためには、社会増減、いわゆる転入・ 転出の増減が重要になってくると思いますけれども、ここ5年間の社会増減の推移をお願い したいと思います。

○議長（緒方哲哉君） 住民生活課長。

○住民生活課長（本田克典君） それでは、24年度から28年度の5年間にかけましての 転入・転出の数につきましてご報告いたします。

24年度、転入403、転出328。25年度、転入286、転出364。26年度、転入239、転出316。 27年度、転入298、転出376。28年度、転入309、転出331。合計いたしますと、転入1,535、 転出1,715でございます。

以上でございます。

○議長（緒方哲哉君） 宮本議員。

○4番（宮本修治君） これも転入ということになれば1,535とトータルで、転出が 1,715というわけでありましてけれども、転出も多い、亡くなられる方も多ということで、 転出に当たっては、転入も、なかなか魅力がないんじゃないかならうかと思えます。甲佐町、 こういうことを言っていていかわかりませんが、役場の職員の方でも、地元でありなが ら、よその町外から通ってこられると、転出してですね。そういうことも現にあるわけ ですけれども、仮に甲佐町に定住していただくためには、やな場だけじゃ誰も来ないと。仮に キンモクセイがあったからといって、ここに転入してこられるというわけでもございませ んけれども、とにかく何か甲佐町の魅力がないことには、今後はどんどん減っていく可能性 はあると思えます。

それで、20年後の全ての政策が定住促進を図る上で重要だと思いますけれども、目標達成 を図るには、政策目標の1と2の雇用の場の確保と住む場所の確保と私は考えております けれども、まず、雇用の場の確保についてですが、新たな企業を誘致するには用地の確保が 必要でありますけれども、さきの定例会一般質問のときに企業誘致については質問をし、答 弁をいただいておりますけれども、総合戦略に掲げてある平成31年目標の工業団地確保は 難しい印象だったが、いかがですか。

○議長（緒方哲哉君） 企画課長。

○企画課長（北畑公孝君） さきの定例会におきまして一般質問時に、これまでの進出企業の数や、平成27年度に実施いたしました開発適地の調査、選定の結果につきまして答弁をさせていただいております。平成27年度に策定いたしました総合戦略につきましては、この開発適地の調査、選定の結果に基づき、今後の整備基本方針等を検討し、事業を推進していくこととしておりましたが、昨年、平成28年度熊本地震が発生しております。その影響により、財政面も含め整備時期の検討が必要と考えております。

以上でございます。

○議長（緒方哲哉君） 宮本議員。

○4番（宮本修治君） 今、説明がありましたように、ここ数年間は社会増減も減少傾向で推移していることでありましたけども、社会増に転じていくためには、さらなる定住促進が必要になってくると思います。

それで、企業誘致が進まないのであれば、住む場所の確保はということをお願いしたいと思います。

○議長（緒方哲哉君） 企画課長。

○企画課長（北畑公孝君） 本町では、これまで住宅開発支援や定住助成金の交付、また、遊休資産を活用した住宅の分譲を行い、一定の成果を上げているところではございます。

総合戦略においては、これまでの住宅開発支援や定住助成金に加え、空き家バンク創生や交流人口の拡大を図り、町の魅力を発信し、定住促進を図ることとしております。

以上でございます。

○議長（緒方哲哉君） 宮本議員。

○4番（宮本修治君） 確かに、これまでの開発や住宅建設を促す施策の一定の成果が見られたと思いますけども、甲佐地区に災害公営住宅建設に合わせ、子育て支援住宅建設を計画されていると思いますけども、町が住宅を建設し定住してもらう、これの成果が早くあらわれないかと思います。

ただ、当初の説明では、30戸から50戸の建設と聞いておりましたけども、全員協議会の説明では、用地の都合で20戸の建設となっておりますけども、今後、新たな住宅建設の計画予定はありますでしょうか。

○議長（緒方哲哉君） 企画課長。

○企画課長（北畑公孝君） 子育て支援住宅の建設につきましては、昨年の12月に30戸から50戸の建設と説明しておりました。金曜日の全員協議会でご説明いたしましたとおり、20戸の建設を行うこととなりました。新たな子育て支援住宅等の建設の計画は、現在のところ、ございませんが、定住施策の選択肢の一つとして検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（緒方哲哉君） 宮本議員。

○4番（宮本修治君） いずれにせよ、定住施策を推進していく上では、本町の魅力を

広くPRしていく必要があると考えておりますけれども、町では何を魅力と考え、その魅力をどのようにアピールして定住施策につなげていかれるおつもりでしょうか。

○議長（緒方哲哉君） 企画課長。

○企画課長（北畑公孝君） 町の魅力、情報の発信という質問でございますけれども、まず、本町におきます定住施策に関しまして、定住助成金等につきましてパンフレットを作成しております。これに関しましては、イベント時等に配布をしております。まず第一に、交流人口の拡大をもとに定住者を増やすというところで、本町におきますイベントといたしまして、商工会青年部のほうが主導されております蚤の市や、また、スポーツフェスタ等におきまして、定住のパンフレットを配布もしております。また、この定住施策のパンフレットにつきましては、住宅展示場等にも配布をしております。

甲佐町の魅力発信ということですが、甲佐町のホームページ等に甲佐町の観光情報や施設等を掲載しておりますが、それとは別に、SNSでフェイスブック等によって、また情報を発信し、甲佐町のホームページに誘導を行っているところでございます。

以上でございます。

○議長（緒方哲哉君） 宮本議員。

○4番（宮本修治君） PR、いろんな魅力にのっとったPRということでもありますけれども、皆さんに何が魅力あるかと聞きたいわけではございませんけれども、なかなか答えられんと。甲佐町に何が魅力があるかと。早かれ遅かれ、もう世代交代の時期に入っておりますけれども、そういう中で、少子高齢化、人口減少社会に対応していくため、定住施策は甲佐町にとって非常に重要な施策であると考えておりますけれども、特に若い子育て世代を多く獲得することで、自然増、社会増にもつながると考えております。

そのような中で、今回、建設計画されている子育て支援住宅には大きな期待を寄せているところでございますけれども、今後、新たな子育て支援住宅の建設について、町長のお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（緒方哲哉君） 奥名町長。

○町長（奥名克美君） 先ほどから企画課長のほうで将来の人口推計の説明がありました。5年後推計値が1万116人、また、目標値は1万257人、それが10年後になりますと、推計値、目標値ともに1万人を割ってしまうというような数字が出ております。私個人といたしましても、何とかこの1万人という数字を継続していきたい、そういう強い思いがあるわけなんですけれども、そういった中で、振り返ってみますと、7年前、平成22年度になりますけれども、この年、一時的に人口が39人、前年度に比べて増加した年がありました。それから、その後、しばらくは横ばい状態で推移をいたしておりましたけれども、この要因として一番大きなものとしては、民間事業者による宅地開発があったように思います。それと、その開発地が分譲されたのと並行いたしまして、町からの定住支援の助成、それから子育て支援の各種施策、そういったものが相乗効果をもたらして、そういう人口増現象の結果をもたらしたというふうに理解しております。

ただ、その後、その住宅用地についても、ほとんど全てに近いような状況で売却が進み

ましたし、受け皿がなくなってしまったということでもあります。それを契機に、再び人口減少に転じている現実があります。

そこで、今回、甲佐地区の住まいの復興拠点施設といたしまして、災害公営住宅、そして子育て支援住宅、これを併設しながら、また、都市防災公園の機能も持たせた広場を設けまして、両施設の居住者の交流を図ることといたしておりますけれども、この子育て支援住宅については、もう議員にもご説明しておりますとおり、20戸建設をいたします。子育てしやすい住環境を創造することによって、確実に本町への定住にも結びついてくると我々も期待をしているところであります。そういったことから、今後につきましても、住宅建設後の動向、それから民間によります宅地開発の状況等も勘案をしながら、検討を進めたいという考えを持っております。

ただ、もう議員もご承知のとおり、昨年の熊本地震の影響を受けまして、現在、復旧・復興、いろんな事業を進めておりますけれども、非常に財政出動が大きくなっております。したがって、そういう財政上の問題とも、これは当然照合しながら進めるべきであるというような考えを持っているところであります。

それと、いろんなことを考えるにしろ、公共用地の場所も幾つかございますので、そういった用地をいかにうまく活用していくのか、これも一つの検討課題だろうというふうに認識をしているところです。

以上です。

○議長（緒方哲哉君） 宮本議員。

○4番（宮本修治君） 既に町長の答弁にもありましたように、震災以降、財源不足ということで、今後、どうなるかわかりませんが、そうあってはならないということで、仮に、今回、子育て支援住宅の中で20戸になっておりますけれども、当初の計画よりも大分半減したということになりますけれども、仮に、今、少子化になって、夫婦で子どもが1人できて、1世帯当たり3人としても、20戸なら60人しかないということになりますけれども、財源の確保もありますけれども、今後はどんどん前向きに、財源と照らし合わせながら、甲佐町の若者の世代交代につながる雇用の確保と、若者が甲佐町に残れるような工面をしていただき、どんどん、人口減は仕方ありませんけれども、それに半減するぐらいの施策で取り組んでいただきたいと思います。

短時間ではありましたが、これで私の一般質問を終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

○議長（緒方哲哉君） これで、4番、宮本修治議員の質問は終わりました。

次に、2番、佐野安春議員の質問を許します。

2番、佐野議員。

○2番（佐野安春君） 一般質問通告書に従いまして、一般質問を行います。

質問事項第1、災害に備えての防災対策についての課題であります。

今月、9月1日は防災の日であります。1923年（大正12年）9月1日に発生しました関東大震災にちなんだものと言われております。昨年は4月に二度にわたる大震災が発生し、

6月には時間雨量150ミリという歴史的な豪雨が起こり、甲佐町にも家屋、農地、道路、橋梁など大きな被害がもたらされました。町民の皆さんも町も復興途上にあります。

甲佐町の地形は、町中央部を緑川が流れ、甲佐岳を初め、300から400の山が林立し、多くの支流が緑川に流れております。町地域防災計画書資料編によれば、重複している部分もあるかと思いますが、町内の危険箇所は、水害危険箇所22カ所、土石流危険渓流20カ所、急傾斜地崩壊危険箇所40カ所、山腹崩壊危険箇所9カ所、崩壊土砂流出危険箇所20カ所、道路・橋梁危険区域11路線、土砂災害区域等は228カ所ということで、危険箇所数は350カ所を超え、影響を受ける世帯はおよそ1,200世帯となります。多くの町民の皆さんが危険箇所や危険地帯と隣り合わせの中で日々の生活を送られております。

地域防災計画書によれば、昭和62年度から公共土木及び農業土木の被害額は掲載されておりますが、この30年間に於いて、被害があった年は22年、率にして73.3%です。被害額は59億7,000万円ほど、このうちに平成28年度はおよそ45億7,000万円です。この1年間だけで30年間の76.5%の被害額であります。その数値からも、昨年の熊本地震や豪雨被害は甚大であったことがわかります。これだけの危険箇所、危険区域が甲佐町にはあります。町はこれまで、これらの危険箇所について、危険性の除去のために努力をされてきたと思いますが、最近、数年間で危険性を防ぐ工事等が行われておりますでしょうか。土砂災害警戒区域に対する対策はどうなっておりますでしょうか。答弁をお願いいたします。

○議長（緒方哲哉君） 建設課長。

○建設課長（志戸岡 弘君） それでは、危険箇所についての実績ということでお答えさせていただきます。

地域防災計画書の資料編には、地すべり、崖崩れの危険対策として急傾斜地対策事業を行うということで、40カ所の掲載をしております。急傾斜地崩壊対策事業には、国の補助を受けて行う国庫補助事業と単県事業がありますが、これはいずれも事業主体が県というふうになっております。急傾斜地崩壊対策事業として、県の急傾斜地施設整備台帳に記載されている箇所は、これまで整備をしたという記載台帳ですけれども、これに記載されておりますのが10カ所でございます。したがって、県で行われた急傾斜地対策事業も10カ所ということになります。

また、一つの地域で事業が完了するまでには3年から5年という長い年月がかかりますので、それとまた、事業を行うに当たっては、一定の要件がございます。保全対象の戸数などの要件もありますので、危険区域全てが事業の対象区域ではないということで、事業のおくれ等が、できない場所もあるということがございます。

以上でございます。

○議長（緒方哲哉君） 佐野議員。

○2番（佐野安春君） 地域防災計画書の中には、今、建設課長のほうからのご説明もありましたが、崖崩れ危険区域、その中で急傾斜地の崩壊危険箇所40カ所というのが載せられております。その中で危険区域の指定の日がありまして、記載がないのが多数なのですが、古いものでは昭和23年とか昭和29年というのがあります。昭和23年であれば既に69

年経過をしております。対策がされたと思いますが、現在でも危険箇所の指定でありますので、安全ではないということになります。危険箇所が多数あるものに対して具体的対策を実行して、少なくしていくことが安心・安全なまちづくりを目指している町の方向にも合致するものではないかというふうに思います。

第6次甲佐町総合計画後期基本計画の防災の取り組みを見ますと、防災計画の推進では、防災機材の整備や、ハザードマップを活用し、危険箇所、浸水想定範囲、避難場所等の周知徹底を図るとあり、砂防急傾斜地等の危険区域の点検と整備に努めるとともに、治山治水対策を推進するとあります。一度にとか、すぐにとかいうことは、それは実際上は難しい面がありますが、5年先、10年先には対策が見えてくるような具体的な手だてを進めていく必要があると思いますが、いかがでしょうか。

○議長（緒方哲哉君） 建設課長。

○建設課長（志戸岡 弘君） 今後の具体的な対策はあるのかということですが、急傾斜地崩壊対策事業の計画は、昨年、熊本地震で激甚災害の指定を受けて、急傾斜地崩壊危険区域内で被災のあった4カ所につきましては、今年度から災害関連地域防災崖崩れ対策事業として実施することになっております。その4カ所の地域の対象区域は、豊内地域が2カ所と、津志田地区、府領地区となっております。

また、通常危険区域についての急傾斜地の対策事業の今後の計画といたしましては、事業採択要件を満たしております、現在では二つの地域が事業採択要件を満たしておりますので、単県急傾斜地崩壊事業の要望を行っているところでございます。

以上でございます。

○議長（緒方哲哉君） 佐野議員。

○2番（佐野安春君） 幾つかは対策がなされているというふうなことでお話がありました。また、すぐに対策ができない区域に対しては、町総合計画にもありますように、点検と整備が必要であるというふうに思います。その点で、点検と整備については、町としてどのようにされているのか、答弁をお願いいたします。

○議長（緒方哲哉君） 建設課長。

○建設課長（志戸岡 弘君） これまでに整備した施設の点検については、熊本県等で点検を行われますけれども、あと地域の住民の方々の通報によって、町でも点検に行っており、県のほうに協力依頼をしております。

それと、区域内に関する管理等につきましては、急傾斜地崩壊区域内での土地の保全については、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律という中で、土地の所有者は、その土地の維持管理については、崩壊が生じないように努めなければならないとありますので、所有者が管理を行うこととなります。管理がされていない箇所については、自己保全等を促していきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（緒方哲哉君） 佐野議員。

○2番（佐野安春君） 今、お話もありましたが、実際上、昨年の熊本地震及び6月豪

雨における被害で、一部のレッドゾーンと言われる部分については崩壊が起きましたし、そういったことについては、改善の対策を行われる予定になっているというふうに思います。

問題は、やっぱりその多くある危険箇所に対する管理と改善対策であるというふうに思います。管理については、今、建設課長がお話しされましたが、所有者に任されているというところで、実際にはなかなかその管理が行き届かないと。やっぱり見た感じ、放置をされているんじゃないかというようなのが、私が見る範囲での実態ではないかというふうに思います。防止に関する法律や、その県の施策や、町の防災計画はありますが、崩壊を防ぐ有効な措置がされないという理由の一つが、所有者の費用負担というものがあると考えられます。急傾斜地の維持管理作業に対する、私としては、一定の支援、援助が必要なものというふうに思います。町民の皆さんの安心・安全を確保するため、所有者の崩壊を防ぐ管理をされる費用負担に支援をすれば、やはりその整備も進むのではないかと思います。その点はいかがでしょうか。

○議長（緒方哲哉君） 建設課長。

○建設課長（志戸岡 弘君） それでは、自己保全と費用負担について回答いたしたいと思います。

自己保全がどうしてもできない箇所について、県のほうに協議をしましたところ、何らかの理由で自己保全ができず、そのまま放置しておけば崩壊を助長するような場合は、県のほうも実情に応じて個別の対応を考えていくという回答を得ております。

維持管理のその費用負担についての支援については、現在のところ、維持管理についての支援はありませんが、災害を助長するような場合には、先ほども申しましたとおり、県でも保全についても個別の対応をするということですが、町でも、災害が起きそうな場合や災害を防除する必要がある場合には、災害の初期対応を行っているところでございます。維持管理の支援策については、県に支援制度が新たに創設できるか協議して、要望していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（緒方哲哉君） 佐野議員。

○2番（佐野安春君） 熊本県が土砂災害の危険住宅に対して移転費用の補助事業を行っておるんですね。以前とは違った具体的な対策が行われているというふうに思います。やはり町民の生命・身体を守り、町民の安心を実現するために、その点でもっと県に強く働きかけていく必要があるかと思いますが、いかがでしょうか。

先ほどの質問との関連で、いわゆる管理維持のために、やっぱり所有者に対する支援をしていくということで、町の財政からは難しいということであれば、やっぱり県から積極的にそういった点での支援を促すように、町としても働きかけをしていく必要があるのではないかと考えております。

○議長（緒方哲哉君） 奥名町長。

○町長（奥名克美君） 議員のご指摘もわからんではありませんけれども、じゃあそう

いった箇所が、例えば県内においてどれだけあるのか、恐らく膨大な数だろうと思うんですよね。県としても、これまでもやっぱり、例えばその急傾斜地の下のところの住宅等があったりとか、やはり被災を受ける影響の大きいところから、恐らく整備を進めておられるんだろうというふうに私は理解しております。

ちょっと考えていただければわかるんですけども、下豊内の集落についても、今回、免ノ山の崩壊がちょっと心配されましたので、その点については、熊本地震の発生後、直ちに国土交通省のほうにお願いをしまして、テック・フォースのほうで基礎調査をやっていただきました。そういった調査の結果を受けて、県のほうにもすぐさまお願いに行ったわけでありすけれども、そういった手順をちゃんと踏んだことによって、恐らくあれだけの事業がすぐさま事業化されるということは、恐らくこれまでにはなかったんだろうと私は思います。ですから、そういった点がいろいろ危惧されるような場所については、我々も今後とも考えなくちゃいけませんけれども、ただ、総体的に全箇所を県にお願いしてというのは、なかなか厳しいところが私はあると思いますので、その点については、ぜひご理解のほどをよろしく申し上げます。

○議長（緒方哲哉君） 佐野議員。

○2番（佐野安春君） 町長のほうから具体的な事情についてのお話がありましたが、やはりできる箇所といますか、何も前進がないと、やっぱり町民の皆さんは、何もないんだろうか、できないんだろうかというふうなところがありますので、やはり具体的に、やっぱり計画的に、その危険箇所を少なくするといいますか、そういった対策を、町としても防災計画もつくっていらっしゃるし、そういった点で町民の安心・安全のために対策が進んでいくことを、私としてもお願いしたいというところがあります。

それから、やはりそういった実情は、私もちょっとつかめないところがありますが、所有者が不在とか不明とかいった、そういった危険箇所というのはあるんでしょうか、どうでしょうか。

○議長（緒方哲哉君） 建設課長。

○建設課長（志戸岡 弘君） 県のほうにお尋ねしましたところ、区域に指定されて、いざ事業をしようとした場合にも、行方不明だとか、用地が買収できないような実例が問題になっております。

以上でございます。

○議長（緒方哲哉君） 佐野議員。

○2番（佐野安春君） そういった目に見えないといいますか、やっぱりどなたが所有者であるかということを実態をつかむことも、対策を進めていくことにもつながりますので、町としても県と相談しながら、そういった状況については、現行が確認できるようにお願いしたいというふうに思います。

次の質問に移っていきます。

避難行動要支援に対する対策について質問いたします。

町地域防災計画書には避難行動要支援者に対する避難支援の項目があります。名簿の作

成、対象者の範囲、避難支援関係者、情報の取り扱い、名簿情報の管理等があります。避難行動要支援者の対象者の方を6項目に分けて挙げてありますが、要介護3から5の方、身障者1・2級の介護者を必要とされる方、療育手帳Aを所持する知的障害者の方、精神障害者保健福祉手帳1・2級を所持されている方で単身世帯の方、町の生活支援を受けている難病患者の方となっています。例えば、要介護5の状態の方というのは、介護なしには日常生活を営むことがほぼ不可能な状態の方というふうになっております。いずれも対応については、一定の知識や専門的な知識が必要というふうに思いますが、避難支援関係者となる消防団員、民生委員、自主防災組織、区長等の皆さんには、事前に研修とか訓練が不可欠と思われますが、これまでにそうした検証及び訓練はありましたでしょうか。また、予定をされているということはありませんでしょうか。

○議長（緒方哲哉君） ぐらし安全推進室長。

○ぐらし安全推進室長（佐々木善平君） 地区の防災訓練等につきましては、年内に今年度は町の総合防災訓練を実施する予定としております。

以上でございます。

○議長（緒方哲哉君） 佐野議員。

○2番（佐野安春君） 町の総合防災訓練は行われる予定ということですが、今、私が質問に上げました、避難行動要支援者に対する研修とか訓練とかということはいままでにあったのか、また、これから予定があるのかということについてはいかがでしょうか。

○議長（緒方哲哉君） ぐらし安全推進室長。

○ぐらし安全推進室長（佐々木善平君） 研修等につきましては、具体的には把握をしておりませんが、先ほど申しました行政区等で行う防犯訓練、あるいは老人会、あるいは公民館講座などを通じまして、平常時から要支援者と避難支援者との関係づくりを進めるような、ソフト面からの避難行動要支援者の避難誘導等について、町としても支援をしていきたいというふうに考えております。

○議長（緒方哲哉君） 佐野議員。

○2番（佐野安春君） 広く町民の皆さんに対する避難訓練というのは当然必要なことで、これまでもされた経験もあるかと思うんですが、ここに書いてある行動要支援者という方は、町内に何人いらっしゃいますでしょうか。

○議長（緒方哲哉君） 福祉課長。

○福祉課長（北野 太君） それでは、避難行動要支援者の現在の人数ということですが、今年度3月議会で避難行動要支援者に関する条例というのをご議決いただいて、4月1日施行で、5月、6月をかけて民生委員さんをお願いして、それぞれの項目に該当する方、もしくは項目に該当しないけども、避難支援が必要な方を全部調査いただいております。その結果、人数が今のところ244人となっております。

なお、今の進捗状況につきましては、この人数、244人をまずシステムのほうに入力しまして、それぞれの自主防災組織もしくは消防関係に提供できるように、具体的な個人情報

報を載せた名簿を作成中という状況でございます。

以上でございます。

○議長（緒方哲哉君） 佐野議員。

○2番（佐野安春君） 244名の方が、現在、避難行動要支援者の方ということになります。實際上、広く町民の皆さんに対する、そういった防災に対する訓練といいますか、そういったものも実際にするのは時間もかかりますし、大変だとは思いますが、目的を達成するためには計画が重要でありますし、計画だけで実践がなかなか難しい場合もあります。しかし、昨年、大きな災害を二度も経験し、スムーズにできなかったことも幾つかあるかと思えます。町の計画書に書かれている項目については実践ができるように、今、お話があったように、じわっとではあります、進められているというふうに思います。実際の災害時に行動ができるように、今から計画の内容も先に進むようにしていく必要があるというふうに思います。

それと、この避難行動要支援者リストに含まれない援助を要する高齢者等の方々も、まだまだいっぱいたくさんいらっしゃるんじゃないかというふうに思います。やっぱり集落や行政区の中でリストアップし、避難が必要というときに置き去りにすることがないようにすることも必要だと思いますが、その点はいかがでしょう。

○議長（緒方哲哉君） 暮らし安全推進室長。

○暮らし安全推進室長（佐々木善平君） 避難行動要支援者の避難誘導につきましては、防災計画書にもありますけれども、避難勧告前の避難準備、高齢者等避難開始時から実施をすることになっております。この際には、先ほど申しましたとおり、地元の消防団あるいは自主防災組織の方々、これの協力をいただきながら、地域ぐるみで行っていただくことを町でも想定をしております。

議員言われましたとおり、支援を必要とする方には、寝たきりの高齢者や、あるいは足の不自由な方、目の不自由な方、耳の不自由な方、あるいは知的障害の方もいらっしゃると思います。災害時にこういう方々を、議員がおっしゃいましたとおり、置き去りにすることのないように、地域ぐるみで具体的に考えていかなければならないというふうに考えております。

以上です。

○議長（緒方哲哉君） 佐野議員。

○2番（佐野安春君） 次の質問に、もう時間もございますので、移らせていただきます。

グリーンセンターの再生支援ということです。

町総合計画後期基本計画には、産業の振興の農林業と、ブランドづくりにはグリーンセンターの既存施設を生かした事業の展開を図ることにより、付加価値の高い農業を推進する必要がありますとあります。農業の振興の取り組み内容として、販売・流通体制の強化として、事業の振興として、グリーンセンターを核とした販売・流通体制の向上を図りますというふうにあります。町は大変いい計画を立てているというふうに思っております。

町震災復興計画の中にも、観光資源の再生ということで、グリーンセンターを挙げてあります。

実際、今、グリーンセンターの施設の状況であります。グリーンセンター事務所施設は、昨年の熊本地震により、外壁の落下、内装タイル剥離等があり、事務所としては使用できない状態で、現在はプレハブ仮設事務所を使用されております。トイレや休憩所は被害が大きく、既に解体をされています。施設内道路は、地震前から、また、地震の影響等でくぼみ等があり、大変傷んだ状況となっております。

植木競り市の状況であります。毎年10月から翌年5月までの間、毎週日曜日に誰でも参加できる植木などの競り市が行われております。グリーンセンターの存在価値をかけたイベントであるというふうに思います。平成12年、13年には、売り上げが1億円を超えていたという売り上げが、現在、平成23年度からは3,000万円台に落ち込んでおります。競り市登録者も、平成19年には950人に対して平成28年は626人と6割台に落ち込んでいます。購買者は、一般の購買者より、造園業者、販売業者の減少が大きくなっております。

以上のように、事業者から厳しい状況の中で、町としてグリーンセンターの活性化をどのように考えていらっしゃるのか、質問をいたします。

○議長（緒方哲哉君） 農政課長。

○農政課長（岡本幹春君） グリーンセンターに関するご質問でございます。

グリーンセンターに関しましては、ただいま佐野議員のほうからご質問がありましたとおり、施設棟についても熊本地震で大変被災をしております。また、地震以前から、売り上げ、また、来場者数ともに減少をしているというような状況でございます。

資料のほうで、資料要求があっておりましたので、各議員さんには資料のほうをお配りしておりますが、近年のグリーンセンターに関する町の取り組みとしましては、平成24年度におきまして案内看板等の設置、また、平成25年度から27年度にかけては、来場者が競りの登録されましたときに鉢物のプレゼントを行うということで、集客の増、また、案内、道を余り詳しくない方でもグリーンセンターまで行き着けるようにということで行っているところです。

ただ、案内看板につきましては、1カ所はグリーンセンターの入り口、もう1カ所は、田口橋の白旗側に設置をしているということで、現在、田口橋が通れませんので、その点につきましては、案内についてはちょっと不十分になっているかなど。また、府領橋も、高速道路にかかっております県道橋の府領橋についても落橋をして、まだ復旧が行われておりません。町外から来られる方につきましては、大変な不自由をかけているのかなどということで考えております。

以上です。

○議長（緒方哲哉君） 佐野議員。

○2番（佐野安春君） グリーンセンター活性化には、やはり町と森林組合がしっかり協議をされて、活性化策には地元業者の皆さんとか、造園業者の青年部もつくられたということですが、青年部の皆さんなどを含めて策を練る必要があるというふうに思います。

町としてやれる施設の改善や、案内板の設置など、今、3カ所というお話がありましたが、また、わかりやすく、グリーンセンターへ導くための案内板は必要かというふうに思います。田口橋はいずれ通行できるようになりますし、高速の上の橋も、いずれ開通できるようになりますし、現在では城南のスマートインターチェンジも開通しております。そういった面で、交通の便はやっぱり大変よくなっていくというふうに思います。早目に誘導の目印である案内板設置は必要かというふうに思います。

競り市には、造園業者、販売業者の減少があります。やはりこういったところも原因を調査して、改善の方策を見出す必要があるというふうに思います。

グリーンセンターのある田原地区は、造園業者、樹芸業者の皆さんが頑張っているところだと思います。グリーンセンターの活性化が地元産業の活性化、発展にもつなげていくことができるというふうに思います。競り市の売上げが町への賃借料にも結びついてくるのではないかとこのように思います。競り市が活性化すれば、森林組合だけでなく、町への貢献にもつながることができるというふうに思います。ぜひ具体的な行動ができますようにと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（緒方哲哉君） 農政課長。

○農政課長（岡本幹春君） グリーンセンター活性化のための具体的な方策ということでございますが、これまでも、町ではございませんが、グリーンセンター独自としまして、平成19年度に購買者の登録制度の導入、現在の登録制度の導入を平成19年度にされております。また、競り時間につきましても、午後からの来場者が少ないということで、平成24年度から午前の開始時間を早めるというような取り組みを行われております。また、同じく、指し値の料金につきましても、優良な品物を出品していただくということで、指し値の改定についても検討を行われて、平成24年度から実施を行われているところです。

また、先ほど、事務所、トイレ等のことも触れられておりましたが、事務所については、町のほうでも有利な補助事業がないかということで探してはいるのですが、林務関係の補助というのが、現在、国のほう、補助制度は非常に小さくなっておりまして、建物を建てる補助についてはほとんどないというような状況でございます。林務関係は山のほうが主体というような考え方もありますので、建物に対する補助については非常に厳しいと。ただ、森林組合としまして、支所的な扱いを事務所ということで使用されておりますので、独自で森林組合、建築ができないかというようなお話もあっております。お互い、森林組合も町も有利な事業で取り組みをして、施設の復旧は行いたいということで考えております。

以上です。

○議長（緒方哲哉君） 佐野議員。

○2番（佐野安春君） グリーンセンターは、乙女地区のいわゆる産業といいますか、目玉だというふうに町も捉えておりますし、今の状況からやっぱり変えていく必要はありますし、その変えることによって、やっぱり乙女地区だけでなく、町の発展といいますか、そういったところにもつながってきますので、ぜひ早目に対策をつくっていただくよ

うにお願いをしたいというふうに思います。

次の質問に移らせていただきます。

3番目に、応急・みなし仮設住宅・災害公営住宅についての質問であります。

災害公営住宅につきまして、全員協議会の中で詳しい説明がありましたが、質問の項目にも上げておりますので、触れさせていただく部分もあると思います。

応急・みなし仮設住宅についてであります。現在の仮設入居期限はいつまでなのか、説明をお願いします。

○議長（緒方哲哉君） 福祉課長。

○福祉課長（北野 太君） 仮設住宅及びみなし仮設住宅の供与期間は2年間となっております。仮設住宅については、県から町への引き渡し日があった日から2年間、みなし仮設住宅については、入居日から2年間となっております。

○議長（緒方哲哉君） 佐野議員。

○2番（佐野安春君） 町の災害復興住宅の建設につきましても、その期間内ではちょっと難しい面もあるんじゃないかというふうな説明もありましたし、当然仮設住宅にお住まいの方は、そちらに移られることも考えられている方もたくさんいらっしゃるというふうに思います。そういった面では、今、お話がありました2年以内というのは、必然的に延長もあり得るかと思うんですが、その点はいかがですか。

○議長（緒方哲哉君） 福祉課長。

○福祉課長（北野 太君） 仮設住宅等の供与期間の延長につきましては、住まいの再建が間に合わないなどのそれぞれのやむを得ない理由が、現在、被災者の方々にあっている状況かと思えます。これについては、災害救助法の規定に基づきまして、現在、熊本県と国の内閣のほうとで協議が行われているというような状況でございます。

以上でございます。

○議長（緒方哲哉君） 佐野議員。

○2番（佐野安春君） 協議が行われた結果については、まだ明らかにされていないところですね。必然的に延長はあり得るというふうに思います。

次に、応急仮設住宅の入居状況について、資料をいただいております。全戸、228戸に対して、現在、その資料によりますと、17戸が空き室というふうになっています。間取り別においても、それぞれに空き室があります。町地域防災計画書にあります応急仮設住宅の規模は1戸当たり29.7平方メートル、9坪というのがありますが、その広さというのは何人入居の場合を想定されていましてでしょうか。それと、それぞれの部屋の広さが、1K、2K、3Kというような間取りになっておりますが、それぞれ入居者数は何人を想定されていましてでしょうか。

○議長（緒方哲哉君） 企画課長。

○企画課長（北畑公孝君） ただいま応急仮設住宅の面積と、あと間取りについてのご質問について回答させていただきます。

まず、応急仮設住宅の供与につきましては、災害救助法第4条で定められております。

また、災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準というのが定められておきまして、それで、1戸当たりの規模は29.7平方メートルを標準としというふう

に定められております。

応急仮設住宅の建設等の救助事務につきましては、県が行うこととなっております、県の防災計画の規定に準じて、本町の防災計画も定められているところでございます。今回の熊本地震におきましては、熊本県のほうで、平成28年度熊本地震に伴う応急仮設住宅の供与に関する実施要綱というものを定められております。その中で、第2条で、室面積は法に基づく基準面積29.7平米を標準とし、6坪タイプ1DK、9坪タイプ2DK、12坪タイプの3Kタイプ、合計3種類を供与するというふう

に定められております。

過去の例を見ますと、東日本大震災時におきましても、間取りの3タイプ、1DK、2DK、3K、約20平米、30平米、40平米の応急仮設住宅の建設がなされており、平成24年の九州北部豪雨におきましても、福岡県、熊本県、両県とも1DK、2DK、3Kを建設されております。

間取りの3タイプでございますが、それにつきまして、県のほうでは内規といたしまして、総応急仮設住宅の約25%を1DK、50%を2DK、残りの25%を3Kというぐあいに規定を設けられて、建設をされております。

以上でございます。

○議長（緒方哲哉君） 佐野議員。

○2番（佐野安春君） 大きさについてはわかりませんが、その大きさに対して、何人入居を考えていらっしゃるのかということで質問したかと思うんですが、その点について、よろしいですか。

○議長（緒方哲哉君） 建設課長。

○建設課長（志戸岡 弘君） 部屋別タイプの入居についてですけれども、仮設住宅の間取りは団地ごとに、県のほうで、先ほどありましたように、割り当てて設置がされております。当初、入居の際に、1DKには1人から2人、2DKには3人から4人、3Kには5人以上ということ

を基本に部屋割りを行っております。

以上でございます。

○議長（緒方哲哉君） 佐野議員。

○2番（佐野安春君） 私が知る範囲ではありますが、やっぱり1DKの間取りに、今、お話では、1人から2人ということでご説明がありましたが、1DKの間取りに夫婦2人でお住まいになっていらっしゃると思います。ベッドを置けば、座るスペースもないほどの広さです。短時間であれば我慢ができるかというふう

に思いますが、1年以上も狭いスペースに住んでいると、ストレスで体調不良になったというふうなことも聞いております。

そういうことで、今、空き部屋があつて、もしも移動ができるということであれば、そうした基準にぎりぎりの方、基準で1DKで2人というのは狭いという感覚がありますが、そういった方に対して、住みかえ、移動というようなことも可能ではないかというふう

に思いますが、そういった点で、今、1戸当たり29.7平方メートル、9坪が基準とあります

けども、そういった点で、やっぱりこの部屋に広さに対して、入っている方がちょっと多いんじゃないかというのを思われる方は、そうしたまた希望がもしもあるとすれば、そういった移動も可能ではないかというふうに思いますが、その点はいかがでしょうか。

○議長（緒方哲哉君） 建設課長。

○建設課長（志戸岡 弘君） 仮設住宅の部屋の移動についてということですが、現在は自立再建が進むにつれて空室が見られるようになりました。仮設住宅の移動については、問題があるようであれば、被災者のことを考え、前向きに検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（緒方哲哉君） 町長。

○町長（奥名克美君） ちょっと補足はしておかないかなかなと思ひまして、ちょっと立たせてもらいましたけれども。きのうか、おとといか、ニュースでも東北のほうの仮設住宅の状況について、何かニュースで取り上げられておりました。どういう内容かという、今まで住んでいた仮設住宅を移転して集約化されるものですから、それに対して転居しなくちゃならないというような問題が発生しているということでもあります。

本町の場合も、全てが公共、町の所有地ではございません。3カ所程度については、民地をお借りして、これも無償での提供をいただいているような背景がございます。そのうちの1カ所についても、将来、企業誘致先としての土地の活用等も考えられておりますので、そう長く、そのまま今のような状況でお貸しいただけるのかどうかなのか、この件については、やっぱり相手方との協議も必要になってまいります。そうなったときに、その場所に空室があるにしても、なかなかそちらのほうに移っていただけない。狭いところから広いところに移っていただけない場合も想定されますので、その件については、一応ご理解というか、念頭に置いていただきたいというようなことで、答弁させていただきます。

○議長（緒方哲哉君） 佐野議員。

○2番（佐野安春君） 今、町長のお話もありましたが、前例からいくと、やっぱり再建を進めていければ、当然空き室が増えてくることになりまして、町長のお話もありましたように、民間の方から便宜をいただいているという面で、長く延ばせないという面があるというようなお話もありましたが、實際上、その仮設住宅の集約というのはお考えなんでしょうか。

○議長（緒方哲哉君） 町長。

○町長（奥名克美君） 状況にもよるかと思ひますけれども、そういった場合、場面も出てくると思ひます。今申し上げましたように、これが全て公共用地であれば、その辺の猶予も少しは考えられるのですけれども、基本2年ということで相手方ともお話をさせていただいておりますので、だからといって、すぐもとの形に戻してくださいということはおっしゃられんと思ひますけれども、そこは相手方とのご相談が必要だというふうな思ひは持っております。

○議長（緒方哲哉君） 佐野議員。

○2番（佐野安春君） いろんな条件もあると思うんですけども、やっぱり空室というのが実際上出てくれば、幾らかでも居心地のよい環境を提供するように努めていただければというふうに考えますので、よろしくお願ひしたいというふうに思います。

続いて、災害公営住宅の建設の見通しについてであります。これは全員協議会の中でも建設予定戸数52戸ということで、希望数は、今のところ、一つ上回るということで、こういった規模も、これから先のことでありますので、流動的な面もあるかと思うんですけども、建設戸数が52戸で、希望数が上回ってくる場合には、どういうふうな対応を考えていらっしゃるのか、ご説明をお願いします。

○議長（緒方哲哉君） 企画課長。

○企画課長（北畑公孝君） 災害公営住宅の入居戸数ですけれども、入居戸数につきましては、当初、発災直後の28年の8月にアンケート調査を実施しております。その時点で32世帯の方が入居を希望されておりました。そのアンケートにつきましては、28年の8月、発災後4カ月ということでしたので、町のほうといたしましては、その32戸の希望された数から推計いたしまして、当初、災害公営住宅50戸、甲佐地区に30、乙女、白旗にそれぞれ10戸を計画いたしまして、12月の全員協議会時にご説明させていただいております。

その後、本年の平成29年2月に入りまして、第2回目のアンケート調査を実施しております。そのアンケート調査に基づきまして、当初50戸の計画に対しまして52戸、乙女地区を二つ増やしたところで、今回、整備計画を進めているところでございます。

本年の5月に入りまして、支え合いセンターのご協力をいただきまして、今回はヒアリング調査を実施しております。先ほど佐野議員が申されたとおり、53戸という数字が出てきておりますが、确实といたしますか、5月の段階で入居する、住み続けたいとおっしゃられる方に関しましては46戸でございました。いずれ転居か、今、考え中という方を含めまして53戸というふうな結果が出ております。ただ、これにつきましては、5月の段階の意向調査の結果ですので、その後、自力再建を考えられて、それに進められる方もおられるかと思ひますし、自立再建を目指しておられた方が災害公営に入居ということで、希望が変わる場合もございます。

実際、今、現段階で1戸の不足がございまして、今後、入居の募集等を行いまして、不足が生じた場合は、いろんな選択肢があるかと思ひます。新たな建設とか、空きの公営住宅を利用するとかいうのがありますが、そのときの状況に応じまして検討し、対応をすると考えております。

以上でございます。

○議長（緒方哲哉君） 佐野議員。

○2番（佐野安春君） 最終的には、数字の変更はまだまだあり得るのかなと思ひますが、やはり被災されて、現在、仮設住宅等にお住まいの方が、行く先がないというようなことがあってはなりませんので、そういったところをよろしくお願ひをしたいというふうに思ひます。

最後の質問に移ります。

介護保険についてであります。

8月19日、熊日新聞記事に、全国自治体の介護事業、45%が苦慮しているというニュースがありました。私たち議員には予算や決算の情報提供はありますが、業務や事業について、どうなっているかということとはわかりづらいところもございます。

そこで、総合事業の進捗状況の資料をいただいておりますが、担当部署のほうから、議員にも、傍聴の町民の皆さんにも、わかりやすく介護予防・日常生活支援総合事業についての説明をお願いしたいと思います。

○議長（緒方哲哉君） 総合保健福祉センター所長。

○総合保健福祉センター所長（井上美穂君） 総合事業の状況についてお答えをいたします。

まず、総合事業では、一般介護予防事業として、要介護状態となる前からの介護予防が重要と捉え、ボランティアの担い手として、平成28年度から実施してまいりました介護予防サポーター養成講座を受講された方、平成28年度までに114名いらっしゃいますが、その方々を中心に、町内21の行政区や仮設団地等での地域の集いの場が立ち上がっており、介護予防に向けた体操や、認知機能低下予防のための取り組みが行われているところでございます。また、その集いの場へは医学療法士等の専門職を派遣し、技術的な面や介護予防の効果という立場からの支援もしております。

また、介護予防・生活支援サービスといたしましては、要支援1及び2、それと25項目からなります運動機能の調査のチェックリストというのがございますけれども、この該当による事業対象者へ、それぞれの状況に合わせ、五つの多様なサービスを提供しております。まず、訪問介護相当サービスと通所介護相当サービスですが、こちらは従来の介護予防のホームヘルプと介護予防のデイサービスを町の指定した事業者が行うもので、今年6月時点で50名と40名の利用がっております。

また、総合保健福祉センターにおきまして、短期集中的に約4カ月間、運動機能向上のプログラムを提供する通所型サービスC事業に、今年8月の時点で12名の利用がっており、この事業を終了された後は、介護予防のための訓練教室でありますサテライト、または、先ほど申しました地域の集いの場への参加をお願いしているところでございます。

最後に、五つ目のサービスですけれども、こちらは身体介護を伴わない簡易な生活支援サービス、例えばごみ出しや洗濯、料理等を提供する訪問型サービスAを新設し、身体介護を伴うサービス単価よりも低い単価で、介護事業所のご協力をいただきながら、今年4月からサービスの提供を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（緒方哲哉君） 佐野議員。

○2番（佐野安春君） なかなかサービスの項目が多くて、資料なしでお話を聞いているだけでは、なかなか理解するのが難しい面もあったかというふうに思います。

介護予防サポーター養成というのは、順調に行われているというお話でしたが、サポー

ターとなった方がどれぐらい、実際の地域の集いのリーダー役とか、ボランティアをされているのか、お尋ねいたします。

○議長（緒方哲哉君） 総合保健福祉センター所長。

○総合保健福祉センター所長（井上美穂君） お答えいたします。

まず、地域の集いの場に行かれまして、甲佐町が推奨しております百歳体操という体操があるんですけども、筋力のトレーニングであったり、先ほど申しました認知症の機能低下を防ぐ体操等がっております。そちらのほうに、約40分ぐらいの体操になるんですけども、そちらのほうを実施していただいたり、中には送迎もされている方もいらっしゃいます。

以上でございます。

○議長（緒方哲哉君） 佐野議員。

○2番（佐野安春君） 介護予防サポーターというのを養成されて、サポーターを町として町民の皆さんにお願いをしているわけですが、実際、そういうサポーターという方が、実際のこの地域の集いとかなんかで活躍されているのか。せっかく養成をされたけど、行き場所がないと、する場所がないとか、そういった方がいらっしゃらないのかということです。サポーターと養成した人が全てサポーターになっているのかどうか。

○議長（緒方哲哉君） 総合保健福祉センター所長。

○総合保健福祉センター所長（井上美穂君） 介護予防サポーターさんは、現在、31行政区でサポーターが誕生されております。現在、17行政区なので、その残りのサポーターさんは、今のところ、活動はなさっておりませんが、自分のための介護予防として、いろいろところでボランティア等もしていただいているのではないかと考えております。

以上でございます。

○議長（緒方哲哉君） 佐野議員。

○2番（佐野安春君） 時間をかけて介護予防サポーターということで養成をされて、そして、実際、頑張ろうかというふうに思っている方がする場所がないと。自分のための介護予防ということで養成をしているところではないというふうに思うんですけども、そういった場合、町としてどういうふうに支援していくのかということは考えていらっしゃいますか。わかりますか。

だから、介護サポーターを養成して、實際上、地域の集いとかで頑張っている方もいらっしゃいますが、せっかく研修をしても、そういうふうな地域の集いをやっていく場所ができないというような方とか、そういう方に対して、町としてどういうふうに支援をするのかということです。

○議長（緒方哲哉君） 総合保健福祉センター所長。

○総合保健福祉センター所長（井上美穂君） やはり受けられる方、全てのところの行政区で集いの場ができているとは限りません。今後、そういう方が活躍できる地域の集いの場をさらに増設していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（緒方哲哉君） 佐野議員。

○2番（佐野安春君） いろいろ難しい面もあるかと思いますが、せっかく町としても、そういうふうに町民の皆さんにお願いして、ボランティアということで一定の知識も経験も組むような養成講座でありますので、実際上の活躍の場が提供できるように、ぜひ町としても支援をしっかりとさせていただきたいというふうに思います。

以上、予定しておりました質問について、終わらせていただきます。

○議長（緒方哲哉君） これで、2番、佐野安春議員の質問は終わりました。

しばらく休憩します。

休憩 午前11時22分

再開 午前11時30分

○議長（緒方哲哉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、6番、西坂和洋議員の質問を許します。

6番、西坂議員。

○6番（西坂和洋君） 早速ですが、通告書に従い質問に移らせていただきます。その前に、6番、西坂です。

熊本地震、豪雨災害についてお尋ねいたします。

1番目に、豪雨による土砂災害が発生し、田畑に岩石、土砂、流木等が高いところでは4メートルくらい堆積しております。今後、平成30年度まで復旧計画をされると思いますが、そこらあたりを大体田畑の復旧がいつごろからしかかるか、もう1年半もたちましたので、田んぼも荒れ放題になっておるところもあるようですので、大体の着工というか、来年は田んぼになされるのか、そこらあたりを説明をお願いします。

○議長（緒方哲哉君） 農政課長。

○農政課長（岡本幹春君） 田畑の災害復旧についてお答えいたします。

これまでの議会の中でも、災害復旧に関する基本的な考え方についてはご説明をしてきたところがございますが、農業用施設、農地、それぞれ被災をいたしております。地震、それと豪雨による被害ということで、本年度、29年度までにつきましたは、農業施設、農道、水路等の復旧について発注を行い、できるだけ工事の完了を目指していると。農地については、申しわけございませんが、一部を除いて、平成30年度の契約で工事を進めたいということで考えております。一部発注を行っておりますのは、宮内地区で言いますと、安平川の河川の復旧工事が行われております。安平川の周辺にも豪雨により被災している農地がございますので、河川の災害復旧と合わせて農地の復旧も行うというようなことで、現在、発注は行っているところです。繰り返しになりますが、農地につきましたは平成30年度、来年度の工事を予定をいたしております。

以上です。

○議長（緒方哲哉君） 西坂議員。

○6番（西坂和洋君） この農地関係に関しては、昨年、個人の負担ということで補助の説明があったと思います。現在は国・県が95%、それから町が4%、それと個人負担が1%となっておると思いますが、その前の段階では、まだ20%の個人負担があるような説明を各部落に来て説明されたと思います。ところで、そういうふうに高くかかるならば、結局、100万のときには20万、なら、もう田なんかは諦めようという人もおられたと思います。そういったところはどういうふうに解決されるつもりですか。今後、そのままほったらかしにしたら、田んぼは作られん、荒れるばかりで草だけになって、イノシシの運動場になるということも考えられますので、よい方策がありましたら教えてください。

○議長（緒方哲哉君） 農政課長。

○農政課長（岡本幹春君） まず初めに、補助率の考え方についてでございますが、昨年の地震、豪雨につきましては、激甚災害の指定を受けております。激甚災害の指定を受けたがために、補助率については上がっております。また、その年に起きました、過去の近年に起きました災害とあわせて、補助率については、補助率の増嵩申請というのを行いまして、先ほど西坂議員が説明されたような負担割合になるということでございます。

補助率の増嵩につきましては、災害査定が終わりました後、昨年度で言いますと、今年の1月になってから補助率の決定が出されると。増嵩申請を行い、国のほうから補助率の決定がされるということで、地権者の皆様へ職員が説明するときに、最初から95%になります、個人負担は1%ぐらいですよというのは、ちょっと説明ができないというような事情がございます。その災害査定で上げるかどうかというときには、先ほど言われたように、2割という説明はしていなかったと思いますが、ある程度、個人負担はありますよと。当然1%よりも多い金額で説明をしているところです。その上で、じゃあ災害のほうでしますという方については、国の災害査定を受けた後、今年の補助率の決定がなされているというところでございます。

また、負担金が高かったので、復旧を見送ったというような方がおられるのではないかとございまして、県の基金事業の中で、自力復旧、特に堆積土砂等の撤去については、基金事業の中で対応することも可能ということになっておりますので、そういう基金事業の活用についてもご検討していただくように、各農家の方へは周知を行っているところでございます。

○議長（緒方哲哉君） しばらく休憩します。

休憩 午前11時38分

再開 午前11時39分

○議長（緒方哲哉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

農政課長。

○農政課長（岡本幹春君） 大変失礼しました。先ほどの説明に補足をさせていただきます。

先ほど、西坂議員のご質問の中で、受益者負担が20%ぐらいというようなお話がありましたが、災害の被害調査を行いまして、各地権者の皆様へ説明するときには、激甚の指定をもう受けておりましたので、説明については、90%国がついたときに、残りの8割については町が見ますので、大体2%ぐらいになるんじゃないでしょうかというような形で説明をしたところでした。最終的に1月になりまして補助金が確定しまして、1%前後の受益者負担になっているというようなところでございます。

以上です。

○議長（緒方哲哉君） 西坂議員。

○6番（西坂和洋君） 私も、その20%を申しましたのは、はっきりとまでは把握しておりませんでした。世間の人のお話でそういったふうに申したわけですが、結局、その時点で2%だったんですか、個人負担があれば、結局、100万のときに2万、田のまへの負担でできるから、地権者もそういった激甚関係の補助金があるので、したがよいのではないかと感じておりました。それは小鹿地区ですよ。小鹿地区だけが、あそこは堤からの用水路は幅2メートルくらいの谷になっておいて、それがあそこも面積は結構広いと思いますが、地区の人に話を聞いたら、余り高く個人負担があれば、もうつくらんでいっちょこう、もうこのままでという状態でしたので、行政区の区長に、役場に行ってはっきり尋ねたらようはなかかいと、去年、私も区長さんに教えたわけですが。その前に、私が早く来て、農政課の説明を聞けば、そういったことはないと思いますが、多分小鹿地区もいい方向に向かっているのではないかと思います。

今後、農地が減っていく中に、せつかくまだ田んぼになされるのを易々と見逃して荒地にするか、それか、田のまへ2%出してもよいのではないかと思います。それが激甚に係って1%でできれば、できると信じておりますので、そこらあたりはどうですか。

○議長（緒方哲哉君） 農政課長。

○農政課長（岡本幹春君） ただいま議員のほうから小鹿地区について発言がありました。町のほうで小鹿地区については約1ヘクタールの被害が出ているというふうに把握をしております。被害の規模としまして約1,000万ということで見積もっておりますが、最終的に小鹿地区につきましては、災害の申請をしないというような地権者の意思表示があっておりますので、国の補助災害復旧事業では対応することができないというような状況です。

ただ、西坂議員言われましたとおり、農地が荒れた、被災したところをそのままにしておいていいのかいというようなことだと思いますが、農政課としまして、農地として復旧できるものは復旧していただきたいんですが、先ほど言いましたとおり、国の災害復旧事業で取り組みができませんので、他の方策で復旧ができる方法を検討する必要があるというふうには考えております。

以上です。

○議長（緒方哲哉君） 西坂議員。

○6番（西坂和洋君） その点は、今後、よろしく願いしておきます。

次に、同じ災害のことですが、生活道路の崩壊箇所等の復旧の見通しはどのように計画されているか。また、災害箇所数の何割が完全復旧しているか。これはまだ後で県道に関しては言いますので、町道関係でよろしいです。

○議長（緒方哲哉君） 建設課長。

○建設課長（志戸岡 弘君） それでは、災害の復旧の見通しと、何割完成しているかということについてお答えいたします。

災害復旧事業は、ご存知のとおり、災害発生年から3年で復旧することとなっております。このため、28年に発生しました熊本地震と豪雨災害は、平成30年度末までに完了することとなっております。今回の災害では、河川、道路をあわせまして241カ所がありました。これまでに156件を発注しまして、そのうちの59件が完了し、完了率は25%となっております。

それと、今後の復旧の見通しということですが、災害復旧事業のまだ未発注分の85件については、現在、発注している工事の進捗状況を見ながら、平成30年度末までには完了できるような計画で進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（緒方哲哉君） 西坂議員。

○6番（西坂和洋君） 今、宮内方面も、至るところに工事に入っておられますが、なかなか順調に進まなくて、雨とかもあります。一つの業者さんが小鹿から谷内の方面へかけては五、六カ所を受けておられますので、なかなか工事ははかどらないというか、もっと段取りよう仕事をしていただきたいと思えます。

また、町道のバス路線になりますが、あそこが大体今月の1日から全面通行止めになる。そして、いろいろ周りの迂回路が工事中ですので、11日からに変更になりました。それから、再度、今度は19日から、結局、9月1日から工事をするとところが20日間ばかりおくれて、多分今度は19日から完全に通行止めとなりますが、欲を言うなら、町営バスを利用される人にとっては、延長になるほど町営バスを利用できるということでもよろしいですが、なかなか工事が順序よくというか、そういったところが、宮内の場合は特に迂回路がなく、結局、迂回するならば、六谷線も県道が完全通行止め、砥用に回れば、砥用方面も回りにくくて、塚瀬ダムのところあたりがまだ県道は通行止め状態、鷲越して、町道で、あそこは字甲佐平地内が狭くて、Uターンするには大きい車はスイッチバック方式で通らなければならないというようなことで、下住は迂回路はどっちにでも回られますが、だけん、私もそういった仕事の工程、全体的な現場の一つの工程でなく、工事の全体的な工程も考えて発注していただきたい。そして、安心して通られるようにしてもらいたいと思えます。

ところで、この前、新聞に災害のことが載っておりましたが、町道で廃線にするところが、今度の災害で、県内で90カ所ぐらいあったと思えます。それから、甲佐町でも新聞に載っておりますが、これは昨年、平成28年、甲佐町で通行止めになったところが10カ所、それから本年度が4月13日に1カ所、それから7月26日に1カ所と載っておりましたが、大見出しには、今後、廃線を余儀なくということで、それは甲佐にはないと思えますが、

どうですか。

○議長（緒方哲哉君） 建設課長。

○建設課長（志戸岡 弘君） 今回の災害を受けて、町道の災害復旧で路線を廃止するというようなことは考えておりません。

以上でございます。

○議長（緒方哲哉君） 西坂議員。

○6番（西坂和洋君） これは今度の資料でもらっています、主要施策成果一覧表というのをこの前、議会の冒頭のときにいただいております。その中で、住民の基盤である道路施設については、常に良好な状態に保ち、安心・安全に通行できる道を確保するため、効率的で効果的な道路の整備促進に努めた。整備内容については、道路改良及び道路の舗装事業、国の社会資本整備計画を利用してされたということがここに載っておりますが、この町道にしろ、県道にしろ、安心に通れるようにしていただきたいと思います。

町道は、建設課の職員さんでは無理と思いますので、各地域の人に点検してもらって、あそこは路肩がちょっと危ない、路面に穴があいておるとか、そういったことを私も時々建設課に電話をして、お願いするところですが、即、対応してもらえますので、今後とも、この道路事情、いろいろ仕事は多いと思いますが、よろしく願いいたしておきます。

○議長（緒方哲哉君） しばらく休憩します。

休憩 午前11時54分

再開 午前11時54分

○議長（緒方哲哉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

西坂議員。

○6番（西坂和洋君） 町長に、この問題について、一言答弁をお願いしたいと思います。もう簡単でよろしいです。

○議長（緒方哲哉君） しばらく休憩します。

休憩 午前11時54分

再開 午前11時55分

○議長（緒方哲哉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

奥名町長。

○町長（奥名克美君） じゃあ順を追って、お答えしたいと思います。

まず、工事の発注の状況についてのご質問もあったかと思いますが、今、建設課が抱えている災害復旧工事だけでも16億ぐらいあったと思います。それから、農政課のほうで8億ほど、そのうちの発注率については、建設課関係が65%ぐらい、今、発注をしてございます。それを一応町内の建設業の業者の方で落札をして、町内の方だけで、今、対

応しておりますので、非常に一度に工事が進められない、進捗状況もなかなか厳しいような状況にありますけれども、ただ、ありがたいことに、不落・不調の状況はございません。これは宮内地区に限ったことではなくて、町内全域にわたって、工事の遅れといいますか、契約後の着工が遅れているという状況は、これは否めない事実でありますけれども、そういうふうな状況が背景にございますので、ぜひご理解をいただきたいというふうに思います。

それから、道路の安全性という問題もありましたけれども、町としても、道路整備5カ年計画にのっとりまして、いろんな各行政区からの要望をいただいて、道路改良計画についてのいろんなお話もございますので、その点は、毎年というか、5年間の計画の中できちんとした整備計画を立てて、順次整備をやっているというような状況でありますので、その点については、議員各位にも何度となくご説明をしているような状況でございます。そういったふうで、整備計画にのっとりまして工事を進めることによって、地域住民の方々にとっての安全性はより向上していくものというふうに認識をしているところであります。

以上です。

○議長（緒方哲哉君） 西坂議員。

○6番（西坂和洋君） それでは、次の質問に移ります。

1番目に、県道稲生野甲佐線、横田地内の拡幅計画がありますか。これは地域の通行人とか、あそこは通学路になっていて、朝、1時間くらい全面通行止めになっていると思いますが、そこらあたり、計画を県なりに要望されていますか。

○議長（緒方哲哉君） 建設課長。

○建設課長（志戸岡 弘君） 県道稲生野甲佐線の横田地内の拡幅計画はということですが、当該路線の要望としまして、現道を拡幅する案、高校の裏を通る案について、要望をしております。県でもその路線の基礎調査をされまして、現道拡幅案については、いろいろと難しい点があるということで、のり面が広範囲に広がり、上井手水路のつけかえですとか、用地の問題等で難しいという問題もあり、幾つかのルート案を示されております。その中で、町の道路整備計画にありました横田大町線のルートで、甲佐高校の手前から国道443号線に接続させるバイパス案がありましたが、そちらのほうのバイパス案も考えられているということでございます。

以上でございます。

○議長（緒方哲哉君） 西坂議員。

○6番（西坂和洋君） あそこは子どもの通学路でもあって、道幅が狭いということで、時間規制になったと思いますが、人の命を守るということでは仕方ないかなと思います。しかし、今後、早急には申しませんが、県のほうに要望のほうをよろしく願いしておきます。

次に、三本松甲佐線についてお尋ねいたします。

井戸江から小鹿への県道三本松甲佐線の架橋といいますか、まだ夢のかけ橋のように思いますので、今度、この災害がありまして、あそこの吊橋のところと、それから町道小鹿

線のところ、それから体育館から下流へ300メートルくらいのところ、皆様もご存知のとおりですが、どこも50メートル、100メートルくらいの上から岩石が落ちてきております。それから、あそこは、私も前にもう一本、橋をお願いしますという質問をしましたが、また、巷では山のとっぺんのほうに、小鹿、それから井戸江への新しい橋を渡って、井戸江にのぼって、それから小字柳瀬という、今、戸数2戸しか実際はありませんが、あちらに計画するならということもありましたが、あちらは多分橋も各1カ所に、井戸江橋より長い橋をかけなくてはならないと思います。ですので、今、井戸江から体育館の下まで、住民が安心して通れるような要望を県のほうに、これは一度、前に質問しましたが、町長の率直な意見をお願いします。

○議長（緒方哲哉君） 奥名町長。

○町長（奥名克美君） それでは、ご質問にお答えしたいというふうに思います。

現在、町道の道路整備計画を立ててございます。先ほどもちょっと触れましたけれども、その中で、井戸江峡のキャンプ場、それから小鹿集落までの整備計画を構想として策定しておりますけれども、その背景といたしましては、県道三本松甲佐線の井戸江峡地点から宮内地区の社会教育センターまでの区間が、地形的に非常に急峻であるということがあります。したがって、いざ災害が発生した場合に集落の孤立化が懸念される。そういった背景がありました。

昨年、現実に熊本地震を経験することになりまして、県道三本松甲佐線におきましては、数カ所にわたってのり面崩壊、あるいは土砂崩れが発生をいたしております。旧井戸江峡橋もその影響で通ることができなくて、また、その地点から豊内方面に向けましては、7カ月間の間、長期の通行どめを余儀なくされる結果となったところであります。

それと、宮内地区におきましては、豪雨災害も重なりまして、土砂の崩壊、それに路肩決壊などで、現実に応急復旧が完了するまで、幾つかの集落で一時的に孤立状態に陥りましたけれども、幸いにして、区長さん方、それから建設業協会の皆さん方のご協力によりまして、長期の孤立化に至らなかったことは、本当にありがたいことだったと思っております。

また、井戸江の集落を例にとりますと、今回の地震で、先ほど申し上げましたように、旧の井戸江橋については通ることができなかったわけですが、幸いにして完成した新しい橋がありましたので、これを利用することができました。もしその橋ができていなかったとしたときには、非常にこの井戸江の集落については、もう間違いなく孤立化していたというふうに思われます。

このように、宮内地区の住民の皆さん方にとっては、沿線の県道、それから町道については、今回の地震のみならず、集中豪雨が発生した際にも、のり面崩壊、落石等で危険性が伴う路線もまだまだ多いわけでありまして、そうした状況を解決するために、各路線の改良工事も進めてまいりましたし、上揚井戸江線の改良工事についても同様に整備を進め、現在、新井戸江峡橋が完成してございます。

今後、まだ構想に沿って、当該区間の延伸を検討しなくちゃなりませんけれども、ご理

解いただきたいことは、先ほどから述べておりますとおり、現在、震災後の復旧、それから復興に係る経費、それに、今後、大きな問題として、広域的なごみ処理施設の建設等も控えております。そういった大型の財政出動が控える中、厳しい財政運営が強いられている、そういう環境なのはもう紛れもない事実であります。

それと、これまで社会資本整備交付金、先ほど議員もおっしゃいましたけれども、その交付金事業を利用して整備を進めてまいりました。ところが、近年は非常にこの各自治体に対する配分率がもう極端に減ってきてまして、現在は4割とか、そういうふうな状況、4割から5割といった状況まで非常に落ち込んでおります。ですから、これまで計画しておりますけれども、やれなかった事業もまだまだ積み残しがございます。その辺はやっぱり先に急ぐ必要もございますので、そういった懸念もあります。

それと、井戸江峡橋についても、これ、事業費が、橋の本体だけでも5億5,000万かかっております。ですから、これが社交金を利用して、過疎債を利用したと考えましても、約6,000万の町の実質負担が伴うわけでありまして。そういった橋梁工事については、非常にそういった予算を伴う事業となりますので、そういう財政的な側面もやはり検討しながら進めないと、大きな問題ともなりますので、ぜひその辺も考えていただきたいなというふうに思います。

そういった場面において、今、議員がおっしゃいましたような、今度、県道の付け替えという観点で、県道としての整備ができないのかというご意見だったろうかと思えます。今、三本松甲佐線の道路整備期成会については、美里町と一緒に2町が協力して整備を進めている期成会がございまして。その期成会の中で、まずは美里町の考え方も聞かなくちゃなりませんけれども、そうした中で、じゃあ果たして、県道として整備する可能性があるのかどうなのか。県道の路線のランクからいったら一般県道ですので、非常にその辺がどうなのかという懸念はありますけれども、県のお考えも期成会の中で一度聞いてみるのも大事なことかなというふうに思っているところであります。

ただ、県にいたしましても、非常に財政が厳しい状況でありますし、田口橋に関しましても、非常に長い年月を要している経緯もございまして。ですから、これが三本松甲佐線の橋梁工事として受け入れられるかどうかについては、なかなか疑問もありますけれども、町の考え方等も説明をしながら、訴えながら、地域住民の皆さん方の考えも訴えながら、より安全性を目指した整備として、これは県道になるにしろ、町道になるにしろを問わず、これは考えていくべき問題だろうというふうな認識を持っているところでございます。

ちょっと長くなりましたけど、以上でございます。

○議長（緒方哲哉君） 西坂議員。

○6番（西坂和洋君） この問題は、言ってすぐできる問題ではありません。言って何年先にできるかは、それはもう町長にお任せしておきますので、よろしく願いしておきます。

以上で、この問題についての質問は終わります。

次に、甲佐町国保の三大疾病について、病名ごとに患者数、治療費等について把握して

おられますか。説明をお願いします。

○議長（緒方哲哉君） 住民生活課長。

○住民生活課長（本田克典君） お答えいたします。

本町国保の三大疾病ということでございますが、平成28年度に医療費が高かった上位3位についてお答えいたします。

通院と入院では上位3位が異なってはきますが、合計金額の上位3位でお答えいたします。医療費が高かった上位3位は、順に、糖尿病、高血圧症、人工透析をされる慢性腎不全になっております。病名ごとの患者数につきましては、毎月の被保険者数を合計しましたところで、12月で割った人数でございますが、糖尿病が165人で、医療費が7,561万4,150円でございます。高血圧症が508人で、6,478万2,670円でございます。人工透析をされる慢性腎不全の方が12人で、5,019万6,010円でございます。

以上でございます。

○議長（緒方哲哉君） 西坂議員。

○6番（西坂和洋君） 大体病名とかわかりましたが、私が関心を持ちますのは糖尿病ですが、糖尿病というのは、これは行く行くは慢性腎不全、早く言えば、透析患者にもなりかねないということもあります。きょうは余り深くはお尋ねしませんが、糖尿病の予防等は、これはもう病気はどれでも一緒ですが、糖尿病から進んで脳卒中とかにもなります。また、脳卒中も幾つも分かれていますので、そういったところは、またの機会に質問したいと思います。

次に、糖尿病、高血圧症、慢性腎不全の医療費が高いということがわかりましたが、病気になってからではなく、その予防が大事だと考えています。町では、毎年、特定健診を実施しておられますし、受診率も年々、少しではありますが上がっているようですが、健診の結果あたり、どのように活用しておられますか。短くよろしくをお願いします。

○議長（緒方哲哉君） 総合保健福祉センター所長。

○総合保健福祉センター所長（井上美穂君） お答えいたします。

健診の結果をどのように活用しているかということでございますけども、保健福祉センターでの毎年の健診結果の活用といたしましては、結果を分析して、保健指導、栄養指導の優先順位が高い対象者を抽出して、訪問、面接指導を実施し、重症化予防に重点を置いて取り組んでおり、また、これが将来的には介護予防にもつながるものと考えております。

また、特定健診の実施や、レセプトの電子化の進展、国保のデータベースシステム等の整備により、健診データと医療費データの突合分析から、どのような疾病にどれくらいの医療費を要し、特に高額にかかる医療費の原因を調べ、疾病の発症予防や重症化予防のために、効果的、効率的な対策を検討しております。

このような中、昨年度は、健診データと医療費データをもとに、被保険者の疾病構造や健康問題を分析し、本町国保の医療費で第1位を占める糖尿病について、市町村と医療機関の連携はどうあるべきかということをテーマに、町内の医療機関と連携会議を持ったところでございます。

今後も、さらに保健、医療が連携を密にし、住民が健康な生活を送れますように支援をしていくことが大切だと考えております。

以上でございます。

○議長（緒方哲哉君） 西坂議員。

○6番（西坂和洋君） どうもありがとうございました。この糖尿病というのは、さっきも言いましたように、そもそもの原因ではありませんけど、最後には認知症とかにもなっていくので、大いに予防医療に努めてもらいたいと思います。

それから、これは私が、前、国保の委員をしておりましたときに、矢島先生の本から資料として持ってきましたけど、こういったのを結構いつも眺めたり読んだりしておりますので、そして、最終的には、国保財政が少しでも楽になるように願っております。

以上、これで私の一般質問を終わります。どうも。

○議長（緒方哲哉君） これで、6番、西坂和洋議員の質問は終わりました。

しばらく休憩します。

休憩 午後0時16分

再開 午後1時15分

○議長（緒方哲哉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

執行部から、午前中の質問に対する答弁の訂正の申し出がっておりますので、これを許します。

総合保健福祉センター所長。

○総合保健福祉センター所長（井上美穂君） 午前中の佐野安春議員さんのほうから、介護予防・日常生活総合事業の進捗状況についての一般質問の中で、私のほうから、ごみ出しや洗濯、料理等を提供する訪問型サービスAを今年4月から提供していきたいと発言しておりました。これにつきましては、今年10月から提供していきたいということで訂正し、おわびを申し上げます。よろしく願いいたします。

○議長（緒方哲哉君） それでは、一般質問を続けますが、次に、3番、荒田 博議員の質問を許します。

3番、荒田議員。

○3番（荒田 博君） 3番、荒田でございます。

最後になりますと、一般質問の中身も重複している部分がかかなりありまして、せっかく一般質問させていただける時間をいただいておりますけれども、前の方が聞かれたことに関しては聞かないということで、短時間になるかと思っておりますけれども、よろしく願いいたします。

まず初めに、復興住宅・子育て支援住宅についてでございますけれども、これは説明はあっておりますけれども、その中で、子育て支援住宅ということに関して、今後、その入居の条件等は考えていくということでございますけれども、できれば他町からの転入に対

しての手厚い部分を考えていただけないかなということをお願ひして、1番目の質問は終わらせていただきたいかと思ひますけれども、その点については、今後、検討ということでございますけれども、担当課のほう、どうか一つ、答弁をお願いいたします。

○議長（緒方哲哉君） 企画課長。

○企画課長（北畑公孝君） 子育て支援住宅の入居資格について、ただいま荒田議員からご意見をいただいたところでございます。

他町からの転入を手厚くということで、子育て世代の転入、人口増を図るには、それも一つの手だとも考えております。ただ、逆に、今度は町内から町外に転出されるのを防ぐという意味合いもありますので、全てのことに關しまして総合的に判断し、参考にさせていただきますながら検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（緒方哲哉君） 荒田議員。

○3番（荒田 博君） そういうことで、総合的な面から考えていただければいいかなと思ひますけれども、町内の方で若い世代が転入される場合と、他町から入ってこられる場合と、いろいろありますけれども、十分考慮していただければと思ひます。

続きまして、道路計画に行きます。5カ年計画の進捗についてということで、本来ならば、5カ年計画でございますので、5年に1回の見直しという部分であるかと思ひますが、昨年の地震並びに水害等を受けて、その中でも災害が発生して、その延長で拡張計画等、そういった部分があるのかないのかという部分で、5カ年計画の今の進捗、その辺を踏まえてお聞きいたします。

○議長（緒方哲哉君） 建設課長。

○建設課長（志戸岡 弘君） それでは、5カ年計画の進捗についてご説明申し上げます。

平成26年度に策定しました道路整備5カ年計画については、骨格道路として4路線、生活道路として6路線、合計10路線を登載しております。骨格道路4路線のうち、松ヶ崎妙見谷線と山出県道線の2路線につきましては、本年度に完了をすることになっております。また、大町塔ノ木線については、平成28年度から交差点等の測量設計に一部着手しております。また、（仮称）乙女橋御船線については、現在、御船町との協議を行っておりますが、御船町におかれましても、復興計画の中で新設の道路整備を行うということで掲載がなされております。

続きまして、生活道路6路線につきましては、世持麻生原線が今年度で完了する予定でございます。また、上揚井戸江線、西寒野打越線、仁田子古川線、吉田県道線の4路線につきましては、事業の進捗状況にもよりますけれども、平成31年から32年ごろには完成する見込みでございます。まだ着手していません下知行幸野線については、熊本地震の影響等もありますけれども、国からの交付金等の額が、要望額に対しまして決定額が非常に少ない状況が続いております。そのような状況が道路整備計画全体に影響を及ぼして、まだ着手ができていないという状況でございます。

以上でございます。

○議長（緒方哲哉君） 荒田議員。

○3番（荒田 博君） ただいま5カ年計画の進捗を説明いただきましたけれども、その中でも、大町塔ノ木線、下知行幸野線、大町塔ノ木線は交差点あたりの測量を実施したということでございますけれども、説明あったとおり、下知行幸野線は未だに未着手ということで、平成26年度の道路5カ年計画ではございますけれども、その以前の道路5カ年計画の中でも載っていたかと記憶しております。その中で、私が議員になってから6年たちまして、そのあたりでまだ進捗がまだ見えていないということでございますので、昨年の地震、また、水害で、我が町の財政も今後の部分で非常に厳しい状況になっているということは十分わかりますけれども、道路5カ年計画の中で、計画どおり着手できるようにお願いしたいと思っておりますけれども、今後の見通しとして、今、言える範囲で結構でございますけれども、今後はどうなりますでしょうか。

○議長（緒方哲哉君） 建設課長。

○建設課長（志戸岡 弘君） 今後の見通しという点でございますけれども、先ほど申しましたように、繰り返しとなりますけれども、道路改良につきましては、国の社交金を活用いたしまして、整備を進めております。国の交付金の減少にも影響がありますけれども、熊本地震の復旧・復興にも、まだこれからも多額の事業費を要することとなります。そのような中で、今後の見通しについては、今の状況としては、いつ着手できるというようなことは明確にお答えすることはできないような状況でございます。

以上でございます。

○議長（緒方哲哉君） 荒田議員。

○3番（荒田 博君） そういう中で、厳しいかと思っておりますけれども、ずっと計画の中に入っている路線ではございますので、いつになるかわかりませんが、少しずつでも結構でございますので、前に進むよう努力をお願い申し上げます。

そういう中で、今後、この道路5カ年計画の中で、災害に遭われたところで、骨格道路等とか生活道路の中で利用頻度は変わってくるとか、そういう部分で、見直し等は今後あるのかどうかをお尋ねいたします。

○議長（緒方哲哉君） 企画課長。

○企画課長（北畑公孝君） 道路整備計画の見直しということですが、平成26年度に策定いたしました道路整備計画の計画期間につきましては、平成27年から平成31年度までの5カ年計画となっております。計画自体の全体的な見直しにつきましては、平成31年度見直しを行い、計画を策定することとしております。

ただ、今おっしゃられたとおり、行政区からの生活道路の改良要望等がなされた場合は、その都度、道路整備計画策定委員会の審査を経て、道路整備に必要と認められたものにつきましては、道路整備5カ年計画に現在も登載等を行っております。また、骨格道路につきましても、同様にその都度、道路整備計画策定委員会の審査を経て、道路の整備が必要と認められたときに5カ年計画に登載することとしております。

以上でございます。

○議長（緒方哲哉君） 荒田議員。

○3番（荒田 博君） そういう中で、また、行政区要望、10月等あるかと思いきけども、そういう中でまた出てくるかと思しますので、また見直しが必要になったという場合は、議会の中で審議されるかと思しますので、またそのときはよろしく願いいたします。

最後に、災害復旧についてでございますけども、これは先ほど6番議員のほうで、建設、道路関係についてはお尋ねされておまして、241カ所の発注は156件ということで、未発注が85件ということでございます。この中に農政課の部分も私は入れておりますので、農政課の今の発注状況と今後の予定をお尋ねいたします。

○議長（緒方哲哉君） 農政課長。

○農政課長（岡本幹春君） 農政課主管の災害復旧事業に係る入札状況についてご説明申し上げます。

昨年の地震及び豪雨に係ります農業関係の災害査定、国の補助申請をした箇所数が、農地が99カ所、農業用施設が63カ所の合計162カ所となっております。このうち、農業用施設、農道、水路等ですが、この63カ所につきましては、全て入札を終了しており、契約までは終了をしている状況でございます。

それと、農地につきましても契約している部分がありますので、農業関係についての契約率は43.2%の契約率ということになっております。農地の99カ所につきましては、7カ所の契約を終了しておりますので、本年度中にさらに43カ所程度、発注ができないかということで考えております。最終的に残ります49カ所につきましては、平成30年度の発注ということで計画をしております。

続きまして、林道の災害復旧ですが、林道につきましては、46カ所の災害査定を受けており、そのうち19カ所を契約しており、契約率としましては41%ということになっております。林道につきましても、できるだけ本年度中に発注を行いたいと。林道につきましては、手前からしか発注ができませんので、順次、発注の準備ができた時点で入札を行いたいということで考えております。

以上です。

○議長（緒方哲哉君） 荒田議員。

○3番（荒田 博君） 今、農政課のほうから農業関係の災害復旧についてのお話がありましたけれども、建設課、農政課ともに、半分ぐらいを発注できているということでございますので、本町においては、災害復旧の3年間という部分で、今後、今、不調・不落というのが出てきておりませんので、状況的には大丈夫なのかなという部分が感じられました。

ただ、よそのほかの町村で言いますと、特に山都あたりは6割ぐらいが不落ということで、特に農業関係が1,800件ほどで、700件ほどが不落になっているというお話を受けております。今の時期はあと1年半ありますので、精いっぱい3年間頑張ってくれという部分

でお話しになるかと思えますけれども、今後の、これから災害公営住宅、また、そういった諸々、いろんな部分が発注されて、また、不落等が本町にも出てくる可能性もなきにしもあらずかと思えます。そういった中で、町長にお願いしたい部分がございますけれども、今のところは3年間でやり切るということが最前提でございますけれども、その時期を見て、どうしてもやっぱりできないというような状況が、本町だけでなく、周りの町村等もあるかと思えます。そのあたりはほかの他町村と並んで連携して、国あたりにそういった部分の3年の延長という部分を、今の段階で言うのは早過ぎますけれども、そういった部分もちよっと考えて、頭に入れていただけないかなと思ひまして、ここの質問を入れております。

○議長（緒方哲哉君） 町長。

○町長（奥名克美君） 災害公営住宅については、これは県に委託しておりますので、入札業務発注については県のほうで対応していただくこととなります。

それから、現在までのところ、これまでも述べてきておりますとおり、工事発注については不調・不落はあっておりますけれども、基本、30年度までに完成ということでありましても、なかなか厳しいような状況も、今後、想定をされます。今後、どういうふうな受注状況になるのか、少し心配ではありますけれども、まずは、おっしゃるとおり、震災から3年間の中での完成ということを目指していきたいと思ひます。そういう中で、厳しい場面も想定はされますので、その点は、おっしゃるとおり、近隣の自治体ともいろいろなお話を聞かせていただきながら、行動するときにはともに行動したいというふうに思ひます。

以上です。

○議長（緒方哲哉君） 荒田議員。

○3番（荒田 博君） そういうことで、ぜひそのときはよろしくお願ひしたいと思ひます。

簡単ではございますけれども、私はこれで一般質問を終了したいと思ひます。ありがとうございました。

○議長（緒方哲哉君） これで、3番、荒田 博議員の質問は終わりました。

以上をもって、一般質問の通告者全ての質問は終わりました。

日程第2 同意第2号 甲佐町教育委員会委員の任命に付き同意を求めることについて

○議長（緒方哲哉君） 続きまして、日程第2、同意第2号「甲佐町教育委員会委員の任命に付き同意を求めることについて」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（西坂 直君） 同意第2号についてご説明申し上げます。

同意第2号、甲佐町教育委員会委員の任命に付き同意を求めることについて。

下記の者を甲佐町教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に

関する法律第4条第2項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

記、住所、甲佐町大字■■■■■■■■。氏名、渡邊眞彰。■■■■■■■■日生まれ。

平成29年9月8日提出。町長名です。

提案理由につきましては、省略させていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（緒方哲哉君） 町長の任命理由を求めます。

町長。

○町長（奥名克美君） 教育委員会委員の任命についてご説明申し上げます。

今回、教育委員会委員としてご提案をいたしております渡邊眞彰氏は、白旗小学校PTA会長、鎮西高校育成会会長を歴任され、ご承知のように、平成25年10月から4年間、教育委員会委員として、その職責を全うしてこられ、本町の教育にご貢献をいただいております。このような氏の教育行政に対する豊かな経験と見識を高く評価しており、委員として適任であるとの判断から、引き続き任命したいので、議会の同意を求めるものでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（緒方哲哉君） これより質疑を行います。

何か質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これから討論を行います。

本案に対する反対者の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

4番、宮本議員。

○4番（宮本修治君） 同意第2号、甲佐町教育委員会委員の任命に付き同意を求めることについて、現委員である渡邊眞彰氏が29年10月17日で任期満了となるということで、現渡邊委員の方は学識も高く、経験も豊富であるということで、何ら異義なく、同意いたします。

○議長（緒方哲哉君） これから、同意第2号、甲佐町教育委員会委員の任命に付き同意を求めることについてを採決いたします。

本案は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

日程第3 認定第1号 平成28年度甲佐町一般会計歳入歳出決算の認定について

○議長（緒方哲哉君） 日程第3、認定第1号「平成28年度甲佐町一般会計歳入歳出決

算の認定について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（西坂 直君） 認定第1号についてご説明申し上げます。

認定第1号、平成28年度甲佐町一般会計歳入歳出決算書でございます。

決算書の1ページをお願いいたします。平成28年度歳入総括表、歳入です。説明は、款と右側のページの収入済額で説明申し上げます。

款1町税8億5,005万2,100円、款2地方譲与税5,921万8,000円、款3利子割交付金68万6,000円、款4配当割交付金158万5,000円、款5株式等譲渡所得割交付金115万5,000円、款6ゴルフ場利用税交付金913万1,847円、款7地方消費税交付金1億8,598万9,000円。

次のページをお願いいたします。款8自動車取得税交付金1,000万1,000円、款9地方特例交付金577万8,000円、款10地方交付税26億3,116万3,000円、款11交通安全対策特別交付金85万5,000円、款12分担金及び負担金8,682万7,111円、款13使用料及び手数料4,783万5,230円、款14国庫支出金28億6,483万1,142円。

次のページをお願いいたします。款15県支出金11億2,996万6,332円、款16財産収入981万7,034円、款17寄附金2,376万3,383円、款18繰入金7億9,461万3,806円、款19繰越金3億211万430円、款20諸収入6,969万3,302円。

次のページをお願いいたします。款21町債21億9,209万5,000円。

歳入合計です。112億7,716万6,717円。

次のページをお願いいたします。歳出です。歳出につきましても、款と支出済額でご説明申し上げます。

款1議会費7,854万3,933円、款2総務費9億555万6,052円、款3民生費22億2,659万1,973円、款4衛生費35億8,050万2,597円、款5農林水産業費5億1,225万2,527円。

次のページをお願いいたします。款6商工費3,754万1,838円、款7土木費5億2,998万5,306円、款8消防費2億3,654万2,378円、款9教育費4億8,866万7,790円、款10災害復旧費8億9,728万5,753円。

次のページをお願いいたします。款11公債費8億4,324万548円、款12諸支出金0円、款13予備費0円。

歳出合計103億3,671万695円。歳入歳出差引残額9億4,045万6,022円、うち基金繰入額2億8,000万円です。平成29年9月8日提出、町長名です。

201ページをお願いいたします。実質収支に関する調書です。

1、歳入総額112億7,716万6,717円、2、歳出総額103億3,671万695円、3、歳入歳出差引額9億4,045万6,022円、4、翌年度へ繰り越すべき財源の(2)繰越明許費繰越額3億8,915万4,000円、5、実質収支額5億5,130万2,022円、6、実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額2億8,000万円です。実質収支額から地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額を差し引いた2億7,130万2,022円が次年度への繰越額となります。

以上で説明を終わります。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（緒方哲哉君） 以上で説明が終わりました。

これより質疑を行います。まず、歳入から款1町税、款13使用料及び手数料、15ページから27ページ中段までです。15ページから27ページ中段まで、質疑ありませんか。款1の町税から款13使用料及び手数料の15ページから27ページの中段まで、質疑ありませんか。15ページから27ページです。町税と使用料及び手数料です。

本郷議員。

○9番（本郷昭宣君） 25ページです。道路使用料の中で町道の占用料で、以前は九電等の電柱につきましては敷地料をいただいて、また、町道改良のときは移転費とかなんかは、こちらから払うというような、道路使用料の中で、以前は電柱敷地料につきましては九電のほうから町に支払う。それから、町道改良等につきましては、移転費等についてはこちらから支払うというようなシステムでございましたが、今もそのようなシステムで九電とのやりとりはされているのでしょうか。

以上です。

○議長（緒方哲哉君） 建設課長。

○建設課長（志戸岡 弘君） 道路の電柱などの占用料は町のほうでいただいており、本郷議員がおっしゃられますように、移転の場合には移転補償費として、町のほうから補償費を九電、N T Tのほうに支払いを行っております。

以上でございます。

○議長（緒方哲哉君） ほかにありませんか。15ページから27ページです。

本田議員。

○11番（本田 新君） 固定資産税のことで質問させていただきます。

昨年の地震で、家は大分解体され更地が増えるとか、また、古い家を壊されて、新しく家をつくられる。また、いわゆる農業用倉庫、いわゆる小屋なんかは解体して新しくつくられる。いろいろ、28年度は減額になっておりますけども、将来的には、これ、増加する傾向があるのかどうなのか、そこら付近はどのように考えておられるのか、その点をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（緒方哲哉君） 税務課長。

○税務課長（井上幸介君） 固定資産税についてお答えいたします。

今回の熊本地震及び水害に関しまして、多額の28年は減免措置を講じております。その後、先ほどおっしゃいましたとおり、家屋等に関しましては解体、それと、それに伴って、今度はまた新築をされる部分も出てきております。震災で滅失、公費解体されたところについての家屋については、とりあえずは4年間、代替家屋の特例というのがございます。実際は解体されて、そこに新しく住居を建てられた場合、もしくは、そこに建てられなくて違うところに、その解体されて、それで建てかえられた場合については、4年間2分の1という特例がございます。

また、今、土地につきましても、宅地については、基本200平米まで、家が建っている

場合であれば6分の1に税金が安くなるという措置がとられております。それにつきましても、29年、30年、2カ年間につきましても、家屋が公費解体等でなくなった場合につきましても6分の1の適用をするというところがございます。したがって、今から4年後につきましても、その2分の1の特例等が外れますので、固定資産税に関しましては上がってくるというふうに考えてはおります。

以上でございます。

○議長（緒方哲哉君） ほかにありませんか。15ページから27ページです。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） ありませんね。

次に、款14の国庫支出金から款15県支出金、27ページの中段から47ページの中段まで、何か質疑ありませんか。27ページの中段から47ページ中段まで、質疑ありませんか。国庫支出金、県支出金の27ページ中段から47ページの中段まで。27ページ中段から47ページの中段までです。国、県支出金です。ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） ないということでございます。

次に、款16財産収入から款21町債、47ページ中段から63ページまでに何か質疑ありませんか。財産収入から町債まで、47ページから63ページまでです。47ページ中段から63ページ、町債までです。ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） ないようでございます。

次に、歳出です。まず初めに、款1議会費、65ページです。歳出の款1議会費、65ページです。何か質疑ありませんか。65ページの議会費です。

ありませんね。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 次に、款2総務費、67ページから95ページ中段まで、款2の総務費、67ページから95ページ中段までです。何か質疑ありませんか。

2番、佐野議員。

○2番（佐野安春君） 70ページの交際費のことでお尋ねをいたします。

ここに載せられる分は町長による交際費かと思いますが、県内の自治体の多くが、交際費については内訳をオープンにしております。甲佐町においては、かつて町長室のコーナーには交際費の項目が載せてありましたが、内容については記載はなかったというふうに思います。この交際費については、オープンにされるお考えはないのでしょうか。

○議長（緒方哲哉君） 町長。

○町長（奥名克美君） 交際費については、もういつオープンにしてもいいような内容ばかりであります。ほかの自治体は公表されているというのを私も知っておりますけれども、特別、意味があって公開していないわけでもありませんので、その辺については、課長とも、この後、持ち帰って研究したいと思います。

○議長（緒方哲哉君） 佐野議員。

○2番（佐野安春君） 内容的には別に隠されるようなことはないと思うんですが、やっぱり私も各自治体のホームページを見ますと、大概ほとんどがオープンにされています。中には、町長だけでなく、議長の交際費もオープンにされているというところもございます。そういった意味からは、やっぱり情報公開という意味からも、オープンにされたほうがいいのではないかというふうに思います。

以上です。

○議長（緒方哲哉君） ほかに質疑ありませんか。67ページから95ページまでです。67ページから95ページ、総務費です。

ありませんね。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 質疑なしということで、次に、款3の民生費、95ページ中段から115ページ上段までです。款3の民生費、95ページ中段から115ページ上段まで、何か質疑ありませんか。民生費です。95ページから115ページ上段までです。

佐野議員。

○2番（佐野安春君） 104ページの地域改善対策費の中で、学習会講師謝礼53万7,000円が載っておりますが、これ、どういうふうな学習会で、講師はどなただったんでしょうか。

○議長（緒方哲哉君） 町民センター所長。

○町民センター所長（中林健次君） お答えします。

学習会の講師につきましてですが、小学校、中学校、それから高校の先生に務めていただいております。

内容につきましては、子どもたちの小学校の授業の補足だったり、小、中、高校の授業の補足だったり、そういうことで事業をされているところです。それから、人権関係についても学習会を行っておられるということでございます。小学校につきましてが月曜日、1時間と、中、高校につきましては、火曜、木曜日、1時間ということで行っておるところです。

以上です。

○議長（緒方哲哉君） 佐野議員。

○2番（佐野安春君） この講師謝礼というのは、単独というか、一人じゃなくて、複数の先生に対するものということですね。

○議長（緒方哲哉君） 町民センター所長。

○町民センター所長（中林健次君） 小、中、高校の先生に委嘱状を出しまして、各々の先生が来られたときに講師謝礼を出すということになっております。

以上です。

○議長（緒方哲哉君） ほかにありませんか。

佐野議員。

○2番（佐野安春君） 106ページの負担金補助及び交付金ですが、この中に人権啓発活動補助金350万が上げられておりますが、内容について教えてください。

○議長（緒方哲哉君） 町民センター所長。

○町民センター所長（中林健次君） 人権啓発補助金ということでございますが、部落差別の解消のために、地区内外の方はもちろん、地区内の方にも勉強をしていただくことが必要ということで、各種2団体、全日本同和会甲佐支部に175万、部落解放同盟甲佐支部に175万ということで支出をしているところです。

以上です。

○議長（緒方哲哉君） 佐野議員。

○2番（佐野安春君） 今、ご説明がありました二つの運動団体の支出175万につきましては、いつからこの金額で支出をされているのでしょうか。

○議長（緒方哲哉君） 町民センター所長。

○町民センター所長（中林健次君） この金額になっておりますのは、平成17年度から175万出しているということになっております。

以上です。

○議長（緒方哲哉君） ほかにありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 質疑なしということで、次に、款4衛生費、115ページ上段から127ページ下段までに何か質疑ありませんか。款4の衛生費、115ページ上段から127ページ下段までであります。何か質疑ありませんか。衛生費について質疑ありませんか。115ページから127ページです。

荒田議員。

○3番（荒田 博君） 127ページといたしますか、128ページといたしますか、関連でお聞きしてもよろしいですか、被災家屋解体撤去補償補助金。

○議長（緒方哲哉君） ちょっと待ってください。127ページの下段。

○3番（荒田 博君） 128ページの項目になるんですたいね。一緒でしょう、127も128も。

○議長（緒方哲哉君） いいですよ。

○3番（荒田 博君） よかですか。昨年、これは私費解体の分の補助金だと思うんですけども、本年9月で公費解体は終わるといような形でお聞きしておりますけども、今後の私費解体等とかの予定ですよ。そのあたりはどう考えていらっしゃいますかね。

環境衛生課長。

○環境衛生課長（橋本良一君） 私費解体、公費解体についてご説明させていただきます。

まず、私費解体につきましてでございますが、平成28年度で、補助金という形で解体費用を個人の方にお返しするというのは終了しております。29年度に入りましてから公費解体のみで進めさせていただいています。

公費解体の状況でございますが、8月末現在で進捗率、私費解体とあわせまして90%に達しております。申し込みについては、昨年度末で終了ということを考えておりましたが、罹災証明の発行が続いているということと、所有権者の同意を得るのが困難で、時間がかかっているとかいう特別な事情がある人がいらっしゃいましたので、現在もそういった特別の理由がある方については受け付けをしておるところでございます。

今後、残りの10%につきましてですが、当初は8月末ぐらいに終了を考えていたんですけども、片づけがなかなかできない方とか、新たに申請された方というのがありますので、若干おくれる見通しで、一応10月の末に特殊なケースを除いては完了をしたいと考えております。それに合わせまして、現在、開設している西寒野の仮置場のほうも閉鎖を、今、検討しておるところでございます。それ以降につきましても、今年いっぱい、県の二次仮置場が益城町にあるんですけども、そちらで受け入れが可能ということ。それ以降も各廃棄物ごとの処分場に直接持ち込みということで対応ができるということで、とにかく解体自体、全て29年度中には終了をさせる。とりあえず申し込みがあっている分は10月末で終わりたいと思っているところです。

以上です。

○議長（緒方哲哉君） ほかに、衛生費です。115ページから127ページ、衛生費、ほかに質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） ありませんね。質疑なしと認めます。

次に、款5農林水産業費、127ページ下段から143ページ上段までです。農林水産業費、127ページの一番下段から143ページ上段までです。農林水産業費です。

宮川議員。

○7番（宮川安明君） 136ページの農機具導入事業補助金についてお尋ねをいたします。

この説明資料の中にもありますように、聞きたいのは、くまもと土地利用型農業競争力強化支援事業というものがございますが、これについて、どういうふうになっているのかということをお聞きしたいんですが、どういうふうになっているかというのは、どれだけこれを利用して、一つだけ何か50万というのがありますけども、県全体でこの予算はどれくらいあるのか、また、それが上益城振興局管内でどれくらいなのか、その辺をまずはお聞かせください。

○議長（緒方哲哉君） 農政課長。

○農政課長（岡本幹春君） お答えいたします。

まず、現在、土地利用型構造改革推進事業というふうになっておりますが、28年度のこの事業につきましては、農機具導入に際して、県費で5割の補助を出すというものでございます。この5割補助がついた場合には、さらに町で1割乗せて、60%の補助になるという事業でございます。

28年度におきまして、熊本県の予算規模としまして3,651万4,000円、約3,600万円と。本町におきましては、農事組合法人アグリ田口が畦塗り機の導入に際して、この事業を使

っているというような状況でございます。

それと、上益城管内ではどうだったのかというご質問もありましたが、上益城管内におきましては、本町の畦塗り機のほかに、コンバインが1台導入をされているところです。

以上です。

○議長（緒方哲哉君） 宮川議員。

○7番（宮川安明君） この事業に申し込みをされたというのは、甲佐町でほかにもあったのでしょうか。

○議長（緒方哲哉君） 農政課長。

○農政課長（岡本幹春君） 28年度の当初申請につきましては、アグリ田口さんがコンバインを導入したいということで申請を上げておりましたが、県の一次審査の中で採択にならずに、当初は甲佐町には配分はないということでしたが、熊本県のほうも予算を執行される中で補助残等が出まして、アグリ田口さんの畦塗り機であれば補助で対応できるよというご連絡がありましたので、畦塗り機については県の補助を使っているというような状況でございます。

以上です。

○議長（緒方哲哉君） 宮川議員。

○7番（宮川安明君） アグリ田口さんがコンバインを申し込まれたけども、採択が受けられなかったということですけども、採択に至らなかった原因はどういうふうに担当課としてお考えになっていますか。

○議長（緒方哲哉君） 農政課長。

○農政課長（岡本幹春君） 採択にならなかった理由としましては、県下で多くの申請が上がってくると。県のほうは、各申請のあった団体につきまして点数化をして、点数の高いところから予算を配分していくという方法をとられております。その採点項目を点数化する中で、集約化ですとか、法人なのか、団体なのかとか、いろいろな採点基準があります。その点数の多いところから取られるということで、アグリ田口さんについては、かなり上のほうだったと、ぎりぎりだったというふうには聞いてはおりますが、ぎりぎりでも取れなければ何なりませんので、点数が足りないということで、あと、先ほど言いました点数に反映する集約等を進めていくという計画をつくった上で、農機具を導入し、当初の申請のとおり、集積を進めていくという点が、現時点では一番ポイントのウエートを占めているのかなということで考えております。

以上です。

○議長（緒方哲哉君） 宮川議員。

○7番（宮川安明君） 要するに、県は点数化を言われるわけですよ。なぜこういうことを言うかということ、5割県が持って、あと町が1割乗せてということで、非常にこれはいいことだなというふうにして、執行部のほうにもお願いして、1割乗せたんですよ。ところが、実際には、こういうふうにして取れないということですよ。取れないのはどうしようもないと言われればそれまでですけども、甲佐町は、法人にしても、集積にしても、

その点数が取れるところに一生懸命進んでいるわけですよ。県の方針に従ってやっているんだから、その辺はやっぱりもう少し採択申請があった時点で、あと、ここ、点数はわかるでしょう、これとこれとこれと取れば何点になるというのは。だから、そういう指導というか、法人さんに、あとここだけやってもらえませんかとか、そういうことをされるべきじゃなかったのかなという思いがあって、今、質問しているわけですよ。ですから、今後、アグリさんだけじゃなくて、ほかにもまだコンバイン等々を必要となるところがあると思うんですよ。そうした場合、やっぱりそういうところをアドバイスというか、そういうふうに担当課としてはやるべきじゃなからうかという思いですけども、いかがでしょうか。

○議長（緒方哲哉君） 農政課長。

○農政課長（岡本幹春君） ただいま宮川議員のほうから発言がありましたとおりでというふうに私も考えております。本年度、平成29年度におきましても、県の事業に大豆コンバインを1台申請をしたんですが、これは津志田の法人さんですけども、採択にならなかったというようなこともございます。不採択の連絡がありましてからだったんですが、もうちょっと振興局のほうに、どこが点数足らなかったんでしょうかというお問い合わせをして、申請を出したときに、ここはこういうふうに変えたほうが点数取れるんじゃないという助言はいただけないんでしょうかねというような相談はした経緯はあります。当然町の中で、町がつける点数部分もありますので、その時点で法人さんともう少し詰めて、点数を高く設定できるのであれば、当然法人さんも努力をしていただかないと点数が高くなりませんので、そこについては、今後の申請については、そういう形で取り組みを行っていきたく。まず、みずから法人さんと打ち合わせを行うというのとあわせて、振興局とも打ち合わせをした上で、申請を上げていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（緒方哲哉君） 宮川議員。

○7番（宮川安明君） ぜひそうしていただきたい。というのが、結局、申請する人は、当然もうそれで買えるんだと思うわけですよ。特にその大豆コンバインなんて、もう秋に使うわけです。それで、いや、もう申請して、これで使えるからと思っている。恐らく津志田なんかもそう思っておられると思うんです、法人さん。ところが、そういうことで買えないということ。やっぱり当事者としては何でということになるんですよ。だから、今言ったように、その申請のあった時点から、法人さん、あとこのこのポイントだけ稼ごうやと。そして、頑張りましょうやと。そして、導入に向けてやりましょうというようなことをすれば、担当部署だってそのほうがいいんですよ。ここを頑張ってください、そしたらいけますよというようなことを言ったほうが。今の現状だと、残念ですねと、残念だったですね、取れなかったんですよということだと、そういうトラブルが発生しますので、その辺はよろしく願いいたします。

以上です。

○議長（緒方哲哉君） 本田議員。

○11番（本田 新君） 今のところで質問をさせていただきます。

農機具の導入で、もともとここは600万円ぐらいのこれがされておりますけども、もともと予算は大体どれくらいあったんですかね、当初予算は。

○議長（緒方哲哉君） しばらく休憩します。

休憩 午後2時16分

再開 午後2時30分

○議長（緒方哲哉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

今、農林水産業費についての質疑を行っております。農林水産業費についての質疑を行っております。127ページ下段から143ページです。

農政課長。

○農政課長（岡本幹春君） 先ほどの本田議員のご質問にお答えします。

当初予算の割当額としましては794万2,000円、約800万円の予算の配当でございます。

以上です。

○議長（緒方哲哉君） 本田議員。

○11番（本田 新君） 800万近い予算があつたけれども、今回、この決算ということとは減額されておりますけども、それはどういう理由があつたのか、ちょっとお聞かせください。

○議長（緒方哲哉君） 農政課長。

○農政課長（岡本幹春君） 金額的に800万ですので、100万以上減っておりますが、まず大きいのが、当初、予算を組みます時点で、各団体から新年度の希望の調査をやり、計画を出されておりましたが、実際には購入をされなかったというもの、それと、見積書を添付して予算希望を集計しておりますが、実際、購入時点で三者見積もりをとっていただきます。当然、当初の見積もりよりも下がるという部分がありますので、その部分が実際には予算執行しないという額で落ちてきているところでございます。

○議長（緒方哲哉君） 本田議員。

○11番（本田 新君） わかりました。

私が言いたいことは、ただ1点であります。本年度は、どうやら予算額に対して、それ以上の希望とか要望が寄せられているというふうなことを聞いております。こういったことについては、年度当初、その予算額よりも高いときもあれば、安いときもあるというようなこともありますので、本年度及び来年度については、もうちょっと頑張った予算を、今後、考えられてはどうかということ、一つ、申し添えさせていただきたいと思っております。

○議長（緒方哲哉君） 農政課長。

○農政課長（岡本幹春君） 29年度予算につきましては、希望をとりましたときに、補助金ベースで1,200万ほどの補助金が必要になるということでございます。ただ、昨年

度は約800万、本年度につきましても、予算としましては1,000万の予算はとったところですが、全員の方に対応するには金額が足りない。補助金交付要綱の中にも記載してありますが、基準は4割ですが、予算の範囲内で交付はしますよということで、本年度につきましても、申請をされました団体につきましても、37%の補助率で事業を進めているところ。予算につきましても、来年度、30年度予算を編成する前に、また各団体のほうに希望調査をいたしますが、毎年、その希望を一回入れられたところは数年、また同じ機械を入れられることはない。毎年、若干変動しますが、希望のほうは多くなってきているというような状況でございます。あとは予算獲得については頑張りたいと思います。

以上です。

○議長（緒方哲哉君） 本田議員。

○11番（本田 新君） すみません、わかりました。

もう一つ、そう頑張ってもらえるのはありがたいことだというふうに思います。大いに検討をしてください。また、町長を初め、総務課長あたりも頑張ってもらって、いろいろあるかと思えます。あるかと思うけども、やっぱりこういったのはその年、年であっております。ただ、昨年の地震で農機具も大分必要になっておるし、また、ここ数年、法人化が定着をして、法人化のどういった活動をしたらいいのかということで、法人のほうもやって、法人で共同で作業をしようというのがどんどん定着しつつあります。そういったところを今後とも推しはかっていただいて、今後の執行に万全を期していただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（緒方哲哉君） 答弁はいいですか、本田議員。

○11番（本田 新君） 町長のほうに。

○議長（緒方哲哉君） 奥名町長。

○町長（奥名克美君） 震災以降、農機具等についても、大小問わず、いろんな被害が出ているというふうに思います。今、担当課長のほうから、予算獲得に向けては頑張りますというような声も上がっておりますけれども、我々としては、まずは総務課長の査定の中で、その重要度をしっかりと吟味しながら、町長査定に上がってきたときには、それだけの重い案件だろうと思えますので、その際は適正な判断をしたいというふうに思います。

以上です。

○議長（緒方哲哉君） 山内議員。

○1番（山内亮一君） 宮川議員の質問等に関連したところでございますが、28年度、コンバインについても、アグリ田口がリースしようということで、町の単独事業から外してあると。

先ほどの話を聞いておきますと、甲佐町の法人関係でコンバインを買おうとしても、該当にはちょっと無理になつとるんやなかかというところがありますですね。そういう場合に、700万円という限度額もあります、補助金の。コンバインのほかに、700万を超えるとというような機械というのは、結構大きい機械に該当すると思うんですけども、めったには

ないだろうと。コンバインあたりが700万を超える。例えば本年度ですが、コンバインを予定していたのが800万から900万すると。そういう場合に700万が限度ということで、4割補助280万、そしたら、その残りの100万から200万は上乗せで払わないかんということになると、全体の金額の2割から3割にしか当たらんようになると。4割補助ですよという意味でも、そういう意味でも、何かそういうところも少し考えてもらいたいということがあります。一応決まりは700万が限度ですよということですけども、特別にそういう必要な大きい事業をするときには、ちょっとその辺も検討していただければありがたいなど。まして、本年度、災害関係で田が植えられない場所には、大豆を植えてしのいできているというところで、大豆コンバインは必要不可欠でもありましたけれども、本年度の場合は、県の補助金が落ちたということで、一応町の単独のほうも削られないという話なんで、その辺もいろんな形で農業を応援していただけるような、特別粋じゃないですけども、そういうことも検討していただきたいと思いますが、いかがですか。

○議長（緒方哲哉君） しばらく休憩します。

休憩 午後2時37分

再開 午後2時39分

○議長（緒方哲哉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

町長。

○町長（奥名克美君） じゃあ、ただいまの質問について、私のほうからお答えさせていただきます。

先ほどから、宮川議員、本田議員のほうからも質問がっておりますけれども、町の単独の補助としては、4割の補助というのがあります。これはもともと3割補助だったのを、やっぱりこれからの農業に対する町の支援策の強化ということで、数年前からそういった制度をとらせていただいていると。それに加えて、県の5割補助については、さらなる10%の上乗せ、ただ、これに限っては、生産法人、農業の法人化を組織しているところを対象に助成していこうと。これも町の今後の農業政策の方針には見合ったやつだと思しますので、そういう対応をさせていただいております。こういった制度については、恐らく郡内ではうち以外には余り見当たらないような支援策じゃないかと思しますので、その辺はぜひご理解をいただきたいというふうに思います。

それから、できれば最終的に6割補助の形をとりたいと思しますので、そういった事業にのるための点数のアップといいますか、そういった考え方については、我々執行部といたしましても、特に農政課のほうではその辺をやっぱり研究していきたいと思っておりますので、どうかご理解のほうをよろしくお願いします。

○議長（緒方哲哉君） ほかにありませんか。

福田議員。

○5番（福田謙二君） 今のページのその一番下、勉強不足で申しわけございません。

甲佐町強い農業づくり、これはどういう内訳があって、この金額があったんですかね。

○議長（緒方哲哉君） 農政課長。

○農政課長（岡本幹春君） ただいまのご質問の甲佐町強い農業づくり交付金でございますが、これはJAかみましきのカントリーエレベーターの震災からの復旧に対する補助金でございます。JAかみましき、上益城郡内を管内としておりますので、山都町のカントリーエレベーターの分につきましては山都町が窓口、平坦4町のカントリーエレベーターの復旧については甲佐町が窓口ということでやっております。

決算額としまして9,000万ほどになっておりますが、全体事業費としましては、御船町のカントリーエレベーターは廃止、取り壊し費用、甲佐町は規模拡大した、機能強化した上での復旧、それと、六嘉については、取り壊した上で大島分を含めたところでの再建、大島は、現在、可動しておりますが、六嘉のカントリーができ上がった時点で解体、それと、六嘉に大豆の共同乾燥施設もありますが、その修理分ということで、平坦でJAが持っておりますカントリーエレベーターが、大島、六嘉、御船、甲佐、4カ所ございましたが、この震災からの復興後に、嘉島には六嘉のみと、御船は廃止して甲佐ということで、甲佐と六嘉の2カ所に再編をするという事業になっております。これは全体事業費ではなくて、29年度に繰り越しておりますので、28年度で執行した分の補助金の額ということになります。

以上です。

○議長（緒方哲哉君） 福田議員。

○5番（福田謙二君） ということは、これはカントリーだけを行うということですかね。

○議長（緒方哲哉君） 農政課長。

○農政課長（岡本幹春君） 米のカントリーエレベーターと大豆の共同乾燥施設の、先ほど述べました各施設の取り壊し、修理、再建の費用でございます。

○議長（緒方哲哉君） ほかに。

佐野議員。

○2番（佐野安春君） 同じページに青年就農給付金が載せられております。このことにつきましては、主要施策成果一覧の中にも内訳が載せられておりますが、この内訳のちよっと解説と、あと、この青年就農者に対しては、給付金以外に何か支援があっているのかどうかをお願いします。

○議長（緒方哲哉君） 農政課長。

○農政課長（岡本幹春君） 青年就農給付金につきましては、1人当たり年間150万円、経営開始から5年間という縛りがありますので、一番長くもらえる方は5年間ですね。150万円の5年間ということでございます。

これまで、申請がありましたときに、町、JA、振興局、それと農業委員会で、青年就農給付金の対象となるような方であるのかどうかと、経営内容は大丈夫かというような審査会をした上で認定をするという流れでございます。

昨年度までは、もう基本的にそこで、あとはもう毎年、経営状況の報告をしていただいて、給付金を半年に1回、75万ずつですか、給付するということでしたが、本年度から国のほうの制度も改正をされておまして、150万円というのは同一でございますが、そういうやる気のある新規就農者に対してはバックアップが必要だよと。営農、経営、また、農地関係、関係する部署がチームをつくって、青年就農給付金を受けられる方のバックアップをしよう。バックアップをなさいという制度に変わっております。

本年度以降につきましては、特に、これまで、現在も前の制度で受けられておられる方も同様ですが、経営状況であるとか、営農の考え方、農地の規模拡大等を考えられておられれば、農業委員会等を通じて規模拡大の支援をします。そういう形で本年度からは取り組むということになっております。

以上です。

○議長（緒方哲哉君） ほかにありませんか。質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 質疑なしということであります。

次に、款6 商工費、143ページ上段から147ページ中段までです。款6 商工費、143ページの上段から147ページ中段まで、何か質疑ありませんか。商工費について質疑伺っております。143ページ上段から147ページ中段までです。商工費について質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） ありませんね。

質疑なしということで、次に、款7の土木費、147ページの中段から155ページ下段までです。土木費について質疑伺っております。147ページの中段から155ページ下段までです。何か質疑ありませんか。147ページから155ページ下段までです。土木費について質疑を伺っております。147ページから155ページです。ありませんか。

佐野議員。

○2番（佐野安春君） 156ページもいいですかね。

○議長（緒方哲哉君） 155ページ、土木費、いいですよ。

○2番（佐野安春君） ここにあります、その住宅の耐震診断事業ですね。行政無線とかでも時々呼びかけられておりますが、これは実際、実施件数はどのくらいあるのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（緒方哲哉君） 建設課長。

○建設課長（志戸岡 弘君） それでは、住宅の耐震診断の補助金に関することでお答えいたします。

現在、耐震診断の補助金の申請といたしましては、耐震改修設計に1件、それと耐震改修工事に1件の、1件ずつということになっております。

以上でございます。

○議長（緒方哲哉君） ほかにありませんか。

西坂議員。

○6番（西坂和洋君） 同じページの区分の委託料、それから、町営住宅の設計監理委託料、それと、中一つあけて、16の町営住宅の長寿命化修繕工事、ここはどこの設計委託ですか。それと修繕ですか。

○議長（緒方哲哉君） しばらく休憩します。

休憩 午後2時51分

再開 午後2時52分

○議長（緒方哲哉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

建設課長。

○建設課長（志戸岡 弘君） この委託料につきましては、町営住宅の設計監理委託料といたしまして、下横田団地の合併浄化槽の設計委託と監理委託料となっております。それと、15の工事費につきましては、これも下横田団地の合併浄化槽の工事費となっております。

以上でございます。

○議長（緒方哲哉君） ほかに土木費について質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） ありませんね。

質疑なしということで、次に、款8消防費、155ページの下段から163ページ上段までに何か質疑ありませんか。款8の消防費について質疑を行っております。155ページ下段から163ページです。

宮川議員。

○7番（宮川安明君） 160ページの防火水槽新設工事というところがあります。直接、この予算そのものには関係ありません。ただ、今は防火水槽を毎年、毎年、4基ずつか、つくっておりますが、町内のこれから後、どれだけつくればいいのかというか、その辺、どうなっているのかをお聞かせください。

○議長（緒方哲哉君） 総務課長。

○総務課長（西坂 直君） 消防水利についてでございますが、必要な基数ということで、基準水利数が222基でございます。現在の設置基数が196基、充足率の88.7%ということで、残り25基になります。単純に、今、年間4基ずつやっていますので、6年もしくは7年ぐらいで充足できるのかなというふうには感じておるところでございます。

○議長（緒方哲哉君） 宮川議員。

○7番（宮川安明君） それは地元からの要望とか、そういうことでやられるのか、それとも、きちっとここにはあと何個必要なんだというようなところでやられるのか、どちらでやられておるんですか。

○議長（緒方哲哉君） 総務課長。

○総務課長（西坂 直君） 先ほど言いました基準水利というのが、集落、住宅とかな

んかあるところを対象にした基準水利でございまして、そこに不足するようなところを基本的には設置するようにしております。ただ、各行政区のほうからの設置場所、ここに必要というようなことでも要望がございまして、そこを両方勘案したところで、設置場所については決定をしているところです。

○議長（緒方哲哉君） ほかにありませんか。消防費について質疑伺っております。155ページから163ページです。消防費、ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） ありませんね。

質疑なしということで、次に、款9教育費、163ページ上段から189ページ上段まで、款9の教育費です。163ページ上段から189ページ上段までに何か質疑ありませんか。

佐野議員。

○2番（佐野安春君） 166ページに甲佐高校に対する支援基本計画作成委託料というのがあります。現在、その甲佐高校への支援の状況についてはどうなっているのか、ご説明をお願いします。

○議長（緒方哲哉君） 学校教育課長。

○学校教育課長（荒田慎一君） 甲佐高校支援の今の現状ですけれども、今年度、前回の一般質問等でもありましたとおり、今回、平成29年度に公営塾を開設する予定にしております。その段階の、今、講師を募集をして、9月いっぱいにはその講師を決定をしたいということで、早ければ、予定ですけども、11月に公営塾を開設したいということで考えております。

以上になります。

○議長（緒方哲哉君） ほかにありませんか。教育費について質疑ありませんか。

福田議員。

○5番（福田謙二君） 今、佐野議員が甲佐高校の支援計画ということで、その点、それに関連ですけども、そのようなことをやられて、生徒数を確保するというようなことはできるんですかね、計画的には。

○議長（緒方哲哉君） 学校教育課長。

○学校教育課長（荒田慎一君） この計画作成に当たっては、甲佐高校、全国の高校の支援をされたところに一応依頼をしております。その実績としまして、公営塾等で募集人員というか、定員、入学者が増えたという実績をもとに、この計画に基づいて公営塾を開設を計画しております。

以上になります。

○議長（緒方哲哉君） 福田議員。

○5番（福田謙二君） 甲佐高校の野球部に女子野球部ができるということで、新聞とかなんかで載っていましたがけれども、その点、教育長ご存知かと思っておりますけれども、それも一つの生徒数を増やすというふうな考えは学校側から示されたかと思うんですけども、その点、教育長はどのように判断、考えを持っておられますかね。

○議長（緒方哲哉君） 教育長。

○教育長（蔵田勇治君） 今の甲佐高校での女子硬式野球部ですね。これは私立の学校には、今、全国的には幾つかあるんですが、公立の高校には初めてだというようなことで、女子野球の組織も設立をされつつあるところでございます。女子の生徒で小中学生、高校に入ってプレーヤーとして野球をする場が、今のところ、県内にはほとんどないと。公立はないということで、学校側では女子野球部を設立することで、生徒の入学希望も増やしていきたいということでございます。町としても、このことについては、できる限りの支援をしてみたいというふうを考えております。入学者数を増やすことができる、何らかの学校の魅力をつくるという、その一つの方法としても、女子野球という設立ということは考えているのではないかなというふう考えております。

○議長（緒方哲哉君） 福田議員。

○5番（福田謙二君） この女子野球部が一応7月の末だったですか、オープンキャンパスか何かで行われたとか聞いているんです。その出席者とかいうのは、そういうのは情報は入っていますか。

○議長（緒方哲哉君） 教育長。

○教育長（蔵田勇治君） 7月に行われたのは、女子野球部ということではなくて、例年、全ての県立学校が行っておりますけど、体験入学という県教育委員会の事業の中で、女子野球部をつくりますよという紹介もしたということでございまして、何名かの生徒がそのことに興味を持って質問もしたというようなことで伺っております。詳しい人数については伺っておりません。

○議長（緒方哲哉君） ほかに教育費について質疑はありませんか。

佐野議員。

○2番（佐野安春君） 168ページに負担金補助及び交付金の中で、甲佐町解放教育研究会補助金5万円というのが上げられておりますが、この甲佐町解放教育研究会というのは、どのような団体で、どんな活動をされているのか、説明をお願いします。

○議長（緒方哲哉君） 社会教育課長。

○社会教育課長（吉岡英二君） この団体といいますか、研究会につきましては、甲佐町の人権問題の解決のために研究活動を行う団体ということになりまして、要するに、人権教育の推進を図るという目的で設立されている団体でございます。

○議長（緒方哲哉君） 佐野議員。

○2番（佐野安春君） その団体の代表者の方はどなたですか。

○議長（緒方哲哉君） 社会教育課長。

○社会教育課長（吉岡英二君） 前段階でお名前は、大隈敏正さんがしておられましたけども、現在は、ちょっとお体のほうが悪いというような話も聞いておりますので、今現在はちょっと把握しておりません。

○議長（緒方哲哉君） ほかに教育費について質疑はありませんか。ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） ないようでございます。

次に進みます。次に、款10災害復旧費から款13の予備費まで、189ページ上段から199ページまで、款10の災害復旧費から款13予備費までで、189ページから199ページまでに何か質疑ありませんか。災害復旧費から予備費までです。189ページから199ページまでです。災害復旧費から予備費、189ページから199ページまでです。災害復旧費及び予備費です。ありませんね。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 質疑なしということで、次に最後になりますが、平成28年度甲佐町一般会計歳入歳出決算全般について、何か質疑ありませんか。

佐野議員。

○2番（佐野安春君） これは決算審査意見書についても含めてよろしいですね。

○議長（緒方哲哉君） どうぞ。

○2番（佐野安春君） 決算審査意見書の7ページに、甲佐小学校のプールの閉鎖のことで意見が述べられておりますが、2年続けてプールが閉鎖されたということで、今後は児童の目線での対応を期待するということで載せておられますが、この間、町として、どういうふうな指導をされたのかということと、これは来年度の開催は大丈夫なのかということで、質問をいたします。

○議長（緒方哲哉君） 学校教育課長。

○学校教育課長（荒田慎一君） 甲佐小学校のプールの開放の件につきましては、うちとしましては、プール開放については、龍野、白旗等については、PTAの保護者さんが監視員ということで開放されております。今、プールの開放については、ほとんどPTA主催で開放されておりますので、PTA会長さんのほうに開放についての依頼は行っておりますが、なかなか監視等の問題等もありまして、厳しいという話になっております。そういう場面もありましたので、今年度、今年、29年の9月に子ども向けにアンケートを実施をしたいということで考えております。そのアンケートをもとに、再度、PTAの、町の教育課もありますので、そこに出向きまして、プール開放についての推進といいますか、町でできる部分、話をしていきたいというふうには考えております。

以上になります。

○議長（緒方哲哉君） 佐野議員。

○2番（佐野安春君） 今言いました、その来年度の開催については、見通しはどう考えていらっしゃるでしょうか。

○議長（緒方哲哉君） 学校教育課長。

○学校教育課長（荒田慎一君） 来年度につきましては、今からPTA会長さん等と話を、協議をしていきながら決定になると思っておりますので、この場で開放ができますという回答は控えさせていただきたいと思っております。

以上になります。

○議長（緒方哲哉君） 佐野議員。

○2番（佐野安春君） プールをあけるといふ問題は、P T Aだけの問題でなくて、やっぱり教育上も大事な問題だといふふうに思います。そういう点では、3年連続で子ども達にプールがないといふようなことはないように、ぜひしっかり協議をさせていただきたいといふふうに思います。

以上です。

○議長（緒方哲哉君） ほかに。

西坂議員。

○6番（西坂和洋君） 私も、この問題は監査報告の中にありましたので、何かなと思ったところが、小学校のプール、夏休みの間、閉鎖ということを知りましたが、残念でありません。というのは、子どもたちは、結構夏休み、プールで泳ぐといふか、遊びながら泳ぐということをお待たせしております。しかし、今、佐野議員からもありましたように、保護者のほうが監視等の問題とかあって、閉鎖せざるを得ないということで、残念です。しかし、保護者ばかりの問題でなく、甲佐町の水泳協会あたりに、毎日ではできませんけど、週に2回なりお願いするならばよろしいのではないかと思います。

私も、前、甲佐小学校に泳げない子どもが5、6人いますので、応援をお願いしますということで、教えに行ったことがあります。泳げない子どもも、ちょっとでも泳げるようになると、5日間もすればプールの半分ぐらいは泳げるようになると思います。ですから、来年、3年連続でと言わずに、私が腰は曲がっておっても、水に入れば真っすぐになります。ですので、応援に行ってもいいかなと思っております。泳げない子どもはそのままほっておくと、災害のときには必ず溺れ死ぬと思います。ですから、この問題に関しては、学校教育課と教育長にもお願いして、校長先生あたりにも、できることならば再開できるようにしてもらいたいと思います。

以上です。

○議長（緒方哲哉君） 町長。

○町長（奥名克美君） ちょっと今の事柄については、ちょっと私のほうからの思いを述べておくべきかなと思いますので、あえて立たせていただきます。

監査委員さんのほうから、昨年、それから今回、意見書の中で、このプールの使用についてのご意見をいただいております。じゃあほかの学校は、ほかの地区の学校においてのプールにはどうなのかといふと、やっぱり保護者もその中に入られて、一生懸命やっておられるわけですね。ですから、やっぱりその点については、やっぱり考えていくべきだろうと私は思います。ですから、何もかもがプール運営について、じゃあ行政が全部、100%手を差し伸べるのかとなったときには、ちょっと少々おかしいような事態にもつながってくるなといふふうに思います。ですから、監査委員さんのご意見としては、やっぱり子どもたちの育成において、このプール、水泳競技といふのは非常に大事なことだといふ思いから、何とかこのプールの利用について考えるべきじゃないかといふご意見だろうと思いますので、あとの運用等については、やはり関係者が全部、それぞれの分担を担った上で、私はやるべきだろうと思いますので、その点も持ち帰って、十分教育長部局の中

でも協議されると思いますんで、その辺の推移を私は見守りたいというふうな思いでおりますんで、そういう中であって、水泳協会のほうで応援していただけるということであれば、これはなおさら結構なことでありますんで、ぜひその際には協議に入っていただければ非常にありがたいと思いますんで、よろしくお願いします。

○議長（緒方哲哉君） ほかに質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） ありませんね。質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これから討論を行います。

本決算に対する反対者の発言を許します。

佐野議員。

○2番（佐野安春君） 平成28年度決算での反対討論を行います。

同和対策のための同和対策事業特別法が平成14年、2002年3月に終結をして、既に15年が経過をしております。社会問題としての部落問題は、基本的に解決された到達点にあると考えます。時として起こる不心得な部落問題に関する非科学的認識や、偏見に基づく言動が地域社会において受け入れられない、民主主義の力を強めていくことこそが重要です。

昨年12月に部落差別の解消の推進に関する法律が施行されましたが、参議院法務委員会における附帯決議には、過去の民間運動団体の行き過ぎた言動等、部落差別の解消を阻害していた要因を踏まえ、これに対する対策を講ずることもあわせて総合的に施策を実施するとあります。行政施策は、全ての住民に対して公平に運用するのが原則であり、人権問題の相談、教育、啓発活動は、憲法に基づく一般施策として行うべきと考えます。よって、地域改善対策等については反対でありますので、平成28年度一般会計歳入歳出決算の認定にはついては反対といたします。

以上です。

○議長（緒方哲哉君） 次に、本決算に対する賛成者の発言を許します。

本田議員。

○11番（本田 新君） 認定第1号、平成28年度甲佐町一般会計歳入歳出決算についてでございますが、決算資料について、1ページから201ページまで、順に追って、款、項、目に分けて精査をいたしました。人権問題に配慮していないというご意見もありますけれども、私、逆に、その点はしっかり配慮してある28年度の予算執行であったというふうに認定をしたいというふうに考えております。よりまして、本認定につきましては賛成ということをお願いしたいと思います。

○議長（緒方哲哉君） これで討論を終結します。

これから採決を行います。この採決は起立によって行います。

認定第1号、平成28年度甲佐町一般会計歳入歳出決算について、認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（緒方哲哉君） 起立多数。よって、認定第1号、平成28年度甲佐町一般会計歳入歳出決算については、認定することに決定いたしました。

日程第4 認定第2号 平成28年度甲佐町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

○議長（緒方哲哉君） 日程第4、認定第2号「平成28年度甲佐町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

住民生活課長。

○住民生活課長（本田克典君） 認定第2号、平成28年度甲佐町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明申し上げます。

次のページをお願いいたします。平成28年度歳入総括表です。歳入です。款と収入済額によりましてご説明申し上げます。

款1 国民健康保険税 2億7,695万4,668円です。款2 使用料及び手数料14万2,550円です。款3 国庫支出金 6億1,229万5,819円です。款4 県支出金 1億546万9,214円です。款5 療養給付費等交付金4,429万3,343円です。款6 共同事業交付金 4億6,303万5,389円です。款7 前期高齢者交付金 3億3,999万1,571円です。款8 財産収入 6万1,619円です。

次のページをお願いいたします。款9 寄附金 0円です。款10 繰入金 1億5,211万3,713円です。款11 繰越金 1億5,855万1,261円です。款12 諸収入 57万8,724円です。

歳入合計、収入済額 21億5,348万7,871円としております。

次のページをお願いいたします。歳出です。款と支出済額でご説明申し上げます。

款1 総務費 3,818万4,181円です。款2 保険給付費 12億3,165万1,173円です。款3 後期高齢者支援費等です。1億7,016万3,933円です。款4 前期高齢者納付金等 11万8,742円です。款5 老人保健拠出金 6,317円です。

次のページをお願いいたします。款6 介護納付金 6,911万6,270円です。款7 共同事業拠出金 4億3,406万1,840円です。款8 保健事業費 1,245万6,807円です。款9 基金積立金 6万1,619円です。款10 公債費 0円です。款11 諸支出金 1,678万1,434円です。款12 予備費 0円です。

歳出合計、支出済額 19億7,260万2,316円としております。歳入歳出差引残額としまして 1億8,088万5,555円です。うち基金繰入金 1,900万円です。平成29年9月8日提出、町長名でございます。

次に、41ページをお願いいたします。実質収支に関する調書でございます。

1、歳入総額 21億5,348万7,871円、2、歳出総額 19億7,260万2,316円、3、歳入歳出差引額及び5の実質収支額ともに 1億8,088万5,555円となっております。6、実質収支額のうち、地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額が 1,900万円となり、差し引きまして 1億6,188万5,555円を次年度に繰り越しております。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくをお願いいたします。

○議長（緒方哲哉君） 以上で説明が終わりました。

これより質疑を行います。

まず最初に、歳入全部について質疑をお願いします。歳入全部について質疑をお願いします。9ページ、款1国民健康保険税から21ページ、款12諸収入までです。9ページから21ページ、諸収入までです。歳入全部について質疑を伺っております。9ページから21ページです。

本郷議員。

○9番（本郷昭宣君） 歳入の中で、国保税の保険料というようなことで、徴収率もちょっと下がっておりますけれども、億を超える未収入があるというようなことでございます。そういうことで、やはり滞納につきましては、やはり1カ月を過ぎますと督促状が発行され、そして、2期、3期となれば、だんだんたまっていくと。ただ、早い時期で1カ月おくれで払ってもらえば結構なんですけど、2期、3期、4期となれば、どなたでもやはりその納税はきつくなると思うんですね。そういうわけで、納税者の面談を早い時期に行っていたら、そして、滞納額が少しでも、納税者も助かるし、また、町のほうも助かるというようなことになりますので、早い時期に納税者と面談をするということをお願いしたいと思います。今現在の状況は、滞納についてはどの時点で面談等はされているでしょうか。

○議長（緒方哲哉君） 税務課長。

○税務課長（井上幸介君） 国民健康保険税の滞納対策についてお答えさせていただきます。

まず、議員おっしゃいますとおり、税金の納期限、それを過ぎまして、20日前後で督促状の送付をいたします。それによって納付がない方につきましては、電話、文書等による催告を行っております。特に昨年、28年度に至りましては、熊本地震の影響により、徴収関係の部局のほうにつきましても地震の被害認定調査等に全て出ておりましたので、徴収がかなり停滞している部分がございます。今年につきましては、その分についても、早目、早目の対応をしているところでございます。

そして、去年、28年からの新規事業といたしまして、国民健康保険税のこれは補助事業でございますけれども、コールセンター事業というものを行っております。これにつきましては、現年分の納付が遅れがちになっておられる方に対して、熊本県の国民健康保険団体連合会と契約をいたしまして、そこがまた民間のコールセンターに委託をされて、国民健康保険税について、税金がまだ納めてないようですが、いかがでしょうかという電話による催告のほうを行っております。件数といたしまして74件、約150万円程度の未納額に対して電話のコールセンター事業を行って、実績といたしまして納付が29件、150万円のうちの100万円程度がその事業によって収入があったところでございます。これに関して、今年度も引き続き実施していきますので、このコールセンター事業と、議員おっしゃいました早目の納税相談についてをあわせて行って、滞納の解消に進んでいきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（緒方哲哉君） ほかに質疑ありませんか。歳入全部についての質疑を伺っております。ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） ありませんようでしたら、次に、歳出全部について質疑をお願いします。23ページ、款1総務費から39ページ、款12予備費までです。歳出全部について質疑をお願いいたしております。23ページから39ページ、予備費までです。質疑ありませんかね。23ページから39ページ、款12の予備費までです。歳出全部についての質疑を伺っております。ありませんか。

西坂議員。

○6番（西坂和洋君） 24ページの下から3段目の繰出金というのは、これは一般会計へ繰り出されたのですか。

○議長（緒方哲哉君） 住民生活課長。

○住民生活課長（本田克典君） これにつきましては、平成27年度分でございます、一般会計から繰り入れた法定内繰り入れ分の超過分を一般会計へ繰り戻す分ということでございます。

○議長（緒方哲哉君） ほかにありませんか。歳出全部について伺っております。ありませんね。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 最後に、本決算全部について何か質疑ありませんか。本決算全部に。

佐野議員。

○2番（佐野安春君） 実質収支に関する調書を見ますと、28年度は歳入から歳出を引いた分で1億8,000万ほど翌年度に繰り越すと。うち、また、1,900万につきましては、基金に繰り入れができていうことで、その収支のバランス的にはよかったというふうには私は思うんですが、どういうふう判断されているのかということと、あと半年後に国保が県への移行ということになります、現在の状況はどうなのかということについて、ご説明をお願いいたします。

○議長（緒方哲哉君） 住民生活課長。

○住民生活課長（本田克典君） まず、現在の28年度につきましては2,233万5,294円の黒字ということでございますが、これにつきましては、27年度においても黒字を出したと。これは十何年ぶりに黒字を出したわけですがけれども、この要因としましては、税制の改正で保険税を上げたこと、それともう一つは、交付金の中身の改正がありまして、それによって交付金が増額されまして、その影響で27年度が増加したと。それによりまして繰越金が発生したということでございますけれども、28年度におきましては、その27年度からの繰越金、それともう一つは、医療費の適正化に向けての取り組みというのをやっておるわけですがけれども、その取り組みの成果に対する特別調整交付金というのが、国、県から参

っております。その分の影響がありまして、28年度は黒字になったということでございます。

それから、今、国保の状況と申しますか、現状につきまして、ちょっと説明したいと思います。

国保の状況につきましては、国民健康保険者の中の65歳から74歳まで、いわゆる前期高齢者という方ですけれども、この比率が23年度末では30.5%だったんですけれども、これが年々増加をしております、28年度末では43.3%という高齢化率になっておるといのが一つです。高齢化になるほど医療費は上がっていきます。

ちなみに、ちょっと調べてみたところが、28年度の1人当たりの年間の医療費、これは10歳刻みなどところでちょっと調べました。それを見ますと、40歳代で29万8,951円、年間の1人当たりの医療費です。50歳代で45万1,912円、60歳代で47万9,210円、70歳から74歳になりますと63万3,119円となっておりますのでございまして、やはり高齢化に行くほど医療費がかかるというのが数字的にも出ているかと思えます。

高齢化に伴いまして、1人当たりの年間給付費も上がっておりますのでございまして、平成24年度までは20万円台だったんですけれども、平成25年度からは30万円台になりまして、27年度は33万9,380円、1人当たりの年間給付費です。28年度は震災の影響もありまして37万9,203円と、さらに上がっておりますというところでございました。

加入者につきましては、やはり後期高齢者医療への移行で、年々減少しておるとい傾向、その加入者につきましては、年間所得が、所得なしから200万未満の加入世帯の比率が83.2%という、かなり所得水準が低い状態で推移しておるといことと申しますと、1人当たりの保険税調定額は、昨年度は震災減免の影響で少なくなっておりますが、それまでは徐々に右肩上がりになっておるといような状況になっております。

ただ、それが前期高齢者財政調整制度の恩恵を受け、また、それによる前期高齢者の交付金や、国、県からの調整交付金などによりまして、運用ができておるといところでございます。

以上です。

○議長（緒方哲哉君） ほかにありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これから討論を行います。

本決算に対する反対者の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 次に、本決算に対する賛成者の発言を許します。

本郷議員。

○9番（本郷昭宣君） 認定第2号、平成28年度甲佐町国民健康保険特別会計歳入歳出決算書につきましては、決算書に出しておられますように、実質収支額が1億8,000万、

それから繰入金を引きますと、大体2,000万ぐらいの黒字ということでございますけれども、国保会計につきましては、依然と厳しいものが続くものと思います。そういう関係で、先ほど滞納額について質問しましたように、滞納分を少しでも軽減されるように、滞納の整理に励んでいただくことをお願いし、認定に同意、賛成いたします。

○議長（緒方哲哉君） これで討論を終結します。

これから採決を行います。認定第2号、平成28年度甲佐町国民健康保険特別会計歳入歳出決算について、認定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 異議なしと認めます。

よって、本決算については認定することに決定いたしました。

しばらく休憩します。

休憩 午後3時40分

再開 午後3時50分

○議長（緒方哲哉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第5 認定第3号 平成28年度甲佐町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

○議長（緒方哲哉君） 日程第5、認定第3号「平成28年度甲佐町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

福祉課長。

○福祉課長（北野 太君） 認定第3号、平成28年度甲佐町介護保険特別会計歳入歳出決算についてご説明申し上げます。

1、2ページをお願いいたします。歳入総括表でご説明を申し上げます。歳入です。款と収入済額でご説明を申し上げます。

款1介護保険料、収入済額が2億21万2,540円です。款2分担金及び負担金110万3,900円です。款3使用料及び手数料4万3,400円です。款4支払基金交付金3億8,375万5,819円です。款5国庫支出金4億1,993万2,564円です。款6県支出金2億904万833円です。款7財産収入7万5,718円です。款8繰入金2億5,542万6,000円です。

めくって3、4ページをお願いいたします。款9繰越金3,768万7,151円です。款10諸収入660万8,556円です。

歳入合計、収入済額15億1,388万6,481円です。

5、6ページをお願いいたします。歳出です。款と支出済額でご説明申し上げます。

款1総務費、支出済額が4,332万7,065円です。款2保険給付費13億5,596万5,552円です。款3財政安定化基金拠出金0円です。款4地域支援事業費3,656万4,934円です。款5基金

積立金2,007万5,718円です。款6 公債費0円です。

7、8 ページをお願いいたします。款7 諸支出金175万2,073円です。款8 予備費0円です。

歳出合計、支出済額14億5,768万5,342円です。歳入歳出差引残額5,620万1,139円です。平成29年9月8日提出、町長名でございます。

41ページをお願いいたします。平成28年度実質収支に関する調書でございます。

歳入歳出差引額及び実質収支額ともに5,620万1,139円となっております。

以上で説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

○議長（緒方哲哉君） 以上で説明が終わりました。

これより質疑を行います。

まず最初に、歳入全部について質疑をお願いします。歳入全部について質疑をお願いします。9 ページ、款1 の介護保険料から21ページ、款10諸収入までです。9 ページから21ページまで、歳入全部について質疑をお願いします。9 ページから21ページまでです。歳入全部についての質疑を伺っております。9 ページから21ページまでです。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） ありませんね。

次に、歳出全部について質疑をお願いします。歳出全部についての質疑をお願いします。23ページから39ページ、予備費までです。歳出の総務費から予備費まで、23ページから39ページまでです。

佐野議員。

○2番（佐野安春君） 歳出の保険給付費が、不用額が5,100万ほどとなっておりますが、理由は何でしょうか。

○議長（緒方哲哉君） しばらく休憩します。

休憩 午後3時56分

再開 午後3時57分

○議長（緒方哲哉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

福祉課長。

○福祉課長（北野 太君） それでは、28ページの保険給付費、不用額は5,100万程度に大きく不用額は出ているということでございますけども、全体的な支出済額が13億5,000万でございます。当初予算が14億というふうに見込んでおります。その中で5,000万が不用額となっておりますけども、中身の主なものは介護サービス等諸費でございます。この分が4,100万ほど不用額が出ているという状況で、この中には、右側の備考に書いてありますとおり、施設サービス、居宅サービス、地域密着型とか、居宅サービスあたりが含まれておりますけども、熊本地震の影響もありまして、減免制度で、通常、介護給付で9割をこちらで負担して、1割を自己負担ということになっておりますけど、それが10割に

なって、1割分を余計に負担したという状況でもございますけども、見込んでいたよりも事業者からの請求が少ないというのは居宅サービス関係ですね。そういったものが地震関係でちょっと落ち込んだというのが原因だろうかというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（緒方哲哉君） ほかにありませんか。歳出全部について伺っております。23ページから39ページまでです。ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） ありませんということで、最後に、本決算全部について質疑を伺います。本決算全部についての質疑を伺っております。全部についての質疑を伺っております。ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これから討論を行います。

本決算に対する反対者の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 次に、本決算に対する賛成者の発言を許します。

宮川議員。

○7番（宮川安明君） 認定第3号、平成28年度甲佐町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてでございますが、この保険制度は、我々が健康で長生きできるための大切な保険制度でございますので、本決算につきましては、何ら異義なく、賛成をいたします。

○議長（緒方哲哉君） これで討論を終結します。

これから採決を行います。認定第3号、平成28年度甲佐町介護保険特別会計歳入歳出決算について、認定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 異議なしと認めます。

よって、本決算については認定することに決定いたしました。

日程第6 認定第4号 平成28年度甲佐町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

○議長（緒方哲哉君） 日程第6、認定第4号「平成28年度甲佐町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

住民生活課長。

○住民生活課長（本田克典君） 認定第4号、平成28年度甲佐町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算につきましてご説明申し上げます。

次のページをお願いいたします。平成28年度歳入総括表です。歳入です。款と収入済額

によりご説明申し上げます。

款 1 後期高齢者医療保険料、収入済額6,829万3,200円です。款 2 使用料及び手数料5,100円です。款 3 寄附金0円です。款 4 繰入金5,542万4,446円です。款 5 繰越金233万819円です。款 6 諸収入322万8,788円です。

歳入合計、収入済額 1 億2,928万2,353円です。

次のページをお願いします。歳出です。同じく款と支出済額によりご説明申し上げます。

款 1 総務費、支出済額251万1,543円です。款 2 後期高齢者医療広域連合納付金 1 億2,126万4,746円です。款 3 保健事業費312万4,433円です。款 4 諸支出金2,000円です。款 5 予備費0円です。

歳出合計 1 億2,690万2,722円、歳入歳出差引残額237万9,631円です。平成29年 9 月 8 日提出、町長名でございます。

15ページをお願いいたします。実質収支に関する調書でございます。

1、歳入総額 1 億2,928万2,353円、2、歳出総額 1 億2,690万2,722円、3、歳入歳出差引額及び5の実質収支額237万9,631円となっております。この金額を次年度に繰り越しております。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくをお願いいたします。

○議長（緒方哲哉君） 以上で説明が終わりました。

これより質疑を行います。

まず最初に、歳入全部について質疑を伺います。歳入全部について質疑を伺います。5ページ、款 1 後期高齢者医療保険料から9ページ、款 6 諸収入までです。5ページから9ページまでです。医療保険料から諸収入までです。5ページから9ページまでです。歳入全部についての質疑を伺っております。5ページから9ページまでです。歳入の5ページから9ページまでです。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） ありませんね。

次に、歳出全部について質疑をお願いします。11ページから13ページ、款 1 の総務費から款 5 予備費までです。款 5 予備費、13ページまでです。11ページから13ページまでです。歳出全部について伺っております。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） ありませんね。

最後に、本決算全部について何か質疑ありませんか。本決算全部についての質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） ありませんね。質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これから討論を行います。

本決算に対する反対者の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 次に、本決算に対する賛成者の発言を許します。

荒田議員。

○3番（荒田 博君） 認定第4号、平成28年度甲佐町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてでございますけれども、ただいま説明があったとおり、何ら異義なく、賛成いたします。

○議長（緒方哲哉君） これで討論を終結します。

これから採決を行います。認定第4号、平成28年度甲佐町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について、認定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 異議なし認めます。

よって、本決算については認定することに決定いたしました。

日程第7 認定第5号 平成28年度甲佐町水道事業会計決算の認定について

○議長（緒方哲哉君） 日程第7、認定第5号「平成28年度甲佐町水道事業会計決算の認定について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

環境衛生課長。

○環境衛生課長（橋本良一君） 認定第5号、平成28年度甲佐町水道事業会計決算について説明申し上げます。

2ページをお願いいたします。1、平成28年度甲佐町水道事業会計決算報告書でございます。区分の款及び決算額のみ説明申し上げます。

1、収益的収入及び支出。収入です。第1款事業収益、決算額1億5,429万127円です。支出です。第1款事業費、決算額1億4,775万2,611円です。

なお、平成28年熊本地震に伴う災害復旧費の財源に充てるため、災害復旧事業債330万円を前借りしております。

3ページをお願いいたします。2、資本的収入及び支出。収入です。第1款資本的収入、決算額5,200万円でございます。支出です。第1款資本的支出、決算額1億1,282万418円です。

なお、資本的収入が資本的支出額に不足する額6,082万418円は、当年度分消費税資本的収支調整額535万2,993円及び過年度分損益勘定留保資金5,546万7,425円で補填しております。

4ページをお願いいたします。財務諸表でございます。

1、平成28年度甲佐町水道事業損益計算書でございます。下から3行目をごらんください。当年度純利益は118万1,907円であり、前年度繰越利益剰余金1億651万6,323円とあわせ1億769万8,230円となっております。

その他財務諸表の説明は省略させていただきます。

平成29年9月8日提出、町長名でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（緒方哲哉君） 以上で説明が終わりました。

これより質疑を行います。本決算全部について質疑をお願いいたします。何か質疑ありませんか。本決算全部について質疑をお願いいたします。何か質疑ありませんか。

佐野議員。

○2番（佐野安春君） 決算審査の意見書の中からもよろしゅうございますかね。

○議長（緒方哲哉君） どうぞ、いいです。

○2番（佐野安春君） こちらのほうがちょっとわかりやすく書いてございますので、決算審査意見書の18ページから20ページあたりにかけてであります。有収率が74.3%ということで、水道事業基本計画の目標値である92.5%に対して、かなり低いというふうに書いてあります。その原因は、熊本地震の問題とか、老朽化の問題とかもありますが、一番の問題は、やっぱり収納、未納の分ですよね。これがなかなか改善されないという、未納者に対しての有効な措置を積極的に講じて、収納率向上に努められたいとありますが、この点での見通しはどういうふうに考えていらっしゃいますか。

○議長（緒方哲哉君） 環境衛生課長。

○環境衛生課長（橋本良一君） 有収率と未納の関係についてお尋ねかと思いますが、有収率と料金の未納については直接関係がございません。別々の問題としてお答えさせていただきます。よろしいでしょうか。

○2番（佐野安春君） はい、どうぞ。

○環境衛生課長（橋本良一君） 有収率を少し説明させていただきますと、有収率というのは、配水池というタンクから出た量に対してお金となる水量、料金としてカウントされる水量の割合のことを有収率と申します。平成28年度におきましては、前年度から2.9%低下しておりますが、要因としましては、主に地震の影響によるものでございます。この有収水量の有収でない、いわゆる反対の無収の部分は、震災で被災された方の料金を減免した分の水量もカウントされておまして、その分は本管から漏れた分ではないということで、無駄に使われた水ではないということで、有収水量と別に、有効水量というお金にはならなかったけども、無駄にはなっていない水量という言い方をします。有効だった水がどれくらいの割合かという有効率でございますが、そちらは27年度が80.9%だったのに対して28年度は81.2%と、わずかではございますが向上しております。この向上した要因として考えられますのは、震災後、広範囲にわたって大規模に漏水調査を実施して、修繕を行ったためではないかと考えております。しかしながら、老朽管を幾ら修繕しましても、次に弱いところがまた破れるということで、漏水が復元してまいりますので、抜本的な改善策にはなりません。そのため、水道事業の基本計画、施設の整備計画でございますが、基本計画では老朽管の更新を計画的に進めていくことが重要と位置づけしております。この計画の中で、有収率92.5%という目標達成は平成35年というふうにしておるところでございますが、漏水事故が多く発生する路線を優先的に更新していくなどしまして、早期の目標達成を図りたいと考えているところでございます。

未収金についてもご質問がございましたが、未収金については、給水停止を確実に実行するというので、徴収に努めております。また、給水停止を始める前の過去の分についても分納誓約書を提出していただいて、その確実な履行を促すということで、徴収に努めているところでございます。

以上です。

○議長（緒方哲哉君） 佐野議員。

○2番（佐野安春君） 過去の分の未収金については、改善というか、向上されているんですか。

○議長（緒方哲哉君） 環境衛生課長。

○環境衛生課長（橋本良一君） 平成24年の4月以降は給水停止を確実に実行しておりますので、ほぼというか、99%以上徴収できておりますが、それ以前の分につきましては、やはり生活困窮者が多く、少しずつしか払っていただけていない状況ですけれども、毎月の分に加えて、1カ月分とか、1,000円とか、少しずつ払ってもらっていますので、確実に減少はしております。

以上です。

○議長（緒方哲哉君） ほかに質疑ありませんか。本決算全部について質疑を伺っております。ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） ありませんね。質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これから討論を行います。

本決算に対する反対者の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 次に、本決算に対する賛成者の発言を許します。

宮川議員。

○7番（宮川安明君） 平成28年度甲佐町水道事業会計決算の認定についてでございますが、今、いろいろ出てまいりました有収率、また、未納の件など問題はいろいろございますが、やはり町民の大切な命を守る水でございますので、しっかりと運営をしていただけることを願いまして、本案に賛成をいたします。

○議長（緒方哲哉君） これで討論を終結します。

これから採決を行います。認定第5号、平成28年度甲佐町水道事業会計決算について、認定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 異議なしと認めます。

よって、本決算については認定することに決定いたしました。

以上をもって、本日の日程は終了いたしました。

12日は、午前10時から本議場において会議を開きます。

本日はこれをもって散会いたします。
お疲れさまでございました。

散会 午後 4 時22分

9月12日（火曜日）

平成29年第3回甲佐町議会（定例会）議事日程

（第3号）

1. 招集年月日 平成29年9月8日

1. 招集の場所 甲佐町議会議場

1. 開会 9月12日 午前10時00分 議長宣告

1. 閉会 9月12日 午後1時51分 議長宣告

1. 応招議員

1番 山内 亮一	2番 佐野 安春	3番 荒田 博
4番 宮本 修治	5番 福田 謙二	6番 西坂 和洋
7番 宮川 安明	8番 緒方 哲哉	9番 本郷 昭宣
10番 渡邊 俊一	11番 本田 新	12番 中村 幸男

1. 不応招議員

なし

1. 出席議員

1番 山内 亮一	2番 佐野 安春	3番 荒田 博
4番 宮本 修治	5番 福田 謙二	6番 西坂 和洋
7番 宮川 安明	8番 緒方 哲哉	9番 本郷 昭宣
10番 渡邊 俊一	11番 本田 新	12番 中村 幸男

1. 欠席議員

なし

1. 本会議に職務のために出席した者の職氏名

議会事務局長 福島 明広 議会事務局事務長 山本 洋子

1. 地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名

町長	奥名 克美	副町長	師富 省三
会計管理者	古閑 敦	総務課長	西坂 直
企画課長	北畑 公孝	くらし安全推進室長	佐々木 善平
税務課長	井上 幸介	住民生活課長	本田 克典
総合保健福祉センター所長	井上 美穂	福祉課長	北野 太
農政課長	岡本 幹春	建設課長	志戸岡 弘
環境衛生課長	橋本 良一	会計課長	古閑 敦

町民センター所長	中 林 健 次	教 育 長	蔵 田 勇 治
学 校 教 育 課 長	荒 田 慎 一	社 会 教 育 課 長	吉 岡 英 二
農 業 委 員 会 事 務 局 長	岡 本 幹 春	選 挙 管 理 委 員 会 書 記 長	西 坂 直
代 表 監 査 委 員	本 田 進		

1. 議事日程

議長は本日の議事日程を別紙のとおり報告した。

1. 会議に付した事件

- 日程第1 承認第6号 専決処分の報告及び承認について
- 日程第2 報告第3号 財政健全化判断比率等の報告について
- 日程第3 議案第26号 熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について
- 日程第4 議案第27号 業務委託に関する協定の締結について
- 日程第5 議案第28号 業務委託に関する協定の締結について
- 日程第6 議案第29号 工事請負契約の締結について
- 日程第7 議案第30号 平成29年度甲佐町一般会計補正予算（第3号）
- 日程第8 議案第31号 平成29年度甲佐町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第9 議案第32号 平成29年度甲佐町介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第10 議案第33号 平成29年度甲佐町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第11 要望第1号 田代・大谷公民館建設に対する町の支援要望
- 日程第12 議員派遣について
- 日程第13 議会広報編集特別委員会の研修報告について
- 日程第14 総務文教常任委員会からの閉会中の継続審査の申し出について
- 日程第15 産業厚生常任委員会からの閉会中の継続審査の申し出について
- 日程第16 議会運営委員会からの閉会中の継続審査の申し出について

1. 議事の経過

開議 午前10時00分

○議長（緒方哲哉君） おはようございます。

ただいまの出席議員は12名です。定足数に達しますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程を報告します。

本日の議事日程は議席に配付のとおりです。朗読を省略いたします。

日程第1 承認第6号 専決処分の報告及び承認について

○議長（緒方哲哉君） 日程第1、承認第6号「専決処分の報告及び承認について」を議題とします。

提出者の質問を求めます。

総務課長。

○総務課長（西坂 直君） それでは、ご説明申し上げます。

承認第6号、専決処分の報告及び承認について。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求めるものでございます。平成29年9月8日提出。町長名です。

次のページをお願いいたします。

専第6号、専決処分書。地方自治法第179条第1項の規定により下記事項を専決処分する。平成29年7月6日。町長名です。

記。1、平成29年度甲佐町一般会計補正予算（第2号）です。

次の次のページ、1ページをお願いいたします。

平成29年度甲佐町の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによります。歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億1,915万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ111億9,788万2,000円とするものでございます。2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によります。地方債の補正。第2条地方債の変更は、「第2表 地方債補正」によります。平成29年7月6日。町長名です。

次のページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算補正。歳入です。款18繰入金に1億1,605万7,000円を追加し、6億2,960万8,000円としております。1の基金繰入金です。款21町債に310万円を追加し、23億1,050万円としております。1の町債です。歳入合計。補正前の額110億7,872万5,000円に1億1,915万7,000円を追加し、111億9,788万2,000円としております。

次のページをお願いいたします。

歳出です。款10災害復旧費に1億1,915万7,000円を追加し、15億2,629万3,000円としております。1の農林水産施設災害復旧費、2の公共土木施設災害復旧費、4のその他公共施設・公用施設災害復旧費です。歳出合計。補正前の額110億7,872万5,000円に、1億1,915万7,000円を追加し、111億9,788万2,000円としております。

次のページをお願いいたします。

第2表 地方債補正。1変更です。起債の目的が災害復旧事業です。補正前の限度額3億9,060万円に310万円を追加し、補正後の限度額を3億9,370万円としております。なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、変更ございません。

以上で説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長（緒方哲哉君） これより質疑を行います。

質疑につきましては、本予算全部についてをお願いいたします。本予算全部についての質疑をお願いいたします。何か質疑ありませんか。本予算全部についての質疑を伺っております。

山内議員。

○1番（山内亮一君） 9ページですけれども、その他の公共施設・公用施設の災害復旧工事ということですが、1億円余りあります。主立ったところをちょっと紹介していただければと思います。

○議長（緒方哲哉君） 総務課長。

○総務課長（西坂 直君） その他の公共施設・公用施設災害復旧費の主なものということで、一番金額が多いのは、防災行政無線の設備一式についての落雷による被害で8,935万円です。それと庁舎関係で、庁舎生涯学習センター、議会棟等の落雷による被害ということで、合計1,968万円、それとその他、総合保健福祉センター、それと生涯学習センターのホールの音響設備等の被害も計上しております。以上でございます。

○議長（緒方哲哉君） ほかに質疑ありませんか。質疑ありませんね。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これから討論を行います。

本案に対する反対者の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

山内議員。

○1番（山内亮一君） 承認第6号、専決処分報告及び承認について、ただいま説明のありましたとおり、雷等の被害による庁舎関係の修繕ということですので、何ら異議なく承認します。

○議長（緒方哲哉君） これで討論を終結します。

これから承認第6号「専決処分報告及び承認について」を採決いたします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認することに決定いたしました。

しばらく休憩します。

休憩 午前10時08分

再開 午前10時09分

○議長（緒方哲哉君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第2 報告第3号 財政健全化判断比率等の報告について

○議長（緒方哲哉君） 日程第2、報告第3号「財政健全化判断比率等の報告について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（西坂 直君） ご説明申し上げます。

報告第3号、財政健全化判断比率等の報告について。地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、別紙のとおり監査委員の意見を付して報告するものでございます。平成29年9月8日提出。町長名です。

3ページ目以降に、監査委員による審査意見書を添付しておりますので、その意見書の最後の4ページをお開きください。このページの一番下に、(3) 是正改善を要する事項というところがございます。これを読み上げたいと思います。

(3) 是正改善を要する事項。特に指摘すべき事項はないが、次のとおり要望する。

今回の審査では、本町の健全化判断比率は、法令の定める早期健全化基準を下回っており、その限りでは、良好な状態にあると言えるが、本年4月に発生した熊本地震、6月に発生した豪雨災害の影響により、本町の財政は、近年と比較すると厳しい状況であると思われる。健全化判断比率の悪化を抑制するためにも、通常予算については、徹底した行財政改革に取り組むなど、健全な財政運営に努められたいというご意見をいただいております。

それでは、1ページ目に戻っていただきまして、健全化判断比率についてご説明いたします。

平成28年度の決算に基づき、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定による4つの指標であります、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率と下段の表の財政健全化法第22条第1項の規定に基づく資金不足比率の状況を記載しております。

まず上段の表の網かけの部分をごらんいただきたいと思います。

実質赤字比率は、一般会計の状況を、連結実質赤字比率は、水道事業会計を含む会計の状況を示すものです。いずれも赤字ではありませんので、赤字比率は出ておりません。

次に、実質公債費比率に関しましては、標準財政規模に対する地方債の返還額の大きさを3カ年の平均値としてあらわしたもので、平成28年度は、5.1%となっており、早期健全化基準の25%を下回る値となっております。

平成28年度の単年度の実質公債費比率につきましては、臨時財政対策債及び普通交付税が減額となったことにより、分母となる標準財政規模が減少したこと、また甲佐中学校校舎及び体育館建設に係る緊急防災減債事業債及び過疎債の償還が始まったことによる分子となる額が増加したことにより前年度の3.7%から2.1ポイント増加し、平成28年度単年度では、5.8%となっております。しかし、先ほど説明しましたように、3カ年の平均では、平成25年度分の6.5%が除外されたことによりまして、平成27年度の3カ年平均5.4%から0.3ポイントの減となっております。

次に、将来負担比率は、水道事業会計も含めた町の借入金の残高や、仮に役場職員が一度に退職した場合に支払うべき退職手当総額などの負債の額の標準財政規模を基本とした額に対する割合を示したものでございます。将来、財政を圧迫する可能性の度合いを示す指標と言えるものでございます。平成28年度は60.6%で、前年度が41.1%でございましたので、19.5ポイント増加をしております。この増加をした要因といたしましては、平成28年度に熊本地震関連の地方債を借り入れたことによる地方債現在高の増加に加えまして、震災関連経費の財源として、多額の財政調整基金を取り崩したことにより、財政調整基金残高が減少したことが主なものになります。

ただいま説明いたしました各比率が、その下の段の早期健全化基準15.00、20.00、25.0、350.0%を超えますと、黄色信号になり、財政健全化計画の策定が義務づけられることになり、さらにその下の財政再生基準を超えますと、赤信号というふうになり、財政再生計画の策定が必要となり、地方債の発行が制限され、最小限の期間内に早期健全化基準未満にすることなどの計画を定めなければならないというふうになっております。

次に、水道事業会計の資金不足比率の状況においても、資金不足比率の欄には数字が出ておりません。一番下の表の網かけ部分であります資金不足額に三角がついて、マイナスの1億8,546万2,000円となっておりますので、資金不足は生じていない状況でございます。

このように本町では、平成28年度決算におけるいずれに指標においても、基準を下回っております。しかし、昨年4月に発生いたしました熊本地震、6月に発生した豪雨災害の復旧・復興関連経費に多大の財源の投下を行っておりますし、今後も投下が見込まれますので、来年度以降の数値は若干悪化していくものと考えておるところでございます。

以上で、説明を終わります。どうぞよろしくお願いたします。

○議長（緒方哲哉君） これより質疑を行います。

何か質疑ありませんか。

本田議員。

○11番（本田 新君） 議会当日に、中長期財政計画は、全員協議会で説明を受けまし

た。そのときは、財調の基金が数年間で2億円まで下がるという質問が上がって、そちらのほうに目がいきまして、今、このままでいきますと、地方債残高の増加というのが一つキーワードとして出ておりますので、できれば震災前の平成27年度から28年度、そしてまた増加する年度で、どれくらい残高が伸びるのか、ちょっとそこだけを、我々議員としてやっぱり認識としてしっかり持つておかないといかんのだろうなと思いますので、簡単に結構でございますので、説明をお願いいたします。

○議長（緒方哲哉君） 総務課長。

○総務課長（西坂 直君） 地方債現在高ということで、一般会計についてご説明いたしたいと思います。

まず、平成27年度末の地方債現在高が72億1,717万7,000円です。平成28年度におきましては、86億2,098万8,000円となり、約14億円の増加となっております。

今後の見通しでございますが、一番最高の残高は、平成31年度で地方現在高が111億9,000万円ほどになります。それから徐々に減少をしていくというふうになります。返済額のほうで言いますと、一番最高に達しますのは、平成35年度が一番最高に達するというような状況でございます。

それと、基本的に甲佐町につきましては、過疎地域の指定を受けておりまして、普通の事業を行う上では、過疎債を基準として借り入れを行っております。今回の震災関連につきましても、そういう交付税措置のある起債ということで考えておりますが、ただ、災害公営住宅については、交付税措置がない起債でございますので、それ以外は、交付税措置が有利な起債を借り入れをしておるといようなことで考えております。

以上でございます。

○議長（緒方哲哉君） 本田議員。

○11番（本田 新君） わかりました。地方債残高が物すごい上がるけれども、一応過疎債を主にやっとするから、少しは何とかなるという、ちょっとそういうニュアンスで受け取りましたけれども、やっぱり平成27年度、いわゆる震災前と比較すると、やっぱり財政的には厳しいというような、ちょっと厳しい、大分厳しいとか、いろいろ表現が申しわけないけれども、どんな表現が適切なんでしょうかね。やや厳しい、大変厳しいとか、それはどういう感覚で今、財政当局のほうでは考えておられますか。

○議長（緒方哲哉君） 総務課長。

○総務課長（西坂 直君） 災害について、今回の熊本地震、それと豪雨災害に係る経費といたしまして、災害関連で総額で約149億円程度の事業費を見込んでおります。それに係る国庫補助、県補助、それとか特交措置、それに地方債を借り入れて行っておりますが、将来的な地方債を借りて、交付税措置がある分を除いた実質的な町の負担額ということが約8億円ということで試算をしております。149億円に対して、実質的な負担は約8億円ということになります。

○議長（緒方哲哉君） 佐野議員。

○2番（佐野安春君） 今のお話で、ちょっともう1回確認ですけれども、債権のうち

交付税措置がされる部分が大半で、町の持つべきものは8億円ということで考えてよろしゅうございますか。

○議長（緒方哲哉君） 総務課長。

○総務課長（西坂 直君） 先ほど申しました震災関連の経費としては、149億円に対して8億円の実質的な負担と。将来にわたる地方債の返済をする上で、交付税措置がない分の合計が約8億円であるというようなことでございます。

○議長（緒方哲哉君） 佐野議員。

○2番（佐野安春君） 災害外を含めた部分で、町の持つべきものということは、金額的には幾らぐらいになるんですか。

○議長（緒方哲哉君） 総務課長。

○総務課長（西坂 直君） 総額については、ちょっと手元にございませぬけれども、平成28年度の公債費に係る交付税措置の分でちょっと説明させていただきますと、公債費が8億4,000万円でございます。これに係る交付税措置が約6億2,000万円というようなことになっておりまして、2億2,000万円が実質的な負担ですよというようなこととなります。

○議長（緒方哲哉君） ほかに質疑ありませんか。ありませんね。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

以上で、報告第3号「財政健全化判断比率等の報告について」を終わります。

日程第3 議案第26号 熊本市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について

○議長（緒方哲哉君） 日程第3、議案第26号「熊本市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（西坂 直君） ご説明申し上げます。

議案第26号、熊本市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について。地方自治法第286条第1項の規定により、平成29年9月30日限りで、熊本市町村総合事務組合の共同処理する事務を変更し、熊本市町村総合事務組合規約の一部を次のとおり変更することとするものでございます。平成29年9月8日提出。町長名です。提案理由につきましては、省略させていただきます。

次のページをお願いいたします。

熊本市町村総合事務組合規約の一部を変更する規約。熊本市町村総合事務組合規約（平成16年9月29日熊本県指令市町村第16号）の一部を次のように変更する。別表第1中「公立玉名中央病院企業団」を「地方独立行政法人くまもと県北病院機構設立組合」に改

め、別表第2第3条第1号に関する事務の項中「、公立玉名中央病院企業団」を削り、同表第3条第9号に関する事務の項中「公立玉名中央病院企業団」を「地方独立行政法人くまもと県北病院機構設立組合」に改める。附則、この規約は、平成29年10月1日から施行する。

別紙に資料といたしまして、新旧対照表を添付しておりますが、本件につきましては、市町村職員の退職手当に関する事務や、市町村非常勤職員の公務災害補償に関する事務などを行っております熊本県市町村総合事務組合の構成団体であります、公立玉名中央病院企業団、玉名病院が本年10月1日から病院業務を行う地方独立行政法人くまもと県北病院機構という地方独立行政法人と病院運営業務を行う地方独立行政法人くまもと県北病院機構設立組合という一部事務組合となることから、本組合の規約の一部変更が生じたものでございます。

内容といたしましては、玉名病院の常勤職員は、病院機構に移ることとなります。独立行政法人は、本組合の構成団体とはなりませんので、本組合からの脱退となります。また、設立組合は、玉名市の職員が兼務することとなり、常勤職員はおりませんけれども、一部事務組合でありますので、この中には議会があり、非常勤職員であります議会議員が存在いたします。そのため、当該議会議員の公務災害補償事務を本組合が行うため、玉名病院から設立組合に名称を変更するものでございます。

以上で説明を終わります。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（緒方哲哉君） これより質疑を行います。何か質疑ありませんか。ありませんね。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。

これから討論を行います。

本案に対する反対者の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

荒田議員。

○3番（荒田 博君） 議案第26号、熊本市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更についてでございますけれども、ただいま課長の説明にあったとおりでございますので、規約の一部変更ということで何ら異議なく賛成いたします。

○議長（緒方哲哉君） これで討論を終結します。

これから議案第26号「熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について」を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第27号 業務委託に関する協定の締結について

日程第5 議案第28号 業務委託に関する協定の締結について

○議長（緒方哲哉君） 日程第4、議案第27号「業務委託に関する協定の締結について」及び日程第5、議案第28号「業務委託に関する協定の締結について」、一括議題といたします。

提出者の説明を求めます。

企画課長。

○企画課長（北畑公孝君） それでは、まず、議案第27号から説明させていただきます。

議案第27号、業務委託に関する協定の締結について。甲佐町営乙女地区災害公営住宅建設工事について、下記のとおり業務委託に関する協定を締結するものでございます。平成29年9月8日提出。町長名でございます。

記。協定名称、熊本地震による災害公営住宅整備に係る業務施行に関する協定。業務名称、甲佐町営乙女地区災害公営住宅整備事業。施設名称、甲佐町営乙女地区災害公営住宅。所在地、上益城郡甲佐町大字田口4263番地。施設用途等、長屋・戸建て、木造平家建て12戸。敷地面積、3,101平米。延べ床面積、765平米。建設工事費、2億4,800万円。完成予定年月、平成30年3月31日。ただし、協定締結後、国及び県予算が翌年度に繰越承認されたとき、完了期限を平成30年6月30日に変更する。協定の相手方、熊本県知事 蒲島郁夫。

提案理由につきましては、災害公営住宅の建設を熊本県と業務委託に関する協定を締結し、委託として行いますが、協定の対象業務のうち、工事に関する部分については、工事または製造の請負に当たり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得、または処分に関する条例に定める金額を超えるときは、地方自治法第96条第1項第5号の議会の議決が必要となるため、議会の議決を求めるものでございます。

続きまして、資料のほうを添付しております。

1ページ、2ページが今回県と協定を締結する予定としております協定書（案）になります。

3ページをお願いいたします。

本協定の別添といたしまして、対象業務を記載しております。対象業務（県該当業務）。県のほうにお願いする業務でございますけれども、工事・建設工事、その他関連業務。あと工事監理委託といたしまして、建設工事監理委託、建築確認関連申請手続き業務、その他関連業務を本協定で結ぶこととしております。

今回、請負工事に当たる部分の工事につきましては、事業費といたしまして、2億4,800万円となっております。

次のページをお願いいたします。

乙女地区の災害公営住宅になりますけれども、田原区グリーンセンター敷地の北側に建設を予定することとしております。乙女地区に関しましては、7棟12戸を建設する予定といたしております。あと、5ページ以降、配置図、平面図、立面図等を添付しております。

続きまして、議案第28号について、説明をさせていただきます。

議案第28号、業務委託に関する協定の締結について。甲佐町営白旗地区災害公営住宅建設工事について、下記のとおり業務委託に関する協定を締結するものでございます。平成29年9月8日提出。町長名でございます。

記。協定の名称、熊本地震による災害公営住宅整備に係る業務施行に関する協定。業務名称、甲佐町営白旗地区災害公営住宅整備事業。施設名称、甲佐町営白旗地区災害公営住宅。所在地、上益城郡甲佐町大字芝原950番地。施設用途等、長屋、木造平家建て10戸。敷地面積、2,084平米。延べ床面積、561平米、建設工事費、1億9,100万円。完成予定年月、平成30年3月31日。ただし、協定締結後、国及び県予算が翌年度に繰越承認されたとき、完了期限を平成30年6月30日に変更する。協定の相手方、熊本県知事 蒲島郁夫。

提案理由につきましては、省略させていただきます。資料といたしまして、先ほどと同じく協定書（案）を添付いたしております。

1・2ページが今回協定書を締結する予定としております協定書（案）になります。

3ページが協定の対象業務となっております。対象業務につきましては、先ほど議案第27号で説明いたしました内容と同じになります。今回、白旗地区の災害公営住宅の工事費といたしましては、1億9,100万円としております。

4ページをお願いいたします。白旗地区災害公営住宅の位置図になります。芝原区の本村に建設をすることとしております。白旗地区に関しましては、全戸長屋タイプの5棟10戸を建設することといたしております。

5ページ以降につきましては、配置図、平面図、立面図等を添付させていただいております。

なお、今回提案申し上げております議案第27号、28号の協定の締結につきましては、議会の議決をいただきましたならば、熊本県と協定の締結を行い、その後、熊本県のほうで工事に関し、一般競争入札を実施されます。熊本県と落札者で請負工事の契約を締結されます。

契約の相手方、契約金額につきましては、請負契約締結日以降の最初の議会で報告させていただき、熊本県との協定の変更につきましては、最終精算額での変更協定締結を行う予定としておりますので、工事が竣工する前までに変更協定締結（案）につきまして、議会へご提案させていただくということでご理解いただきますようお願いいたします。

以上、説明を終わります。ご審議のほどよろしくようお願いいたします。

○議長（緒方哲哉君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。何か質疑ありませんか。

福田議員。

○5番（福田謙二君） この公営住宅の白旗、乙女ですけれども、この工事名のほかに工事監理とありますけれども、こちらのほうも金額が上がっておりますけれども、これはどのようなものですか。

○議長（緒方哲哉君） 企画課長。

○企画課長（北畑公孝君） 今回、県のほうに建築工事等は、業務委託によって行いますが、工事に付随する設計監理、施工監理につきまして熊本県のほうで、また甲佐町は熊本県に業務を委託しますが、熊本県は、また業者のほうと契約をされるというものでございます。

○議長（緒方哲哉君） 福田議員。

○5番（福田謙二君） これは合計金額を示さんでちやよかですか、やっぱり。この工事金額だけでよかですかね。

○議長（緒方哲哉君） 企画課長。

○企画課長（北畑公孝君） 地方自治法上、甲佐町の条例にも明記してありますが、議会議決に付すべき契約といたしましては、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格5,000万円以上の工事、または製造の請負とするとなっております。議会の議決が必要な契約の中には、委託は含まれておりませんので、今回議案として提出はさせていただいておりません。

以上でございます。

○議長（緒方哲哉君） ほかに質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） ありませんね。質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これから討論を行います。なお、討論及び採決は、別々に行います。

まず、議案第27号について、討論を行います。

本案に対する反対者の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

宮川議員。

○7番（宮川安明君） 議案第27号、業務委託に関する協定の締結についてでございますが、ただいま課長の説明にありましたように、災害公営住宅の建設を熊本県に委託するというようなものでございますので、何ら異議なく賛成をいたします。

○議長（緒方哲哉君） これで討論を終結します。

これから議案第27号「業務委託に関する協定の締結について」を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

引き続き、議案第28号の討論を行います。

本案に対する反対者の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

本田議員。

○11番（本田 新君） 議案第28号、業務委託に関する協定の締結でございますが、これは県との締結であります議案第27号と同じように白旗地区にも災害公営住宅が整備されるということでありますので、何ら異議なく賛成をいたします。

○議長（緒方哲哉君） これで討論を終結します。

これから議案第28号「業務委託に関する協定の締結について」を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第29号 工事請負契約の締結について

○議長（緒方哲哉君） 日程第6、議案第29号「工事請負契約の締結について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

建設課長。

○建設課長（志戸岡 弘君） それでは、議案第29号についてご説明いたします。

議案第29号、工事請負契約の締結について。町道西小川島線道路災害復旧工事（その2）について、下記のとおり工事請負契約を締結するものでございます。平成29年9月8日提出。町長名でございます。

記。1、契約の目的、町道西小川島線道路災害復旧工事（その2）。2、場所、上益城郡甲佐町大字西寒野地内。3、契約金額、7,515万7,200円。4、契約の相手方、上益城郡甲佐町大字豊内685番地4、田中建設株式会社甲佐支店 取締役支店長 田中勝廣。5、契約の方式、指名競争入札。提案理由については、省略させていただきます。

次のページをお願いします。資料1としまして、仮契約書の写しを添付しております。

次のページに、資料2として説明資料を添付しております。資料2に基づきまして、説明をさせていただきます。

今回の災害復旧工事は、平成28年6月21日に発生しました豪雨災害で、西寒野地内の西小川島地内の津留川の右岸が決壊し、津留川と並行する町道西小川島線の道路が被災を受けました。被災の状況は、右側の写真のとおり、道路の中央部まで決壊し、ブロック積みについても起点側からNo.1プラス5付近までの区間において、裏側に水が流れ込み、ブロック積みの機能を果たしていない状況であるため、ブロック積み全体の復旧工事を行います。

復旧工事は、護岸工事と道路の復旧工事をあわせて行います。河川護岸の復旧については、大型ブロック積みで施工し、延長は55メートルで高さは7メートル、面積が412.5平米です。道路の復旧については、L型擁壁で施工し、延長は55メートル、高さが2メートルです。その他、平面図で示すとおり、アスファルト舗装を254平米、ガードレールを55

メートル施工いたします。

なお、今回の災害復旧工事の施工の段階で、変更を生ずることがあった場合には、軽微な変更につきましては、町長の専決により実施させていただき、工事が竣工する前までに、変更契約の締結について、議会へご提案させていただくということで、ご理解をいただきますようよろしくお願いいたします。

以上で説明を終わります。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（緒方哲哉君） これより質疑を行います。何か質疑ありませんか。

福田議員。

○5番（福田謙二君） この護岸工事ですね、この護岸の上に町道が通っているわけでございますけれども、これは河川敷ということで、これはやっぱり町がせなんとですかね、その護岸工事はやっぱり。町道は、町のほうがするかもしれませんけれども、この町道を通すために、この護岸工事もともとしたわけですかね、最初は、これは。

○議長（緒方哲哉君） 建設課長。

○建設課長（志戸岡 弘君） この道路は、護岸を兼用しまして、町道をつくっておりますので、兼用道路として町が護岸を占用するような形でつくっておりますので、災害復旧についても道路災害復旧工事としまして、町がするようになっております。

以上でございます。

○議長（緒方哲哉君） ほかに質疑はありませんか。

西坂議員。

○6番（西坂和洋君） 資料2の写真でお尋ねしますが、起点から終点まで、これは結局河川敷の護岸を全部撤去して、また新しく大型ブロックを積まれるのですか。上に町道のL型、河川工事にL型の大型ブロックとか説明がありました。

○議長（緒方哲哉君） 建設課長。

○建設課長（志戸岡 弘君） 護岸工事といたしまして、大型ブロック積みも55メートル、道路の工事といたしまして、L型擁壁を55メートル施工するものでございます。

以上です。

○議長（緒方哲哉君） ほかに質疑ありませんか。

本田議員。

○11番（本田 新君） これを見ると、ここを1回整備したけれども、今回のまた災害があったということで、この左側の地図を見ると、川の流れがここに当たってから、こういうのだから、災害が出やすい河川の形になっているような感じも受けるわけですが、河川を扱おうと、やっぱり魚を大切にされる団体あたりとの兼ね合いがあるかもしれないけれども、この砂利層を何かこちらのほうに、護岸側に持ってくれば、少しは流れが、災害が出にくいような川の構造になるんじゃないかなと。ちょっと何か今思ったものですか、そういったことを何か国土交通省あたりをお願いするというようなことはできないんでしょうか。

○議長（緒方哲哉君） 建設課長。

○建設課長（志戸岡 弘君） この津留川の管理は、熊本県というふうになっておりますので、そのあたりは、まだ熊本県とも協議をしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（緒方哲哉君） ほかに質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） ありませんね。質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これから討論を行います。

本案に対する反対者の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

西坂議員。

○6番（西坂和洋君） 議案第29号、工事請負契約の締結について。町道西小川島線道路災害復旧工事に関しては、地域住民も大変困っておられると思っておりますので、何ら異議なく賛成いたします。

○議長（緒方哲哉君） これで討論を終結します。

これから議案第29号「工事請負契約の締結について」を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

しばらく休憩します。

休憩 午前10時52分

再開 午前11時05分

○議長（緒方哲哉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第7 議案第30号 平成29年度甲佐町一般会計補正予算（第3号）

○議長（緒方哲哉君） 日程第7、議案第30号「平成29年度甲佐町一般会計補正予算（第3号）」についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（西坂 直君） ご説明申し上げます。

議案第30号、平成29年度甲佐町一般会計補正予算（第3号）でございます。

1ページ目をお願いいたします。

平成29年度甲佐町一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによります。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7億9,525万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ119億9,314万1,000円といたしております。2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によります。

繰越明許費、第2条、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度へ繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」によります。

債務負担行為の補正。第3条、債務負担行為の追加及び変更は、「第3表 債務負担行為」補正によります。

地方債の補正。第4条、地方債の変更は、「第4表 地方債補正」によります。平成29年9月8日提出。町長名でございます。

次のページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正。歳入です。款9地方特例交付金から35万5,000円を減額し、564万5,000円といたしております。1の地方特例交付金です。款10地方交付税に8,252万2,000円を追加し、22億5,984万7,000円といたしております。1の地方交付税です。款14国庫支出金に2億5,748万6,000円を追加し、38億5,977万4,000円といたしております。2の国庫補助金、3の委託金です。款15県支出金に2億1,467万5,000円を追加し、13億9,973万2,000円といたしております。1の県負担金、2の県補助金です。款18繰入金から2億6,760万1,000円を減額し、3億6,200万7,000円といたしております。1の基金繰入金、2の特別会計繰入金です。款19繰越金に2億2,130万2,000円を追加し、2億7,130万2,000円といたしております。1の繰越金です。款20諸収入に328万8,000円を追加し、3,883万5,000円といたしております。5の雑入です。款21町債に2億8,394万2,000円を追加し、25億9,444万2,000円といたしております。1の町債です。

歳入合計。補正前の額111億9,788万2,000円に、7億9,525万9,000円を追加し、119億9,314万1,000円といたしております。

次のページをお願いします。

歳出です。款1議会費に13万4,000円を追加し、7,997万4,000円といたしております。1の議会費です。款2総務費に2億7,705万9,000円を追加し、20億9,216万7,000円といたしております。1の総務管理費から3の戸籍住民登録費です。款3民生費に4,234万円を追加し、20億7,351万7,000円といたしております。1の社会福祉費から3の災害救助費までです。款4衛生費に1,813万4,000円を追加し、23億8,582万円といたしております。1の保健衛生費、2の清掃費です。款5農林水産業費に7,843万5,000円を追加し、4億9,637万9,000円といたしております。1の農業費、2の林業費です。款6商工費に1,021万円を追加し、5,893万8,000円といたしております。1の商工費です。款7土木費に2億1,556万2,000円を追加し、13億1,373万9,000円といたしております。1の土木管理費、2の道路橋梁費、4の住宅費です。款8消防費に2,881万8,000円を追加し、3億8,138万9,000円といたしております。1の消防費です。款9教育費に7,146万8,000円を追加し、7億822万6,000円といたしております。1の教育総務費、2の小学校費、4の社会教育費、5の保健体育費です。款10災害復

旧費に4,415万4,000円を追加し、15億7,044万7,000円としております。1の農林水産施設災害復旧費、3の文教施設災害復旧費、4のその他公共施設・公用施設災害復旧費です。款11公債費に894万5,000円を追加し、8億254万4,000円としております。1の公債費です。

歳出合計。補正前の額111億9,788万2,000円に7億9,525万9,000円を追加し、119億9,314万1,000円としております。

次のページをお願いいたします。第2表 繰越明許費です。款項、事業名、金額で説明をいたします。款2総務費、項1総務管理費、災害公営住宅整備事業、11億8,364万4,000円です。款7土木費、項4住宅費、子育て支援住宅整備事業、5,500万円です。款8消防費、項1消防費、防災公園整備事業、5,500万円です。

次のページをお願いいたします。

第3表 債務負担行為補正。1追加です。事項、期間、限度額で説明をいたします。竜野地区放課後児童健全育成事業委託料、平成30年度から平成33年度まで、1,376万円。土木積算システム賃借料、平成30年度から平成33年度まで、66万円です。2変更です。こちらも事項、期間、変更前の限度額、変更後の限度額で説明をいたします。健康管理システム利用料、平成30年度から平成34年度まで、変更前の限度額が1,800万3,000円に235万6,000円を追加し、変更後の限度額2,035万9,000円としております。

次のページをお願いいたします。第4表 地方債補正。1変更です。こちらも起債の目的、それと補正前の限度額、補正後の限度額で説明をいたします。過疎対策事業、4億2,230万円に1億4,500万円を追加し、5億6,730万円としております。臨時財政対策債、1億6,200万円から1,005万8,000円を減額し、1億5,194万2,000円としております。公営住宅建設事業、4億5,840万円に9,730万円を追加し、5億5,570万円としております。災害復旧事業、3億9,370万円に5,010万円を追加し、4億4,380万円としております。災害対策債、8億7,410万円に160万円を追加し、8億7,570万円としております。なお、起債の方法、利率、償還の方法は変更ございません。

以上で説明を終わります。どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長（緒方哲哉君） ただいま説明が終わりました。

これより質疑を行います。

最初に、歳出についての質疑を行います。まず、15ページ、款1の議会費から20ページ、款4衛生費までです。15ページから20ページの款4衛生費までお願いします。

中村議員。

○12番（中村幸男君） 款2の目7の諸費についてお尋ねいたします。

今の時期に、確かに今回も23項目ぐらいの返還金がある中で、今回の返還金については、数字的にかなり多いんじゃないかという思いを持っておりますので、その返還する理由、特に金額の多い分について、説明をお願いしたいと思います。

○議長（緒方哲哉君） 福祉課長。

○福祉課長（北野 太君） それでは、15ページの総務費の総務管理費の諸費の返還金について、ご説明申し上げます。

返還金につきましては、16ページまでにわたって多くございます。福祉関係につきましては、15ページの上から2段目の住宅使用料の過納還付金以外全てということでございます。この中で、通常分で毎年精算をした後、年度をわたって次年度に追加交付でいただいたり、返還したりというような事務が発生しますけれども、16ページのほうの中ほど、臨時福祉給付金関係が昨年三つございました。この分の返還、それとその後、災害弔慰金の返還金、その下の教育・保育災害臨時特例補助金ということで、これは保育料の軽減した分の返還金でございます。こういった災害関係、それと臨時福祉給付金関係が追加されております。多く返還をする必要があるというような状況でございますけれども、金額が多い部分について、ご説明申し上げます。

まず15ページの下から2段、二つですね、更生医療負担金（国費）返還金ということ670万円、それと県費がその半分の335万円ということで、この分については、国が2分の1、県が4分の1というような補助でございますけれども、これについては、当初予算を組んでおまして、更生医療ということにつきましては、心臓病とか、慢性腎臓疾患とか、人工透析とかいう方が多くございますけれども、この中で当初見込んでおった中で3名の生活保護を受けておられる方も支給いたすんですけれども、その方が結構多く使っておられました。この方が亡くなられたということで、かなりの金額が落ちております。これについては、申請は大体半期を過ぎてから、9月以降に申請をして、その年度の必要額を見込んで、国のほうに申請して交付の決定があるということですが、その中で半年のうちに状況が一変しておったところでございます。ちなみに参考程度に申しますと、心臓病の手術を行われた方については、これは1月、1回の請求で約200万円等の請求があるというような状況も考えられますので、ちょっと返還する金額が多くなったということは、こちらの事務のほうのちょっと試算する上で、ちょっと甘かった面もあるかとは思われますけれども、中身的にはそういう状況です。

それと、次の16ページです。16ページの上から2段目と3段目です。障害者自立支援給付費負担金（国費）返還金、それとその後（県費）返還金ということで、これは2分の1、4分の1でございます。国のほうが511万4,000円、県のほうが257万2,000円ということで、金額的には、500万円、250万円という状況でございますけれども、これにつきましては、障がい者の介護給付費訓練等給付費といたしまして、障がい者の総合支援法に基づくいろんな施設サービスとか、在宅サービスとかいう部分を給付している部分と、それと舗装具の給付費の部分の補助金でございます。大きいのが、介護給付費訓練等給付費でございますけれども、一応補助金申請をしたときは、これが金額が多うございまして、3億628万3,890円ということで、補助金の申請をしておりましたけれども、これが総額、その半分の補助をしておりましたけれども、結果的に実質支出額が2億9,711万3,887円ということで、その差で511万4,000円ほど返還するというところで、これはもともとの予算が大きかったということでございます。

その下のほうは臨時福祉給付金関係と、災害弔慰金がございまして、これは一応支給をするはずでしたけれども、臨時福祉給付金については、対象者が非課税の方でした

ら支給対象となるんですけれども、町外の方の課税者に扶養されている場合は対象とならないとかいうようなことで、一応対象となるということで、通知はしてはいたけれども、結果的に対象にならなかったとかいうことで、全体の総予算で申請はしますので、結果的に減ったということで返還をするというようなことでございます。

災害弔慰金につきましても、これは地震関連死でこのくらい的人数は関連死で支給する必要があるということで上げてはいたけれども、審査会等で不認定となったとかいう部分で返還が生じたということでございます。金額が大きかったものについては、以上でございます。

○議長（緒方哲哉君） 中村議員。

○12番（中村幸男君） 今、福祉課長の説明もあり、理解はします。ただ、介護施設当たりの逆にサービスの低下等があって、こういう数字が出てきたんじゃないかという思いもあって、あえてお尋ねしたわけです。例年に比べて数字的にかなり多いんじゃないかというような思いでお尋ねしたわけでございますので、この23項目の中でやはり担当課あたりは逆に努力していただいて、なるべくやっぱり返還しないで、甲佐町民に利用できるやつは利用していただくようによろしくお願い申し上げておきます。

○議長（緒方哲哉君） ほかに質疑ありませんか。15ページから20ページです。議会費から衛生費までです。

荒田議員。

○3番（荒田 博君） 19ページの民生費の中で、災害救助費の中に転居費用助成金と民間賃貸住宅入居支援助成金とありますけれども、大体される方あたりに1件当たりの金額と制度の説明をお願いいたします。

○議長（緒方哲哉君） 福祉課長。

○福祉課長（北野 太君） それでは、19ページの3款3項1目災害救助費の中で負担金、補助及び交付金で転居費用助成金1,600万円と、民間賃貸住宅入居支援助成金の1,000万円ということでご説明を申し上げます。

これにつきましては、熊本地震復興基金の事業として新しく県のほうが、今度県議会の9月補正予算で出されますけれども、あわせて、市町村のほうに補正をお願いをされたという予算でございます。金額につきましては、1,600万円の転居費用助成金につきましては、1世帯当たり仮設住宅、みなし仮設住宅から新しい新居というところに転居された場合に、一律10万円を助成するというので、これは町のほうの想定で160世帯分ということで、概算で計上しております。

民間賃貸住宅入居支援助成金については、これは仮設住宅、みなし仮設住宅からアパートに転居されたり、またみなし仮設住宅は、そのままみなし仮設住宅は外れてもそのアパートに住むという場合に、その敷金等経費について一律20万円を支給するというので、これについては、一応50世帯分を見込んで予算計上しております。

中身につきましては、8月31日の熊日新聞に記事が載っていたかと思っておりますけれども、県議会のほうで予算が決まった後、今後は要綱が策定される予定でございます。詳細なこ

とについては、まだ市町村のほうにも知らされていないというような状況でございますけれども、市町村事務としましては、この二つの転居費用助成と民間賃貸住宅入居支援助成ということで、二つの助成については、市町村に補助という形で復興基金からの資金がおりされますので、市町村がまた要綱を作成して、実施するということになっております。そのほかに住宅ローンの利子助成等もありますけれども、これについては、県のほうが実施主体となりまして、市町村は受付窓口をするというようなことになっております。詳細なことにつきましては、まだ県の要綱が定まり次第、細々したことは決まってくると思いますので、県の要綱を今待っているというような状況でございます。

以上でございます。

○議長（緒方哲哉君） ほかに質疑ありませんか。15ページから20ページです。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） ありませんね。

次に、21ページ、款5の農林水産業費から28ページの款11公債費までです。21ページから28ページの款11公債費まで、何か質疑ありませんか。

佐野議員。

○2番（佐野安春君） 商工費の中で復興支援プレミアム付商品券発行事業というのがありますが、この事業の内容についてご説明をお願いします。

○議長（緒方哲哉君） 企画課長。

○企画課長（北畑公孝君） 款6商工費の中の負担金補助及び交付金の復興支援プレミアム付商品券発行事業補助金、今回1,000万円の補正をお願いしております。この分につきましては、震災からの復興という形で事業を制度設計いたしております。この分につきましては、今のところプレミアム2割分ですので、5,000万円に対しての2割で1,000万円合計6,000万円という形に発行総額は6,000万円になるかと思っております。この分で町内の購買力の向上と震災からの復興という形で1,000万円、2割、プレミアムの予算を計上させていただいているところでございます。

以上でございます。

○議長（緒方哲哉君） 佐野議員。

○2番（佐野安春君） いつから。

○議長（緒方哲哉君） 企画課長。

○企画課長（北畑公孝君） 今回のプレミアム商品券につきましては、今議会議決後、準備に入りますけれども、補助金といたしまして、商工会さんのほうでプレミアム商品券を発行される分についてのプレミアム部分ということで、今のところ年末商戦をめどに事業が行えればと考えております。

以上でございます。

○議長（緒方哲哉君） ほかにありませんか。

西坂議員。

○6番（西坂和洋君） 今と同じところですがけれども、この商品券は以前に何遍か発行

されたと思いますが、町外の人も購入できるのではないかとということですが、前のプレミアム商品券は、町外の者は買うことができないということだったと思いますけれども、結構町外の人も甲佐に買い物に来られますので、そこらあたりはどうなっていますか。

○議長（緒方哲哉君） 企画課長。

○企画課長（北畑公孝君） 今回のみならず、以前もプレミアム商品券の発行をしております。平成27年度にもプレミアム商品券を発行しておりますが、そのときは、町内外問わずプレミアム商品券の購入はできることとなっております。今回、29年度予算計上しております部分に関しましては、甲佐町民に対する支援と復興という形で、町内居住者限定での発行というふうに現在のところは考えております。

以上でございます。

○議長（緒方哲哉君） ほかにありませんか。

本郷議員。

○9番（本郷昭宣君） 26ページです。款9の目3で文化財保護費の関係ですが、13の委託料発掘調査、それから19の地域コミュニティについての内容をちょっと教えていただきたいと思います。

○議長（緒方哲哉君） 社会教育課長。

○社会教育課長（吉岡英二君） まず最初の文化財の発掘調査について、ご説明しますと、これにつきましては、やな場周辺の緑川河川改修を国交省のほうで計画されておりますけれども、その際に文化財保護法にのっとりまして、埋蔵文化財の予備調査を実施したわけです。その時点で玉石の集積の確認があったということで、その玉石については、江戸時代、甲佐井手に関連するもので、緑川とともに反映してきた甲佐町の成り立ちを考える上で貴重な資料であるということで、県の文化課と文化財保護委員さんのほうで判断されたということでございます。そのため、事業主体である国交省が全額事業費を負担して、調査を行うための費用をうちのほうに委託されているというようなことでございます。

それと地域コミュニティ施設につきましてはですけども、これは地域で、専ら住民が利用するものである祭りや行事などコミュニティ活動に利用され、今後も利用されるような神社とか仏閣とか、そういったことについての復興基金を利用した事業というようなことでございます。現在、20行政区で21件の申請があるというようなことでございます。

以上です。

○議長（緒方哲哉君） 福田議員。

○5番（福田謙二君） 21ページです。産業振興費の中に台風被害生産施設等復旧対策事業補助金、これは大体申し込みが何件ぐらいあって、この補助金の割合はどのくらいになっているんですかね、何割とか。

○議長（緒方哲哉君） 農政課長。

○農政課長（岡本幹春君） 予算を現在お願いしておりますので、申し込みはこれからということになります。補助率につきましては、パーセントで言いますと、県2割、町2割、復旧費用の中に農業共済制度、これはハウスに関する復旧費用でございますが、ハウ

スについては、農業共済制度がありますので、農業共済を掛けておられる方は当然共済金をもらわれております。掛けていない方は共済金をもらったという前提で、その金額を引いた分の、先ほど申しました県2割、町2割の補助金という制度でございます。

○議長（緒方哲哉君） ほかにありませんか。

山内議員。

○1番（山内亮一君） 産業振興ということで、直接この補正には関係ありませんが、一般の会計ということで関連して質問とお願いもしたいと思いますが、昨日、農機具導入につきまして、町長のほうから答弁いただきましたが、昨日、帰りに農政課のほうに寄りまして、県の採択ができなかったということで、それじゃあ、町の予算のほうはとれるかどうかということで確認しましたところ、県に上げた段階で、町の予算のほうは切り取ってあるわけですね。裏打ちがなくなったと。県のほうで採択できんのだったら町の単独事業も受けられないということで、補助があるということでありがたい事業なんですけれども、実際に16団体申請されておって、1,000万円だったということで、その中で、じゃあ、補助は全然受けられんとじゃないかということですので、今後町長におきましては、補正のほうを見直していただけるのかどうか、そのあたりと昨日言いました700万上限の変更あたりもあわせて見直していただけるのかどうかをちょっとお尋ねしたい。

○議長（緒方哲哉君） しばらく休憩します。

休憩 午前11時38分

再開 午前11時40分

○議長（緒方哲哉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

町長。

○町長（奥名克美君） 今回、津志田の農事組合の法人のほうから申請されたというようなことで、当初、その事業を当てにされてから事業化された分だろうというふうに思います。これまでもほかの地区のところ、採択なされなくて、町のほうでむかおうとしたんですけれども、それを何か国のリース事業のほうで対応したという実例もあります。今回、それについては、対応と枠がないというようなお話も今、担当課長のほうから聞いたところでありますので、そうなりますと、なかなかあと残された道というのは、町の単独の補助しかない。10%については、当初予算の中で町も予算化しておりますけれども、残り30%についての予算がありません。ですから、今後いろんな制度設計のことも考えながら、ちょっと一度持ち帰らせていただいて、じっくり検討させていただくならばというふうに思います。この場でどうするというのはなかなか答えにくい部分もありますので、どうかその点ご理解ください。

○議長（緒方哲哉君） 山内議員。

○1番（山内亮一君） それにあわせてまして、新車に対しての補助金ということなんですけれども、中古機械とか、そういったところまで広げてもらえると、非常に皆さん助か

るんじゃないかなと思っております。いろんな農機具につきましても、中古、なかなか少
うございますけれども、そういったところの対応まで考えていただければありがたいと
思っております。

○議長（緒方哲哉君） 町長。

○町長（奥名克美君） 中古の取り扱いにつきましても、その耐用年数とか、そういっ
た問題も恐らく出てくるんじゃないかと思っておりますので、新品の場合は、減価償却、それか
ら耐用年数の関係で、補助をするにしてもある程度の期間は要ります。中古の場合は、そ
の期間も短くなる恐れがありますので、短期間のうちに助成をする回数、頻度が増えてく
る可能性も出てまいりますので、その点についてどう取り扱うのか、今後検討課題の一つ
かなというふうな思いを持ったところであります。

○議長（緒方哲哉君） ほかに。

宮川委員。

○7番（宮川安明君） ちょっと関連でお聞きしますけれども、課長、導入するでしょ、
導入して、補助事業だから何年間はというのがあはずだと思ってしまうけれども、大体農機具に
ついては何年というのはどうですか。

○議長（緒方哲哉君） 農政課長。

○農政課長（岡本幹春君） 補助事業につきましては、国の基準もございます。言われ
るとおり耐用年数期間中は、使っていただくというのが前提になります。ちょっと詳しく
私も記憶にありませんが、農業用機械であれば、5年から8年ぐらいの耐用年数だったと
いうふうに記憶しております。

以上です。

○議長（緒方哲哉君） 宮川議員。

○7番（宮川安明君） わかりました。じゃあ、もう一つ、今、山内議員からも指摘が
ありましたように、この農機具導入に関しての補助要綱の見直しというのは、やっぱりや
るべきときに来ているんじゃないかというふうに思います。というのは、きのうだったで
すか、私が法人に関してのところを言ってましたように、やはり法人さんは、我々甲佐町
としてもしっかり今後の農業を支えていかれる、地域のリーダーとしてやっていかれると
いうことで補助金等も投入してやっていくところでございます。ですから、そこがしっか
りしていてももらわないと、甲佐町の農業全体がどうなるかというような問題になります
ので、その辺もしっかり考えていただきたい。

それともう一つは、機械導入に当たっては、県当たりが点数制をやっているからですよ、
ですから、町としてもそういう基準に基づいて、点数制度でやったほうがいいと思うん
ですよ。そうすると、当然その点数に達しなかったから、だめなんですよと、きちっとし
た答えができる。本年度もそうですけれども、結局みんな怖がってきたのを予算が決ま
っているから、そこで切らんといかんと。そういう場合は、非常に担当課としても苦しい
思いをするでしょうから、ぜひその辺も考えていただきたいというふうに思いますが、い
かがでしょうか。

○議長（緒方哲哉君） 農政課長。

○農政課長（岡本幹春君） 制度設計については、ただいま宮川議員のほうからありましたとおり、町においてもやっぱり各申請者の方を点数をつけて、重要度が高いといえますか、点数の高いところから補助をつけていくというのが一番私としてもいいのかなというふうに考えております。また、各集落でつくってあります法人については、国、県、町もですが、地域の担い手として法人をつくって農地を集積して、農業経営を行っていただきたいということをつくっている組織でございますので、初期に必要な農機具導入等については、特に町としても助成をする必要があるだろうというふうには考えております。ただいま宮川議員のほうからいただきました点数制も含めて、制度設計については、検討をさせていただきたいというふうに考えます。

以上です。

○議長（緒方哲哉君） ほかに。

佐野議員。

○2番（佐野安春君） 28ページの災害復旧費の中で、社会教育施設の災害復旧費が上げられておりますが、この宮内地区社会教育センターの災害の状況と、あわせて宮内区社会教育センターの活用状況をちょっと説明をお願いいたします。

○議長（緒方哲哉君） 社会教育課長。

○社会教育課長（吉岡英二君） まず、災害の被災状況からご説明いたします。

宮内地区の社会教育センターにおきましては、概要といたしまして、屋上の破損で漏水のあとが見られたということと、バルコニーあたりには鉄筋が露出してさびている部分もございます。それと壁につきましては、クラックが至るところで見られると。アルミサッシ部分には周辺にひび割れが見られると。それと犬走り等にも見られるということですね。ガラス窓についても破損の状況が見られているということで、一番大きい部分は屋上の防水部分の修理については相当な金額が必要になるんじゃないかというふうに思っているところでございます。

活用状況ということでございますけれども、これは利活用については、宮内小跡地の利活用計画の中でもうたっておりますけれども、現在は、平成28年度の利用件数としましては、193件、それと利用人数は1,153人というようなことで、主にやまびこ会であるとか、各小学校の見学、それと料理教室とかしめ縄づくり、梅の収穫等に使っておられる状況でございます。

以上です。

○議長（緒方哲哉君） 佐野議員。

○2番（佐野安春君） 今ありました被災の状況の中で、今現在、活用できる状況なんでしょうか。

○議長（緒方哲哉君） 社会教育課長。

○社会教育課長（吉岡英二君） 今、活用についてはできております。ただし音楽室の一部分に雨漏りがあるというようなことで、部分的にできないところもありますけれども、

外壁部分については、すぐがすぐに崩れるというような状況ではございませんので、活用はできているというようなことです。

以上です。

○議長（緒方哲哉君） ほかに質疑ありませんか。21ページから28ページまでです。

荒田議員。

○3番（荒田 博君） 27ページの安津橋総合運動公園整備費でございますけれども、公園整備工事の2,500万円から委託料2,500万円と、これはどういうことでこうなられたのかの説明をお願いいたします。

○議長（緒方哲哉君） 企画課長。

○企画課長（北畑公孝君） 安津橋総合運動公園の今回工事費から委託料へ2,500万円組み換えさせていただいております。

平成29年度の事業につきましては、当初事業費ベースで2億3,386万円を予定し、整備をするところでしたが、国庫補助での事業費ベースで6,920万円、交付金で3,460万円ということで、補助が想定よりかなり低い段階で落ちております。工事を進めるに当たりまして、部分的に今年度工事をして、また手戻りがあるというふうにも考えられますので、今回は、この工事費から委託費に2,500万円組みかえさせていただいて、後年度に整備する予定の部分についての設計委託を組ませていただいております。これにつきましては、ナイター設備関係につきまして、ボーリング調査を行って、ナイター設備の基礎等の構造的な計算と実施設計、あとナイターをするに当たりまして、電気機械設備、あと今後必要となってくる管理棟等もございますので、管理棟、電気設備等、機械設備等については、基本設計と実施設計、あとナイター施設に関しましては、ボーリング調査をして実施設計という形で組ませていただいております。

以上でございます。

○議長（緒方哲哉君） ほかに質疑ありませんか。

佐野議員。

○2番（佐野安春君） 28ページの災害復旧費で、先ほど尋ねた次の項目であります、トレーニングセンターの災害復旧工事というのがありますが、これでトレーニングセンターは使えるようになるんですね。

○議長（緒方哲哉君） 農政課長。

○農政課長（岡本幹春君） トレーニングセンターについてお答えいたします。

トレーニングセンターにつきましては、平成28年度、昨年度の予算で復旧工事について契約をいたしております。当初の復旧計画としましては、天井部分の取り外しと照明器具の脱着ということで、工事を発注をいたしております。その後、業者の方が工事に入られたわけですが、天井は外しましたところ、屋根部分にあります骨材の傷み、それと骨材を支えるコンクリートの破損等がわかりましたので、その分を追加で工事発注を行いたいと。昨年度からの繰り越し分が少し残っておりますので、その分とあわせて不足する額を今回補正でお願いしているところです。工期としまして、3月まで今のところ予定をいたして

おります。その後は、これまでと同様、使えるような状態になるということでございます。
以上です。

○議長（緒方哲哉君） ほかにありませんか。

宮川議員。

○7番（宮川安明君） すみません、24ページの消防費ですね、ここに防火水槽修繕工事というのがありますけれども、これはどういうことでしょうか。

○議長（緒方哲哉君） 総務課長。

○総務課長（西坂 直君） 消防費の工事請負費、防火水槽修繕工事でございますが、当初予算で上に書いています修繕料で290万円計上いたしておりましたけれども、修繕費で行うよりも修繕工事として工事請負費として合わせたところで実施をするほうがいいたろうということで、組み換えを行いました。設計の詳細を行いましたところ、若干21万8,000円の増額となったところでございます。ちなみに、修繕箇所につきましては、全部で6カ所を予定をしております。

以上でございます。

○議長（緒方哲哉君） ほかにありませんか。

本田議員。

○11番（本田 新君） 25ページの上段に防災費の防災公園のことが記載されております。全員協議会のときに、この資料をいただいております。その中で防災公園5,500万円かかっておりますけれども、これ、公園の内容というか、僕は公園だから砂場の一つぐらいあるのかなと思っていただけれども、どうなんですか、この公園、5,500万円かかっているというふうには感じらんけど、そこのところ説明をお願いします、内容を。

○議長（緒方哲哉君） 企画課長。

○企画課長（北畑公孝君） 今回、防災公園造成工事費として5,500万円補正をお願いしております。全員協議会でスケジュールリングでご説明させていただいておりますけれども、防災公園自体、表面といいますか、上ですかね、上は平成30年度を予定しております。今回、この造成工事につきましては、災害公営住宅と防災公園、それと子育て支援住宅、三つございますけれども、今現況、農地となっております。今回の造成工事に関しましては、1万平米以上を超える開発ですので、泥をとる、あとは盛り土をする、あと構造物関係に関しまして、5,500万円の予算を計上させていただいております。防災公園自体の詳細な設計につきましては、今後、今月中にも業者と委託契約を結びまして、詳細に詰めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（緒方哲哉君） 本田議員。

○11番（本田 新君） わかりました。私、ちょっと全員協議会で聞き漏れがあって申しわけない。期待をしております。

それと、この資料の1ページですね、甲佐地区のやつで、これが当初なんでしょうね、1万7,000平米の計画があって、今回あれで1万2,000平米に変わってあるのですかね、違

いますか、私の認識不足なら。1万7,000平米が1万2,000平米に変わって、5,000平米ちょっとが縮小したというふうな計画になっておりますけれども、これはお願いですけれども、今度このレイアウトですよ、当初のままだから、これがどんなふうに変ったのか、ちょっと何か見てわかるような図面か何か後で議会が終わってから。机上にありますか。あ、これがあれか。

○議長（緒方哲哉君） しばらく休憩します。

休憩 午前11時58分

再開 午前11時59分

○議長（緒方哲哉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

山内議員。

○1番（山内亮一君） 防火水槽に関連しましてちょっとお尋ねしますが、6月に補正をされた防火水槽の民地にあった防火水槽ですけれども、そこを撤去するというこの今の現状と、あとその他に民間とか何かはずっとある防火水槽の確認あたりをされたと思いますが、そのあたりの状況をお願いしたいと思います。

○議長（緒方哲哉君） 総務課長。

○総務課長（西坂 直君） 前回の議会で補正予算で計上させていただきました撤去分につきまして、これにつきましては、国の消防施設の補助金をいただきまして整備しております。ということで、国のほうにその撤去についての承認申請を今出しているところです。国からの承認許可の書類を待っているというようなところで、そちらのほうが来次第、実施設計を踏みまして、発注をするというふうに考えております。

それと昨年の地震によりまして、防火水槽等について消防団あたりも活用して、確認をしまして、今、ここに出しております6カ所の部分について、表面の道路敷きに敷設しておりますので、その上の部分が波を打ったというか、そういうような状況でございますので、これを補修をするということで考えております。

○議長（緒方哲哉君） 山内議員。

○1番（山内亮一君） 民地にある防火水槽、そういったところの確認ですよ。そのまま敷設していいのかという、それはされたんですか。

○議長（緒方哲哉君） 総務課長。

○総務課長（西坂 直君） 前回の議会の中で確認をするということで答弁をしておりましたが、今のところ、まだそこまではやってはおりません。今後、年度内には全部のところで確認をしたいというふうに考えております。

○議長（緒方哲哉君） いいですか。

ほかに質疑はありませんか。

しばらく休憩します。

休憩 午後0時01分

再開 午後1時00分

○議長（緒方哲哉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、歳入に入りたいと思います。

歳入につきましては、歳入全部について質疑をお願いします。10ページから14ページです。歳入全部についての質疑をお願いします。歳入につきましては、10ページから14ページまでです。ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） ありませんね。

最後に、本予算全部についての質疑をお願いします。

西坂議員。

○6番（西坂和洋君） 24ページの土木費の熊本県地震関連費ということで、甲佐町宅地復旧補助金というのがありますが、これは個人の宅地だろうと思いますが、そこらあたりは大体復旧するのに同じ金額というのはありませんが、補助率はどのくらいですか。

○議長（緒方哲哉君） 建設課長。

○建設課長（志戸岡 弘君） こちらは、熊本地震で個人の宅地復旧についての熊本県復興基金による補助金となります。補助金としましては、復旧費の工事費が50万円を超えた分から出た分についての3分の2が復興基金による補助となります。上限が1,000万円となります。

以上でございます。

○議長（緒方哲哉君） ほかにありませんか。本予算全部についての質疑を伺っております。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） ありませんね。質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これから討論を行います。

本案に対する反対者の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

本田議員。

○11番（本田 新君） 議案第30号、平成29年度甲佐町一般会計補正予算であります。ただいま審議を細かくしたところでありますが、新聞紙上で我がまちが災害復興住宅第1号として先陣を切るというような形で、またそれにあわせて防災公園や子育て住宅をつくるということが新聞報道でされております。県下問わず我がまちが称賛されているような行政が執行されると。また、本日この予算でそれが始まるということは、大変名誉なことだなというふうに思います。町長を初め、執行部の皆さん方に私どもから敬意を表したい

というふうな思いを持っております。ぜひともこれを大いに立派なものにして、さらに我がまちの発展につなげるようなことであればいいなというふうに思っております。ちょっと話が長くなって申しわけありませんけれども、議案第30号については、諸手を挙げて賛成をさせていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（緒方哲哉君） これで討論を終結します。

これから議案第30号「平成29年度甲佐町一般会計補正予算（第3号）」についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第31号 平成29年度甲佐町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

○議長（緒方哲哉君） 日程第8、議案第31号「平成29年度甲佐町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）」についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

住民生活課長。

○住民生活課長（本田克典君） 議案第31号、平成29年度甲佐町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

1ページをお願いいたします。

平成29年度甲佐町の国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによります。歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額にそれぞれ1億6,104万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ21億3,085万4,000円とするものです。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によります。平成29年9月8日提出。町長名でございます。

次のページをお願いいたします。第1表 歳入歳出予算補正。歳入です。款3 国庫支出金から41万1,000円を減額し、4億6,050万2,000円としております。2の国庫補助金です。款5 療養給付費等交付金に1,903万6,000円を追加し、5,903万7,000円としております。1の療養給付等交付金です。款10 繰入金に53万2,000円を追加し、1億5,773万円としております。1の一般会計繰入金です。款11 繰越金に1億4,188万5,000円を追加し、1億6,188万6,000円としております。1の繰越金です。歳入合計。補正前の額19億6,981万2,000円に1億6,104万2,000円を追加し、21億3,085万4,000円としております。

次のページをお願いいたします。歳出です。款1 総務費に143万6,000円を追加し、4,426万1,000円としております。1の総務管理費です。款2 保険給付費に269万6,000円を追加し、11億5,870万5,000円としております。1の療養諸費、2の高額療養費です。款3

後期高齢者支援費等から50万3,000円を減額し、1億6,761万9,000円としております。1の後期高齢者支援費等です。款4前期高齢者納付金等に3,000円を追加し、62万9,000円としております。1の前期高齢者納付金等です。款6介護納付金から1,523万9,000円を減額し、6,580万5,000円としております。1の介護納付金です。款11諸支出金に2,070万5,000円を追加し、2,173万6,000円としております。1の償還金及び還付加算金です。款12予備費に1億5,194万4,000円を追加し、2億628万3,000円としております。1の予備費です。歳出合計。補正前の額19億6,981万2,000円に1億6,104万2,000円を追加し、21億3,085万4,000円としております。

今回の補正の主なものにつきましては、歳入は、平成28年度繰越金及び退職者医療療養給付費等の交付金の平成28年度交付金の額確定により、追加交付されるための増額でございます。歳出につきましては、平成29年度納付金等額が決定したことによるその差額金の減額となっております。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

○議長（緒方哲哉君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑につきましては、本予算全部についてお願ひいたします。質疑につきましては、本予算全部についての質疑をお願ひいたします。何か質疑ありませんか。本予算全部についての質疑を伺っております。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） ありませんね。質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これから討論を行います。

本案に対する反対者の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

本郷議員。

○9番（本郷昭宣君） 議案第31号、平成29年度甲佐町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）につきましては、繰越金の確定ということで歳出面では、諸支出金、それから予備費に計上というようなことでございますので、何ら異議なく賛成いたします。

○議長（緒方哲哉君） これで討論を終結します。

これから議案第31号「平成29年度甲佐町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）」についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第32号 平成29年度甲佐町介護保険特別会計補正予算（第1号）

○議長（緒方哲哉君） 日程第9、議案第32号「平成29年度甲佐町介護保険特別会計補正予算（第1号）」についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

福祉課長。

○福祉課長（北野 太君） 議案第32号、平成29年度甲佐町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

1 ページをお願いいたします。平成29年度甲佐町の介護保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによります。歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,854万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15億1,086万4,000円とするものでございます。2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」により、ご説明いたします。平成29年9月8日提出。町長名でございます。

2 ページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算補正。歳入です。款4 支払基金交付金に153万3,000円を追加して、3億8,807万2,000円としております。1の支払基金交付金です。款5 国庫支出金に20万6,000円を追加して、3億8,305万8,000円としております。2の国庫補助金です。款6 県支出金に10万3,000円を追加して、2億345万5,000円としております。3の県補助金です。款8 繰入金に49万8,000円を追加して、2億4,038万7,000円としております。1の一般会計繰入金です。款9 繰越金に5,620万円を追加して、5,620万1,000円としております。1の繰越金です。歳入合計。補正前の額14億5,232万4,000円に5,854万円を追加して、15億1,086万4,000円としております。

3 ページをお願いいたします。

歳出です。款1 総務費に39万5,000円を追加して、4,492万7,000円としております。1の総務管理費です。款4 地域支援事業費に54万6,000円を追加して、6,245万6,000円としております。1の包括的支援事業・任意事業費から3の一般介護予防事業費までです。款5 基金積立金に2,000万円を追加して、2,007万1,000円としております。1の基金積立金です。款7 諸支出金に1,826万3,000円を追加して、1,826万6,000円としております。1の償還金及び還付加算金、2の繰出金です。款8 予備費に1,933万6,000円を追加して、1,992万4,000円としております。1の予備費です。歳出合計。補正前の額14億5,232万4,000円に5,854万円を追加して、15億1,086万4,000円としております。

今回の補正の主なものにつきましては、平成28年度決算に伴います剰余金の介護給付費準備基金への積み立てのほか、前年度の給付費等の償還金となっております。

以上で説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

○議長（緒方哲哉君） これより質疑を行います。

質疑については、本予算全部についてをお願いいたします。本予算全部についての質疑を伺います。

西坂議員。

○6番（西坂和洋君） ページは4ページの歳入のところの款1の介護保険料というところですが、これは前、国民年金から引いておられたと思いますが、そして物価スライドとかの制度で徴収しておられたと思いますが、現在もまだ物価スライド制になっておるのですか。

○議長（緒方哲哉君） 福祉課長。

○福祉課長（北野 太君） それでは、4ページの1の介護保険料のところの質問ということでございますけれども、まず介護保険料については、年金のほうから65歳以上になられたら、基礎年金をもらわれますけれども、年間で18万円以上の方は、特別徴収ということで、年金のほうから保険料を差し引かせていただいております。

介護保険料については、物価スライドということではなくて、3年に1回、町で介護保険の事業計画を策定しております。その試算によって求めております。今、来年度からまた3年間の介護保険事業計画の策定ということになりますので、今年度中にまた来年度以降3年間の介護保険事業計画を策定した上で、新しい保険料を町で策定するというようにしております。

以上でございます。

○議長（緒方哲哉君） ほかに質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） ありませんね。質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これから討論を行います。

本案に対する反対者の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

中村議員。

○12番（中村幸男君） 議案第32号、平成29年度甲佐町介護保険特別会計補正予算につきまして、平成28年度決算に伴う剰余金の補正であって、何ら異議なく賛成いたします。

○議長（緒方哲哉君） これで討論を終結します。

これから議案第32号「平成29年度甲佐町介護保険特別会計補正予算（第1号）」についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第33号 平成29年度甲佐町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

○議長（緒方哲哉君） 日程第10、議案第33号「平成29年度甲佐町後期高齢者医療特別

会計補正予算（第1号）」についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

住民生活課長。

○住民生活課長（本田克典君） 議案第33号、平成29年度甲佐町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

1ページをお願いいたします。

平成29年度甲佐町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによります。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ237万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億4,539万5,000円とするものです。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によります。平成29年9月8日提出。町長名でございます。

次のページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算補正。歳入です。款5繰越金に237万8,000円を追加し、237万9,000円としております。1の繰越金です。歳入合計。補正前の額1億4,301万7,000円に237万8,000円を追加し、1億4,539万5,000円としております。

次のページをお願いいたします。

歳出です。款3保健事業費については、予算科目の組み換えにより0円としております。1の健康保険増進事業費です。款4諸支出金に1万5,000円を追加し、12万5,000円としております。1の償還金及び還付加算金です。款5予備費に236万3,000円を追加し、237万2,000円としております。1の予備費です。歳出合計、補正前の額1億4,301万7,000円に、237万8,000円を追加し、1億4,539万5,000円としております。

今回の補正の主なものは、歳入では、平成28年度の繰越金によります増額、歳出では、過年度分の保険料の還付のための増額となっております。

以上で説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

○議長（緒方哲哉君） これより質疑を行います。

この案件につきましても、本予算全部についてをお願いいたします。本予算全部について、何か質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） ありませんね。質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これから討論を行います。

本案に対する反対者の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

荒田議員。

○3番(荒田 博君) 議案第33号、平成29年度甲佐町後期高齢者医療特別会計補正予算でございますが、平成28年度の決算を受けての予算計上となっておりますので、何ら異議なく賛成いたします。

○議長(緒方哲哉君) これで討論を終結します。

これから議案第33号「平成29年度甲佐町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)」についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(緒方哲哉君) 異議なしと認めます。

本案は原案のとおり可決されました。

日程第11 要望第1号 田代・大谷公民館建設に対する町の支援要望

○議長(緒方哲哉君) 日程第11、要望第1号「田代・大谷公民館建設に対する町の支援要望」についてを議題とします。

本要望につきましては、平成29年第1回の定例会において、総務文教常任委員会に付託してありますので、委員長の報告を求めます。

本田総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員会委員長(本田 新君) それでは、総務文教常任委員会から平成29年第1回甲佐町議会定例会において付託された下記事件について、次のとおり審査結果を報告いたします。

1、事件名、田代・大谷公民館建設に対する町の支援要望。

2、審議経過、(1)付託年月日、平成29年3月15日。(2)審査状況、本委員会は付託された事件について、平成29年8月16日に調査・審議を行いました。審議においては、執行部から西坂総務課長、吉岡社会教育課長にも出席を求め、要望書の内容について検討・審議を行いました。資料として社会教育課より、甲佐町自治公民館改修等補助金交付要綱の改正の要旨及び行政区ごとの公民館等の一覧などを参考に審議を行いました。

最初に、要望書提出からこれまでの経緯をご説明いたします。

平成29年1月27日付で上早川1区、田代集落・大谷集落の代表として、上早川1区の美濃田恵一区長から議長宛てに田代・大谷公民館建設に対する町の支援要望が提出されました。この要望が平成29年第1回甲佐町議会定例会において、総務文教委員会に付託され、閉会中の継続審査とすることとして、3月15日に議決されました。同様に甲佐町町長宛てにも要望書が提出されており、町執行部も検討を進めておりました。執行部においては、新規事業等の採択検討機関である事務事業評価委員会が3月28日に開催され、検討の上、補助金の交付に係る申請については、1行政区当たり、1自治公民館とすると決定されました。この内容を含め、甲佐町自治公民館改修等補助金交付要綱が一部改正されております。

このような経過状況の中、執行部から1行政区当たり、1自治公民館とするという町の

方針を美濃田区長に伝えられ、了承されました。区のほうでは、大谷公民館1カ所の建設に伴う補助金交付申請書が5月15日に提出され、補助金等交付決定通知書が甲佐町町長から6月1日付で通知されているところです。以上が、要望書提出からのこれまでの経緯となっております。

そして今回総務文教常任委員会の審議においては、賛否が分かれました。

賛成意見として、画一的な施策ではなく、地域性を重視すれば、1行政区にも複数の公民館があってもいいのではないかと。また、災害時の避難場所としての公民館が広い行政区にあっては複数必要ではないかなどの意見がありました。

それに対して反対意見のほうでは、補助金申請は1行政区当たり、1自治公民館という補助金交付要綱を評価したい。また、他の行政区には、1行政区当たり、1自治公民館という区がほとんどで、公正性、平等性を考える必要があるのではないかなどの意見がありました。このように意見が分かれたため、報告においては、委員長である私に一任されました。

結論として、町行財政改革の推進や他の地域との兼ね合い、平等性等を考慮すれば、1行政区当たり、1自治公民館という原則を支持し、この要望については不採択とすべきものとの結論といたしました。ただし、総務文教常任委員会から町への意見として、1行政区当たり、1自治公民館とした場合、今後の町の課題として、自治防災組織の活動の推進及びさらなる治水、防災対策等の充実を図ることを申し添えたいと思います。

以上をもって、総務文教常任委員会から付託を受けました事件についての報告といたしたいと思います。皆さん方には、資料が添付されていると思います。甲佐町自治公民館改修等補助金交付要綱の改正の要旨、並びに次のもう1枚には、公民館等の一覧表があるかと思えます。ほとんどの行政区においては、1公民館がここに記載されていると思います。ただ、竜野地区においては、複数の公民館がこのように列記されておりますので、今後はこれが一つの方向に向かうのではないかなというふうに思っております。

以上で、私のほうからの報告とさせていただきます。

○議長（緒方哲哉君） お疲れでございました。

これより質疑を行います。

ただいまの報告に対し、総務文教常任委員長に質疑を行うことができます。ただし、甲佐町議会運営に関する申し合わせにより委員長報告等に対する質疑の中で、委員長の報告に対する質疑は、審査の経過と結果に対する質疑にとめる。また、自己が所属する委員会のメンバーは委員長に対しては質疑をしないという取り決めであります。

何か質疑ありませんでしょうか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） ありませんね。質疑なしと認めます。

とめましたよ、とめました。質疑なしととめました。

○5番（福田謙二君） 総務文教の委員は、執行部側にもちょっと質問できないんですかね。

○議長（緒方哲哉君） 今、とめましたので、次回の何らかのときに、それから後でまた執務室のほうに行ってお聞きください。

○5番（福田謙二君） わかりました。

○議長（緒方哲哉君） 申しわけないです。

これから討論を行います。

本要望に対する賛成者の発言を許します。

福田議員。

○5番（福田謙二君） この大谷・田代集落の公民館ですけれども、昨年の地震、それから6月の集中豪雨でございますが、特に集中豪雨の件で、田代、上大谷、大谷というところが避難所が龍野のふれあいセンターになっております。地元の役場職員の方にも聞いておられると内容もわかりますけれども、道路も全然通れないと、避難する場所がないと。皆さん物すごい不安でございました。私も実際、上早川2区に住んでおまして、大峰というところに住んでおります。私も連絡がありまして、避難所のふれあいセンターの鍵をあけてもらえんかということで、社会福祉協議会の会長さんがその鍵を持っておられるということで、私が車で取りに行つて、いうなら城平というところですね、そこに行つたところにも、道路が、水嵩がもう膝上ですよ。そういうような状態で鍵も持っていけない状態、流れも強いということで、ある程度の水が引いたところで大体膝ぐらいまでになったときに道路を歩いていって、避難所の鍵をあけたというようなことがあったんですけれども、時間的に物すごい遅れまして、それからあそこのふれあいセンターをあけて、避難所が今あきましたというふうに連絡したんですけれども、住民の方から今ごろ来て何しとったんかというような物すごく怒られもしました。そういう中で役場の職員の方も大谷とか、田代、職員のOBの方もおられますので、どういう状況だったのかとか、そういうこともある程度把握をされているかと思っておりますけれども、ぜひとも、災害に関して。それで田代地区におきましては、危険箇所もあるかと思っております。そういう面で物すごい不安だったんじゃないかならうかと思っておりますので、この件に関しては賛成いたします。

以上です。

○議長（緒方哲哉君） 次に、本要望に対する反対者の発言を許します。

本郷議員。

○9番（本郷昭宣君） この田代・大谷公民館の建設に対する地元からの要望というように、この要望書の中に書いてありますように、確かにそういうことがあるというように、私たちも理解はしております。そういうことで理解はしておりますけれども、それでは、1行政区に1公民館という基準、この時点では決まっていなかったと思いますが、今まではそういうことで私たちもおったわけです。そういうことで、この要望書は十分わかりますけれども、この要望書にありますように、執行部のほうでは、十分今後いろいろ災害とか何かありましたら、考慮させていただいて、この建設については心苦しいですが、不採択にさせていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（緒方哲哉君） これで討論を終結します。

これから要望第1号「田代・大谷公民館建設に対する町の支援要望」についてを採決いたします。

この採決は起立によって行います。

この要望に対する委員長の報告は、不採択であります。要望第1号「田代・大谷公民館建設に対する町の支援要望」を採択することに賛成の方の起立を求めます。支援要望を採択に賛成する方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（緒方哲哉君） 起立少数。

よって、本要望は不採択とすることに決定いたしました。

日程第12 議員派遣について

○議長（緒方哲哉君） 日程第12「議員派遣について」を議題とします。

お諮りします。

議員派遣については、お手元に配付のとおり派遣することとしたいと思っております。なお、日程等に変更があった場合は、議長に一任していただきたいと思っております。

これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（緒方哲哉君） 異議なしと認めます。

よって、議員派遣については、お手元に配付のとおり派遣すること、日程等の変更については、議長に一任することに決定いたしました。

日程第13 議会広報編集特別委員会の研修報告について

○議長（緒方哲哉君） 日程第13、議会広報編集特別委員会の研修報告を行います。

議会広報編集特別委員会では、去る8月4日に鳥取県大山町議会において研修を行っております。委員長の報告を求めます。

荒田議会広報編集委員会委員長。

○議会広報編集委員会委員長（荒田 博君） 議会広報編集特別委員会では、去る8月4日に鳥取県大山町議会の議会だよりの取り組み等について、視察研修を行いました。

大山町は、鳥取県の西部に位置し、北は日本海に面し、中国山脈の主峰大山の裾野にあり、面積189.80キロ平方メートル、人口は平成29年4月1日現在で1万6,679人となっております。大山町議会におかれては、全国町村議会議長会主催の広報全国コンクール並びに鳥取県のコンクールにおいて、毎年1位または上位入賞されております。

大山町議会の議員定数は16人で、広報常任委員会を設置され、編集委員は8人で構成、2年ごとに全議員が委員として任命され、編集に当たっておられます。企画やレイアウトは全委員で、原稿づくりや写真は全議員での編集体制をとられております。

一般質問については、質問者の意思を尊重され、本人が原稿を作成し、委員会へ提出さ

れ、原稿を広報委員会で内容確認を行い、編集されるとのことでした。作成に当たってのポイントとして、「読んでみたくなる紙面」「住民目線で読みやすい内容」「会議録や活動報告ではなく情報誌にする」など、中でも「中学生でも理解できる内容」や「高齢者が読み疲れない」ことなどにも気を配り、表紙や見出し、レイアウト、写真などさまざまな工夫をされており、とても参考になりました。

我々、議会広報編集特別委員会は、この研修を生かし、さらに研さんを積んで、わかりやすく、多くの人に読んでいただけるような広報紙づくりに努めていきたいと思っております。

以上、研修報告とさせていただきます。

○議長（緒方哲哉君） 以上で、議会広報編集特別委員会の研修報告を終わります。

日程第14 総務文教常任委員会からの閉会中の継続審査の申し出について

日程第15 産業厚生常任委員会からの閉会中の継続審査の申し出について

○議長（緒方哲哉君） 日程第14「総務文教常任委員会からの閉会中の継続審査の申し出について」、日程第15「産業厚生常任委員会からの閉会中の継続審査の申し出について」、以上の2件については、一括議題といたします。

お手元に配付のとおり、総務文教、産業厚生の子つ常任委員会から閉会中の継続審査の申し出があつております。

お諮りします。

ただいま申し出の二つの子つ常任委員会からの申出書のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 異議なしと認めます。

よつて、総務文教常任委員会、産業厚生常任委員会からの申し出については、申出書のとおり閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

日程第16 議会運営委員会からの閉会中の継続審査の申し出について

○議長（緒方哲哉君） 日程第16「議会運営委員会からの閉会中の継続審査の申し出について」を議題といたします。

お手元に配付のとおり、議会運営委員会から閉会中の継続審査の申し出があつております。申し出のとおり、閉会中の継続審査にしたいと思ひます。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 異議なしと認めます。

よつて、議会運営委員会からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

以上をもつて、本定例会に付議されました事件は全て議了いたしました。

これで会議を閉じます。

閉会前に当たり、町長よりご挨拶をお願いいたします。

奥名町長。

○町長（奥名克美君） 9月定例会の閉会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

今期定例会は、9月8日から本日までの5日間にわたり、提案をいたしました案件につきまして精力的にご審議をいただき、いずれも原案どおりご議決をいただき、本日ここに閉会の運びとなりましたことは、町政の執行に当たりご同慶に存するものであります。

ここにご議決をいただきました平成29年度一般会計補正予算を初め、各議案の成立によりまして、今後の復旧・復興に全力を挙げて取り組むとともに、町政全般にわたり、なお一層の政策の推進を図り、町民の皆様の生活再建と福祉の向上に努めてまいります。また、今議会でご指摘をいただきました事項につきましては、今後の町政運営に生かしていく所存でございます。今後とも町政発展のため、特段のご協力とご指導をいただきますよう心からお願い申し上げて、閉会のご挨拶とさせていただきます。まことにありがとうございます。

○議長（緒方哲哉君） それでは、私のほうから、本定例会の閉会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

本定例会は、8日に開会、本日12日までの5日間にわたり多数の重要案件を終始熱心に審議され、本日ここに全てを議了し、無事に閉会の運びとなりました。議員各位並びに執行部におかれましては、終始精力的なご審議をいただき、厚く御礼を申し上げます。今後とも町民の負託とご期待に応えるべく、さらなるご尽力を賜りますようお願いを申し上げます。

最後に、皆様には、くれぐれも健康にご留意いただきますようお祈り申し上げ、平成29年第3回甲佐町議会定例会を閉会いたします。お疲れさまでございました。

閉会 午後1時51分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

甲佐町議会議長

甲佐町議会議員

甲佐町議会議員

甲 佐 町 議 会 会 議 録
平 成 2 9 年 第 3 回 定 例 会

平 成 2 9 年 9 月 発 行

発 行 人 甲 佐 町 議 会 議 長 緒 方 哲 哉
編 集 人 甲 佐 町 議 会 事 務 局 長 福 島 明 広
作 成 株式会社インターナショナル総合研究所 Tel (075) 924-2582

甲 佐 町 議 会 事 務 局

〒861-4696 上益城郡甲佐町大字豊内 719-4
電話 (096) 234-1198